

泉 廃 寺 跡

— 陸奥国行方郡家出土瓦の報告 —



2008. 3

南相馬市教育委員会

泉 廃 寺 跡

— 陸奥国行方郡家出土瓦の報告 —



2008. 3

南相馬市教育委員会

南相馬市埋蔵文化財調査報告書第12集

泉庭寺跡 一陸奥国行方郡家出土瓦の報告一 正誤表

南相馬市埋蔵文化財調査報告書第12集において下記の誤りがありましたので、本正誤表をもって訂正いたします。

| 頁 | 場所 | 誤 | 正 |
|-----|------------------|---------------------------|---------------------------|
| III | 10行目 | 田中哲男 | 田中哲雄 |
| IV | 27行目 | 勢戸 力 | 勢澤 力 |
| 4 | 18行目 | 器主構成 | 器種構成 |
| 30 | 7行目 | 接着式よつて | 接着式によつて |
| 30 | 12行目 | くぼみに先端に半截後の… | くぼみに半截後の… |
| 38 | Fig27 軒丸瓦各類（1） | 14 (SD1003・T) | 14 (SD1003・6T) |
| 40 | Fig29 軒丸瓦各類（2） | 11 | 9 |
| 41 | 4行目～5行目 | Fig29-11 | Fig29-8 |
| 47 | Fig35 左下の図 | 3 | 4 |
| 51 | Fig38 三重彌文軒平瓦の分類 | 三重彌文軒平瓦 | 四重彌文軒平瓦 |
| 62 | 19行目 | 左巻きした唐草文を… | 右巻きした唐草文を… |
| 74 | 2行目 | 遺存状態でため | 遺存状態であるため |
| 77 | 36行目 | 12は基の表現と | 11は基の表現と |
| 78 | Fig62 鬼板 | 11 (SD1002-5T)・12 (10-5T) | 10 (SD1002-5T)・11 (10-5T) |
| 80 | 13行目 | 明らかである、 | 明らかである。 |
| 100 | 2行目・7行目 | 単弁細井瀬彌文軒丸瓦 | 単弁細井瀬彌文軒丸瓦 |
| 104 | 29行目 | 有蕊井瀬彌文軒丸瓦 | 有蕊井瀬彌文軒丸瓦 |

序 文

古代日本の歴史が記述された統日本紀の養老二年（718）五月二日に陸奥国の石城・標葉・行方・宇多・亘理と常陸国の中多の六郷をもって新たに石城国が設置されたことが記述されています。この文は数行にも満たない非常に短いものですが、日本古代史に初めて、現在の福島県浜通り地方北部の一地域を指す地名として、「行方」が登場する重要な一文です。

この統日本紀に記された行方郡は現在の南相馬市と相馬郡飯館村の一部を治めた、古代律令国家の地方行政区分と考えられています。これまで行方郡の行政中枢をなす郡家の所在については、本市の中央を流れる新田川の河口近くに建物の基礎となる礎石や古代の布目瓦が散布している福島県史跡「泉廐寺跡」と考えられてきました。

泉廐寺跡は、昭和30年には福島県史跡として指定され今日まで地域の方々の多大なるご努力により大切に保存されてきましたが、近年福島県史跡範囲の周辺で大規模な農業基盤整備事業が計画されたことにより、市教育委員会により本遺跡の範囲・内容を確認するための発掘調査が進められてきました。

これらの一連の発掘調査では、泉廐寺跡は県史跡指定当時の遺跡範囲を大きく上回る広大な敷地に多数の建物が建て並べていたことが判明し、泉廐寺跡が行方郡の行政機関である行方郡家であることを明らかにすことができました。その結果、開発計画の一部を変更し遺跡の大部分は保存されることとなりました。

平成12年度からは本遺跡の重要性を考慮し、更に遺跡の具体的な内容を確認するために泉廐寺跡保存整備事業に着手し、郡家を構成する郡庁・正倉・館などの各施設が調査され、その調査成果は全国の注目を集めるものとなりました。

本書は、これら約10カ年にもわたる発掘調査の成果をまとめたものです。この報告書が、多くの方々の目に触れ、活用されることを祈念します。

最後となりますが、これまでの発掘調査を実施するにあたりまして、地権者の皆様をはじめとし多くの方々に多大なるご協力賜りましたことに厚く御礼申し上げますとともに、泉廐寺跡調査・整備指導委員、文化庁及び福島県教育庁のご指導・ご助言に、深く感謝申し上げます。

平成20年3月

南相馬市教育委員会

教育長 青木 紀男

例　　言

1. 本書は泉廃寺跡の調査成果報告である。掲載した内容は平成6年度から平成16年度までに実施された発掘調査で出土した遺物のうち軒丸瓦・軒平瓦について叙述する。
2. 本書に掲載した発掘調査かかる調査経費は、試掘調査ならびに内容・範囲確認調査は国庫補助金・県費補助金の交付を得、農業基盤整備事業にかかる調査経費は福島県相双農林事務所および旧原町市が負担し、周囲の原町市道改良にかかる経費は原町市（現南相馬市）が負担している。
3. 本書の印刷にかかる経費は、国庫補助事業の対象としている。
4. 遺跡の所在地は次に示すとおりである。南相馬市原町区泉字寺家前・宮前・町池・町・館前。
5. 調査を実施するにあたっては、泉廃寺跡調査・整備検討委員会を組織し、指導・助言を得た。

岡田茂弘（福島県文化財保護審議会委員・元東北歴史博物館長）　鈴木 啓（前福島県考古学会長）

宮本長二郎・田中哲男・小林敬一（東北芸術工科大学）　玉川一郎（福島県教育庁）

今泉隆雄（東北大学）　佐川正敏（東北学院大学）

6. 発掘調査ならびに本書刊行にかかる一連の業務は、以下の体制で実施した。

調査主体　南相馬市教育委員会

事務局　南相馬市教育委員会事務局文化財課

| | | | |
|-------|-------|-------|--------|
| 教育長 | 青木 紀男 | 副主査 | 川田 強 |
| 事務局長 | 風越 清孝 | 副主査 | 荒 淑人 |
| 事務局次長 | 藤原 直道 | 学芸員 | 佐川 久 |
| 文化財課長 | 島中 清 | 主事 | 白瀬 善康 |
| 課長補佐 | 堀 耕平 | 嘱託学芸員 | 林 紘太郎 |
| 主任主査 | 佐藤 友之 | 事務補助 | 萩原 佐千子 |

（平成20年3月現在）

- ・調査補助員　藤木 海・狭川麻子・相良英樹・安達訓仁・久松舞子・佐藤祐太・岩谷こずえ・松本 弘
- ・整理補助員　狭川麻子・山本恵子・新川幸子・渡部恵美・玉川美枝子・木山訓子・湊 陽子・太田正子
　　渡部定子・牛渡由起子・松本絢子・寺内美智子・遠藤和子・古谷洋子・野沢成子・阿部路代・遠藤美枝子
　　阿部路代・遠藤美枝子・木幡君子・狭川なつみ
- 7. 本書に掲載した遺物実測図・製図・版下は、各調査員の指示のもと、以下の整理作業員が作成した。
　　狭川麻子・山本恵子・新川幸子・渡部恵美・玉川美枝子・木山訓子・湊 陽子・太田正子・渡部定子
　　牛渡由起子・松本絢子・寺内美智子・遠藤和子・古谷洋子・野沢成子・阿部路代・遠藤美枝子
　　木幡君子・狭川なつみ
- 8. 発掘調査、報告書作成にあたり、次の方々から指導・助言を得た。記して感謝申し上げる。
　　文化庁文化財部記念物課・独立行政法人奈良文化財研究所・奈良国立博物館・福島県教育庁生涯学習文化
　　スポーツ領域文化財グループ・福島県立博物館・（財）福島県文化振興事業団・福島県文化財センター白
　　河館・福島市教育委員会・相馬市教育委員会・双葉町教育委員会・郡山市埋蔵文化財調査事業団・福島市

文化振興事業団・歴いわき市教育文化事業団・宮城県教育委員会・宮城県多賀城跡調査研究所・東北歴史博物館・東北大・東北大学埋蔵文化財調査センター・東北学院大学・東北文化研究所・仙台市教育委員会多賀城市教育委員会・多賀城市埋蔵文化財調査センター・岩手県教育委員会・奥州市埋蔵文化財調査センター・盛岡市教育委員会・盛岡市遺跡の学び館・秋田県教育委員会・秋田城跡調査事務所・仙北町教育委員会・払田櫛跡調査事務所・山形県教育委員会・本中眞・坂井秀弥・機村幸男・補宣田佳男・加藤真二・玉田芳英・清野孝之（文化庁）山中敏史・光谷拓実・馬場 基（独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所）平川 南・仁藤淳史（大学共同利用機関法人人間文化研究機構国立歴史民俗博物館）岩戸晶子・古澤 悟（奈良国立博物館）長島雄一・宍戸弘治・荒木 隆・大平好一・日下部善紀・小林雄一・佐藤耕三・山崎充浩・鎌水 実（福島県教育庁）須藤 陸・藤沢 敦（東北大学）菊池芳朗（福島大学）口野尚志（佐賀大学）三上喜孝（山形大学）熊田亮介（秋田大学）吉田 歓（山形県立米沢女子短期大学）大塚初重・吉村武彦（明治大学）佐藤正人（尚絅女学院）岡田清一（東北福祉大学）酒寄雅志（国學院大學柳木短期大学）須田 勉・戸田有二（国士館大学）熊谷公男・辻 秀人（東北学院大学）大平 聰（宮城学院女子短期大学）川尻秋生（早稲田大学）藤原妃敏・森 幸彦・木本元治・横須賀寅達・松田隆嗣・今野 崇（福島県立博物館）青山博樹・菅原洋夫・松本 茂・飯村 均・福島雅儀・安田 稔・芳賀英一・木間 宏・吉田秀亨・石本 弘・伊藤典子・甲賀寿美恵・（故）寺島文隆（福島県文化振興事業団・福島県文化財センター）佐久間正明・柳沼賢治・高松俊雄・工藤健吾（郡山市埋蔵文化財調査事業団）広岡 敏・猪狩みち子・猪狩忠雄・高島好一・和深和夫・中山雅弘（いわき市教育文化事業団）鈴木 功・鈴木一寿（白河市教育委員会）中村真由美・吉田陽一（二本松市教育委員会）告川隆夫・木崎 悠（須賀川市教育委員会）三瓶秀文・山田 廣（富岡町教育委員会）山路直充・松本太郎（市川市考古博物館）田中広明（財団法人埼玉県埋蔵文化財調査事業団）辻 史郎（我孫子市教育委員会）知久裕明（深谷市教育委員会）川口武彦（水戸市教育委員会）真保昌弘（栃木県なす風土記の丘資料館）鶴村一志（泉崎村教育委員会）村田晃一・吾妻俊典・佐藤則之（宮城県教育委員会）小井川和夫・古川一明（宮城県多賀城跡調査研究所）工藤雅樹・高野芳宏（東北歴史博物館）長島栄一（仙台市教育委員会）鈴木孝行・千葉孝弥（多賀城市埋蔵文化財調査センター）大河原基典（色麻町教育委員会）佐藤敏幸（東松島市教育委員会）高橋誠明・佐藤 優・大谷 基（大崎市教育委員会）石崎高臣（岩手県文化振興事業団）長谷川 真（宮古市教育委員会）伊藤博幸・佐藤良和（奥州市埋蔵文化財調査センター）神田和彦・進藤 靖（秋田市教育委員会）中島広顕（東京都北区教育委員会）木川浩司（芝山町教育委員会）出浦 崇・勢戸 力（伊勢崎市教育委員会）大橋泰夫（島根大学）清水理史（鶴ヶ島市遺跡調査会）鳥羽正之（岡部町教育委員会）後藤建一（湖西市教育委員会）藤井裕二・伊藤邦弘・齊藤 健・水戸弘美・植松曉彦（財団法人山形県埋蔵文化財センター）早川 泉・河野一也・藤木 海（大成エンジニアリング株式会社）西 徹雄・二上裕嗣（南相馬市文化財保護審議会委員）藤沼邦彦・山田昌久・植泉岳二（浦尻貝塚調査指導委員会）小野田義和・松岡 進・大迫徳行・岩崎真幸（原町市史編纂委員会）・桑原滋郎・進藤秋輝・（故）大金宣亮・（故）大川 清・中山 晋・佐藤仁司・桑島秀治

(順不同・敬称略)

16. 本書に掲載した原稿は、荒 淑人が執筆した。
17. 本書の編集は荒が行った。
18. 調査で得られた資料は、南相馬市教育委員会が保管している。

目 次

| |
|---------|
| 序 文 |
| 例 言 |
| 目 次 |
| 挿 図 目 次 |
| 図 版 目 次 |

第Ⅰ章 遺跡を取り巻く環境

| | |
|-----------------------|----|
| 第1節 泉廐寺跡を取り巻く環境 | 1 |
| 第1項 地理的環境 | 1 |
| 第2項 歴史的環境 | 1 |
| 第2節 泉廐寺跡の概要 | 5 |
| 第1項 遺跡の概要 | 5 |
| 第2項 出土瓦における研究略史 | 12 |
| 第3節 本書の構成 | 15 |
| 第1項 瓦壇類の整理と表現 | 15 |
| 第2項 遺物の呼称 | 15 |

第Ⅱ章 瓦 塚 類

| | |
|----------------------|----|
| 第1節 軒丸瓦 | 19 |
| 第1項 軒丸瓦の概要 | 19 |
| 第2項 植物文軒丸瓦 | 20 |
| 第3項 単弁細弁蓮華文軒丸瓦 | 33 |
| 第4項 有蕊弁蓮華文軒丸瓦 | 35 |
| 第5項 素弁蓮華文軒丸瓦 | 39 |
| 第6項 単弁蓮華文軒丸瓦 | 40 |

| | |
|--------------------|----|
| 第2節 軒平瓦 | 41 |
| 第1項 軒平瓦の概要 | 41 |
| 第2項 重弧文軒平瓦 | 42 |
| 第3項 木葉文軒平瓦 | 57 |
| 第4項 偏行唐草文軒平瓦 | 60 |
| 第5項 均整唐草文軒平瓦 | 68 |
| 第6項 波状文軒平瓦 | 71 |
| 第7項 無文軒平瓦 | 74 |
| 第3節 鬼板 | 77 |
| 第1項 鬼板の概要 | 77 |

第III章 軒先瓦の構造と変遷

| | |
|------------------------|-----|
| 第1節 軒丸瓦・軒平瓦の変遷 | 79 |
| 第1項 軒丸瓦の変遷 | 79 |
| 第2項 軒平瓦の変遷 | 89 |
| 第3項 軒先瓦の構造と変遷 | 96 |
| 第4項 軒先瓦の組み合わせの検討 | 99 |
| 第2節 泉廐寺跡出土瓦の様相 | 103 |
| 第1項 画期の設定 | 103 |
| 第2項 瓦群の年代 | 105 |
| 第3項 瓦の画期と郡家の変遷 | 106 |

引用文献・参考文献

報告書抄録
奥付

挿図目次

| | | | | | |
|-------|----------------|----|-------|------------------|----|
| Fig1 | 福島県と南相馬市の位置 | 1 | Fig36 | 重弧文軒平瓦 (4) | 48 |
| Fig2 | 遺跡周辺地質図 | 2 | Fig37 | 重弧文軒平瓦 (5) | 49 |
| Fig3 | 周辺の都家遺跡 | 3 | Fig38 | 三重弧文軒平瓦の分類 | 51 |
| Fig4 | 遺跡周辺の地形 | 5 | Fig39 | 重弧文軒平瓦 (6) | 53 |
| Fig5 | 泉庭寺跡の地区割 | 6 | Fig40 | 重弧文軒平瓦 (7) | 54 |
| Fig6 | 正倉院の様相 | 7 | Fig41 | 重弧文軒平瓦 (8) | 55 |
| Fig7 | 郡院の様相 | 7 | Fig42 | 重弧文軒平瓦 (9) | 56 |
| Fig8 | 北方官衙の様相 | 8 | Fig43 | 木葉文軒平瓦の製作工程 | 57 |
| Fig9 | 町池地区 | 9 | Fig44 | 木葉文軒平瓦の分類 | 58 |
| Fig10 | 町地区的様相 | 10 | Fig45 | 木葉文軒平瓦 | 59 |
| Fig11 | 館前地区的様相 | 10 | Fig46 | 偏行唐草文軒平瓦の製作工程 | 61 |
| Fig12 | 泉摩寺跡全体図 | 11 | Fig47 | 偏行唐草文軒平瓦の分類 | 62 |
| Fig13 | 遺物の呼称 | 16 | Fig48 | 偏行唐草文軒平瓦 (1) | 63 |
| Fig14 | 瓦の呼称 | 17 | Fig49 | 偏行唐草文軒平瓦 (2) | 64 |
| Fig15 | 瓦の呼称 | 18 | Fig50 | 偏行唐草文軒平瓦 (3) | 65 |
| Fig16 | 軒丸瓦の分類 | 19 | Fig51 | 偏行唐草文軒平瓦 (4) | 66 |
| Fig17 | 花葉文軒丸瓦の分類 | 21 | Fig52 | 偏行唐草文軒平瓦 (5) | 67 |
| Fig18 | 花葉文軒丸瓦の製作工程 | 22 | Fig53 | 均整唐草文軒平瓦の分類 | 69 |
| Fig19 | 花葉文軒丸瓦 (1) | 24 | Fig54 | 均整唐草文軒平瓦 | 70 |
| Fig20 | 花葉文軒丸瓦 (2) | 25 | Fig55 | 波状文軒平瓦の製作工程 | 71 |
| Fig21 | 花葉文軒丸瓦 (3) | 27 | Fig56 | 波状文軒平瓦の分類 | 72 |
| Fig22 | 花文軒丸瓦の分類 | 29 | Fig57 | 波状文軒平瓦 | 73 |
| Fig23 | 花文軒丸瓦 (1) | 31 | Fig58 | 無文軒平瓦の製作工程 | 74 |
| Fig24 | 単弁細弁蓮華文軒丸瓦の分類 | 34 | Fig59 | 無文軒平瓦の分類 | 75 |
| Fig25 | 有茎弁蓮華文軒丸瓦の分類 | 35 | Fig60 | 無文軒平瓦 | 76 |
| Fig26 | 有茎弁蓮華文軒丸瓦の製作工程 | 36 | Fig61 | 鬼板復元図 | 77 |
| Fig27 | 軒丸瓦各類 (1) | 38 | Fig62 | 鬼板 | 78 |
| Fig28 | 素弁蓮華文軒丸瓦の分類 | 39 | Fig63 | 植物文軒丸瓦 I 類 (花葉文) | 79 |
| Fig29 | 軒丸瓦各類 (2) | 40 | Fig64 | 花葉文軒丸瓦の変遷 | 80 |
| Fig30 | 軒平瓦の分類 | 41 | Fig65 | 花文軒丸瓦の分類 | 81 |
| Fig31 | 重弧文軒平瓦の製作工程 | 43 | Fig66 | 花文軒丸瓦の変遷 | 82 |
| Fig32 | 三重弧文軒平瓦の分類 | 44 | Fig67 | 植物文軒丸瓦の変遷 | 84 |
| Fig33 | 重弧文軒平瓦 (1) | 45 | Fig68 | 単弁細弁蓮華文軒丸瓦の変遷 | 85 |
| Fig34 | 重弧文軒平瓦 (2) | 46 | Fig69 | 有茎弁蓮華文軒丸瓦の分類 | 86 |
| Fig35 | 重弧文軒平瓦 (3) | 47 | Fig70 | 有茎弁蓮華文軒丸瓦の変遷 | 87 |

| | | | |
|-------------------|----|-------------------|-----|
| Fig71 素弁蓮華文軒丸瓦 | 88 | Fig76 偏行唐草文軒平瓦の変遷 | 93 |
| Fig72 単弁蓮華文軒丸瓦 | 88 | Fig77 均整唐草文軒平瓦の変遷 | 94 |
| Fig73 重弧文軒平瓦の相関関係 | 89 | Fig78 波状文軒平瓦の変遷 | 95 |
| Fig74 重弧文軒平瓦の変遷 | 90 | Fig79 軒先瓦の構成 | 102 |
| Fig75 木葉文軒平瓦変遷図 | 92 | | |

図版目次

| | |
|------------------------|---------------------------|
| Color Ph. 1 泉麻寺跡全景 | Color Ph. 5 単弁細弁蓮華文・素弁蓮華文 |
| Color Ph. 2 出土瓦調査状況 | 単弁蓮華文・有蕊弁蓮華文軒丸瓦 |
| Color Ph. 3 植物文軒丸瓦 (1) | Color Ph. 6 重弧文軒平瓦 |
| Color Ph. 4 植物文軒丸瓦 (2) | Color Ph. 7 偏行唐草文軒平瓦 |
| | Color Ph. 8 木葉文軒平瓦・鬼板 |

| | |
|----------------------|----------------------------|
| Ph. 1 植物文軒丸瓦 (1) | Ph. 10 重弧文軒平瓦 (4)・均整唐草文軒平瓦 |
| Ph. 2 植物文軒丸瓦 (2) | Ph. 11 木葉文軒平瓦 |
| Ph. 3 植物文軒丸瓦 (3) | Ph. 12 偏行唐草文軒平瓦 (1) |
| Ph. 4 単弁細弁蓮華文軒丸瓦 | Ph. 13 偏行唐草文軒平瓦 (2) |
| Ph. 5 有蕊弁蓮華文軒丸瓦 | Ph. 14 偏行唐草文軒平瓦 (3) |
| Ph. 6 素弁蓮華文・單弁蓮華文軒丸瓦 | Ph. 15 波状文軒平瓦 |
| Ph. 7 重弧文軒平瓦 (1) | Ph. 16 無文軒平瓦 (1) |
| Ph. 8 重弧文軒平瓦 (2) | Ph. 17 無文軒平瓦 (2) |
| Ph. 9 重弧文軒平瓦 (3) | Ph. 18 鬼板 |

第1章 遺跡を取り巻く環境

第1節 泉廃寺跡を取り巻く環境

第1項 地理的環境

福島県南相馬市は、福島県太平洋岸の中央北側に位置し、人口約73,700人・面積約398.5km²を有する。南相馬市が所在する福島県は、東北地方太平洋側の最も南に位置し、北には宮城県と山形県が、西には新潟県、南には茨城県と栃木県で県境を接している。

南相馬市は、東に太平洋を臨み、西には阿武隈山地が展開している。市街地の大部分はこれらに挟まれるように形成された段丘面に広がっている。このような条件は福島県太平洋岸の各地で、おおむね同じような地形的な特徴を有している。

南相馬市内の地形を見ると、市内西側にある山地域と市内東側にある海岸平野に大別され、山地域となる阿武隈山地の山々は、起伏が著しく傾斜の強い斜面が形成されるが、全体的に山々の高まりが揃った様相を示す。市内には阿武隈山地から東流するいくつかの河川があり、この河川は先述した低位丘陵間を流れ、所々で小規模な支流河川との合流を繰り返しながら、太平洋に到達している。

河川により形成される段丘は、河床の発達高度により、大きく低位段丘・中位段丘・高位段丘と区分されている（註1）。



Fig1 福島県と南相馬市の位置

第2項 歴史的環境

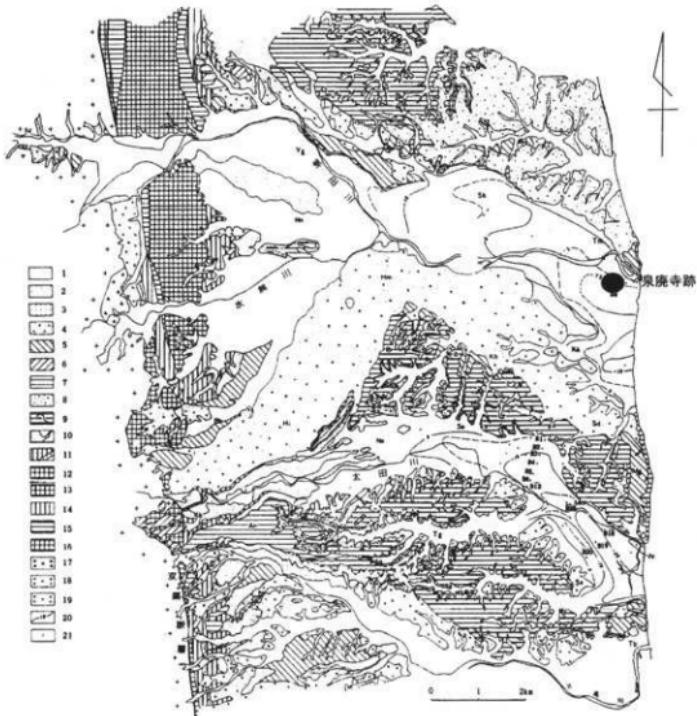
泉廃寺跡が造営を開始する7世紀後半から、廃絶を迎える10世紀前半までに位置付けられる遺跡には、官衙関連遺跡や集落遺跡・生産遺跡などがあり、それぞれが多様な様相を示している。これらの各遺跡は当時の行政機構の中核であった泉廃寺跡とは決して無関係なものではなく、何らかの形で行方郡家の影響を受けていたものと推測される。

以下では、官衙関連遺跡・寺院遺跡・集落遺跡、そして生産遺跡を瓦・須恵器生産に区分して、この時期の様相を概観しておこう。

官衙関連遺跡 浜通り地方で建評がなされた評家のうち、石城郡家に比定されている根岸遺跡では継続的な発掘調査が実施され、郡家の具体的な様相が判明している（註2）。行方郡家に隣接する郡家の標葉郡と宇多郡の郡家（評家）所在地については、標葉郡家に双葉町郡山五番遺

第2項 歴史的環境

跡、宇多郡家には相馬市黒木田遺跡があてられている。各郡家の具体的な様相の把握は今後の調査の進展を待つしかないが、宇多評家に比定されている黒木田遺跡は、相馬市内を流れる宇田川北岸の微高地上面に立地し、奥相志には「川原宿 田園 往古舟橋の西に駅あり 川原宿」という。この地多く古瓦を出す 布目あり 蓋し神祠仏閣の跡か」と記されるように(註3)、昔から古瓦が出土することで知られており、中野庵寺跡と呼ばれることもある。過去の発掘調査を見ると、ほ場整備事業にともなう範囲確認のための試掘調査がなされた以外には本格的な



1：“沖積層”，2：第6段丘構成層，3：第5段丘構成層，4：第4段丘構成層，
5：第3段丘構成層，6：第2段丘構成層，7：第1段丘構成層，8～11：竜の
口層，8：同c層（砂岩），9：同c層（シルト岩・京塚沢凝灰岩），10：同b層，
11：同a層，12～19：基盤岩類，12：塙手層，13：小山田層，14：富沢層，15：
中の沢層，16：柄窪層，17：古生層，18：花崗岩類，19：脈岩，20：竜の口層上
面標高（m），21：ボーリング地点と孔名。Ah：芦原，Bb：馬場，Ht：雪雀ヶ原，
Hm：原町市街，Ht：東高松，Ka：苦浜，Kh：北原，Kk：片倉，Mg：間形沢，
Mm：米々沢，Nn：長野，No：中太田，Om：大要，Sd：翠，Se：下江井，Sk：
下北高平，So：下太田，Ss：下渡佐，Tb：塙原，Tg：鶴谷，Tm：館前，Yg：横
上。

Fig2 遺跡周辺地質図

発掘調査の経験はなく、遺跡の具体的な様相については分からぬ（註4）。この時の調査では、瓦溜や掘立柱建物跡、礎石の残る建物基壇が確認されており、宇多郡家（評家）とそれに付属する寺院跡を内包する形で把握されていると考える意見が多い。

標葉評家に比定される郡山五番遺跡は、前田川の南岸に展開する郡山台地の上面にあり、古くから古瓦が出土することで知られている。これらの瓦には泉廃寺跡から出土するものと同じ文様を有するものがある。遺跡は昭和52年から3ヵ年計画で発掘調査が行われ、五番地内では官衙風の掘立柱建物跡と、多量の瓦が出土している。堂ノ上地内では版築をもつ建物や、埋められた礎石・根石などが確認された（註5）。このような状況を見ると、多量の瓦が出土する五番地内には寺院に関連する遺構が、堂ノ前地内には掘込地業をもつ礎石建物による正倉が展開している可能性がある。いずれにしても、掘込地業や礎石建物の存在から、この遺跡が郡家としての条件を良く備えていると見て良いであろう。

寺院遺跡 現在、南相馬市において寺院跡もしくは推定地とされている遺跡は2件がある。植松廃寺跡・横手廃寺跡である。植松廃寺跡は新田川中流域の北岸に広がる河岸段丘の上面に位置する。古くから各種瓦が出土することで知られており、寺院跡として考えられてきた。平成8年に開発にともなう小規模な試掘調査が行われた以外には、本格的な調査は行われていないため遺跡の内容については不明な点が多いが、この調査では建て替えが行われている掘立柱建物跡1棟と、ロクロ土器・平瓦などが出土している（註6）。過去の表面採取では、単弁四葉蓮華文軒丸瓦・有蕊弁蓮華文軒丸瓦・軒平瓦、粘土紐造りの丸瓦・一枚造りによる平瓦などが得られている。植松廃寺跡の瓦群は、後述する入道瓦窯で生産されていたことが明らかとなっている（註7）。

横手廃寺跡は、真野川北岸の河岸段丘縁辺にある寺院遺跡であり、昭和54年に福島県史跡指定を受けている。遺跡内には今でも多くの礎石が残存しており、古くから瓦が出土することで知られていた。これまで発掘調査の経験はなく、遺跡の詳細については全く分かっていない。遺跡内から採取された瓦を見ると単弁八葉蓮華文鏡瓦が1種類と粘土紐造りの有段・無段の男瓦・一枚造りで凸面に平行・縄・樹枝状の各種タタキが見られる（註8）。このうち樹枝状タタキについては植松廃寺跡と同一のものである。

瓦と須恵器の生産 本地方で瓦の生産が確認されている遺跡は、泉廃寺跡に供給したと考えられる京塙沢瓦窯跡・犬這瓦窯跡・植松廃寺跡に供給した入道瓦窯跡などが知られる。



Fig3 周辺の都家遺跡

第2項 歴史的環境

京塚沢瓦窯跡は、泉廃寺跡から直線距離で約3kmの地点、阿武隈山地から東に延びる低位丘陵部にある。これまでに、泉廃寺跡館前地区から出土する瓦と同種のものが採取されており（註9）、泉廃寺跡、つまり行方郡家に付属する寺院の所用瓦を生産した瓦窯と考えて良い。特に京塚沢瓦窯跡からは行方郡家の付属寺院創建段階、すなわち7世紀後半段階の花葉文軒丸瓦と重弧文軒平瓦が採取されており、瓦の生産は7世紀後半段階をもって操業を開始したと推測される。この段階では主に行方郡家所用瓦を生産していたと見られるが、8世紀第2四半期頃に位置付けられる単弁細弁蓮華文軒丸瓦は南に接する標葉郡家でも出土していることから（註10）、8世紀代には行方郡と標葉郡の両郡に用いられる瓦を生産していた可能性がある。犬道瓦窯跡は京塚沢瓦窯跡に近接する遺跡であり、京塚沢瓦窯跡に含まれると考えられる。大きな格子タタキを斜行線で区切るタタキ目が特徴的で、同様のものが泉廃寺跡でも出土する（註11）。

入道迫瓦窯跡は、新田川中流域北岸の低位丘陵に立地する。これまで植松庵寺跡と同類の瓦が出土することで知られている。昭和58年には発掘調査がなされ、3基の窯が確認・調査されたが、このうち瓦を生産していた3号窯は須恵器の生産も行う瓦陶兼業窯で、8世紀末～9世紀代に操業していたことが確認されている（註12）。

本格的な須恵器窯の調査例は少ないが、滝ノ原窯跡・京塚沢瓦窯跡・町池窯跡・玉貴古窯跡や、金沢製鉄遺跡群の鳥打沢A遺跡・入道迫瓦窯跡などで須恵器の生産が確認されている。

鳥打沢A遺跡は金沢製鉄遺跡内に築窯された須恵器窯である。生産された製品には、杯・杯蓋・盤・高杯・平瓶・甕・横瓶・壺・硯・甕などがあり、その器主構成は豊富である。窯の創業は7世紀第3四半期に位置付けられ、鉄生産の導入期もしくは行方郡家創建頃に須恵器の生産が行われていることは興味深い。注意すべき遺物には中空円面硯があり、官衙遺跡と須恵器生産の関係を示すものとして重要である（註13）。

入道迫瓦窯跡から出土した須恵器は、杯・壺・甕の3種に限られており、鳥打沢A遺跡のような器種の多様性はない。杯は2種8類に分類され、回転糸切りが主体で、回転ヘラ切りを少量含む。再調整は未調整が多く回転ヘラケズリがともなう。壺は三段構成により頸部にリング状突帯が巡る長頸瓶で、8世紀末から9世紀前半に位置付けられている（註14）。

滝ノ原窯跡は窯体自体が削平を受けており、その構造的な特徴は把握されなかつたが、灰原から出土した遺物には、杯・甕・長頸瓶が見られる。長頸瓶にはリング状の突帯が巡り、年代的にも入道迫瓦窯跡と近いが、報告がなされていないので詳述は控えたい（註15）。

現段階で把握されている須恵器窯を見ると、陶窯単独で存在しているものは少なく、むしろ瓦窯や製鉄遺跡に内包される形で操業を行っていた可能性がある。製鉄ならびに瓦生産が公的機関主導で操業を行っていたとすれば、須恵器生産に関してもある程度の公的な性格があつたものと考えられ、鳥打沢A遺跡から出土した中空円面硯や多様な器種を生産していた存在は実に示唆的である。また、7世紀段階に位置付けられる窯跡は海岸部の近くで操業が行われ、9世紀代になると内陆部に操業の場所が移動する傾向が見られるが（註16）、これらの須恵器生産のあり方の解明は今後の検討課題としておきたい。

第2節 泉廃寺跡の概要

第1項 遺跡の概要

- ・泉廃寺跡の名称 古くからこの地域には建物の土台となった礎石が残り、古瓦・焼米が採取されることで知られており、昭和30年には平安時代の寺院跡として福島県史跡指定を受け、更に採取された瓦・円面鏡等は福島県重要文化財指定を受けている。指定当時の遺跡範囲は、大字泉字宮前と寺家前の2地区としており、現在の泉廃寺跡の遺跡範囲に含まれている泉字町・町池・館前の各地点は含まれていなかった。

しかし、調査が進展するにともない泉廃寺跡の具体的な様相が明らかになると、この付近には多数の官衙建物が建設されていることが把握され、本遺跡が寺院遺跡ではなく官衙遺跡であることが確認されることとなった(註17)。従って、現在使用している「泉廃寺跡」という遺跡名称と、本来の遺跡の内容と遺跡名称の間に齟齬が生じてきており、今後の整理を要する時期にきている。

さて、今回の報告では、このような経過を踏まえつつも、平成12年に埋蔵文化財包蔵地台帳で整備された「泉廃寺跡」の名称を使用して、以下の報告に繋げるが、その対象となる範囲は南相馬市原町区泉字町池・宮前・町・寺家前・館前を指すことを断つておく。

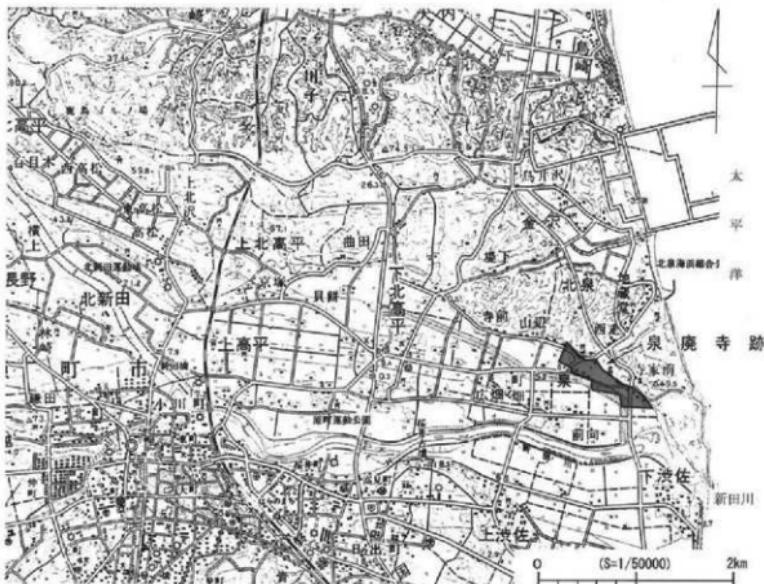


Fig4 遺跡周辺の地形

第1項 遺跡の概要

・泉庵寺跡の概要 遺跡内には所々に宅地があるものの、大部分は水田・畑地として利用されており、更にこれらの宅地・畑地・水田の間には県道・市道・農道などの生活道路が張り巡らされている。泉庵寺跡にかかる遺構群については、先に報告してあるので詳述は控えるが、第1次調査から第23次調査までの調査を経て、東西約1km、南北200mの範囲でいくつかのまとまりをもって造営されていることが判明しており、東西に広く南北に狭いという地形的な特徴を考慮した上で複数の院を配置しているものと考えられる。ここでは、これまでの調査で確認された遺構群のまとまりから、泉庵寺跡を大きく6つの地区に区分し、以下の報告につなげたい。

泉庵寺跡では、遺構に一定のまとまりをみせる地区が6箇所ある。すなわち寺家前から宮前を中心とする「福島県指定地区」、寺家の「寺家前地区」、その北側にある「寺家前北方地区」、遺跡南辺の「町地区」、遺跡西端の「町池地区」、遺跡東端に位置する「館前地区」に区分して捉えている。以下、各地区的概要について記載する。

・福島県史跡地区の概要：福島県史跡地区は、遺跡全体から見るとほぼ中央部分にあり、東西300m×南北250mの広がりを持つ地区である。確認された遺構群の特徴としては、総柱建物を主体的に建設することにある。総柱建物は掘立柱式と礎石立ちの2種類があり、掘立柱式から礎石立ちへと変遷することが判明している。また、全体的な遺構変遷を見ると、これらは大きく3時期の変遷を辿ることが明らかになっている。最も古い時期の遺構群は、総柱式掘立建物を建設する時期であり、建物主軸方位を東に傾ける特徴を持つ。これらの建物には明

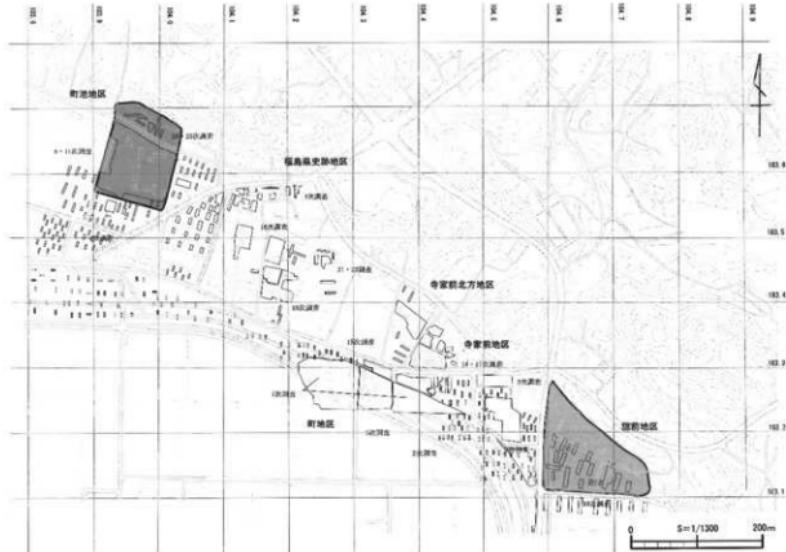


Fig5 泉庵寺跡の地区割



Fig6 正倉院の様相

周辺施設との区別がはかられることとなる。また、この時期から建物主軸方位がほぼ真北を指すことを大きな指標とする。

最終段階の施設は、2時期目の時点で成立した建物敷地を統合する時期である。区画内部に建設される建物は全て礎石立ちに変更がなされている。

前述したように、この地区の建物は総柱建物を主体的に建設することが大きな特徴である。また、これらの建物を大規模な区画溝で囲繞し、明確な造営計画ならびに管理体制のもとに維持されていたと考えられている。区画溝からは租税徵収にかかる木簡の出土もあることから、郡家正倉としての機能が与えられている。その造営時期は、本郡家創設の7世紀後半から10世紀前半までと考えられている。

- ・寺家前地区の概要：寺家前地区は、福島県史跡地区の東側に隣接する地区である。遺跡全体から見た場合、郡家中央のやや東側に位置し、西側隣接地には正倉院とされた福島県史跡地区が展開するという配置関係のもとで造営がなされている。

この地区に造営が行われた建物群は大きく3時期の変遷を辿ることが判明している。創建段階と2時期目の施設は掘立柱塀で4辺を囲繞し、各辺の中央に長舎構造の側柱建物を建設している。これらの施設で区画された敷地の中央やや北寄りには側柱式の東西棟建

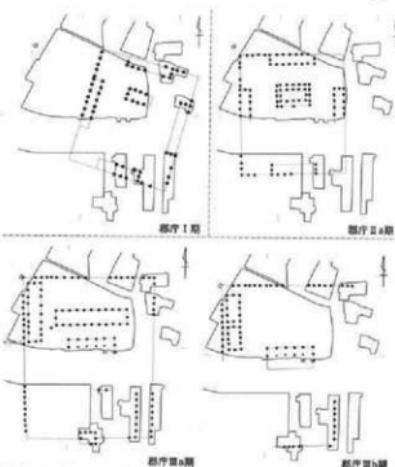


Fig7 郡庁院の様相

第1項 遺跡の概要

物を配置することで合計5棟の建物で構成する施設を完成させている。創建段階の建物は、施設全体の造営主軸線を東に傾けているが、2時期目にはこの建物造営基準線を真北に統一し、この計画線は最終段階の3時期目の施設まで継承される。3時期目の施設は、2時期目までの敷地面積をやや拡張させる形で造営が行われ、掘立柱塀による区画施設とその南辺に八脚門を構えている。区画内部中央やや北寄りに配置された東西棟の側柱建物を正殿とし、この建物に西脇殿・後殿を加えて全体構成を完成させている。

これらの各時期に建設された建物は、寺家前地区から移動することなく一貫してこの場所で継続的に建物を造営する特徴をもっていることから、この地区に造営された施設には極めて強い継続性が求められた施設であったと考えられる。つまり、寺家前地区に造営された施設には、建物配置の様相から郡家郡庁としての機能が与えられ、区画中心にある東西棟が郡正殿、区画4辺にのる各建物は前殿・後殿、そして東西両脇殿と評価されることとなった。

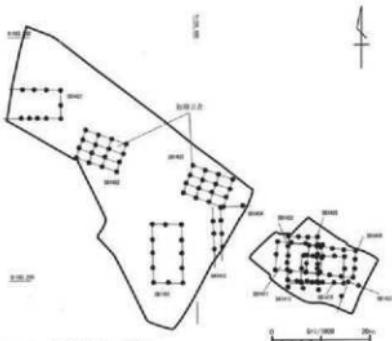


Fig.8 北方官衙の様相

・寺家前北方地区の概要：寺家前北方地区と呼称する地区は、寺家前地区的北方および北西にあたる部分に位置する。遺跡の北側には低位丘陵が控え、西側には総柱式の礎石建物が多数確認された福島県史跡地区が展開し、南側の一帯は町地区と接している。

このように、寺家前北方地区は泉廬寺跡を構成する官衙施設に囲まれた一角にあり、郡庁敷地ならびに正倉区画の外側にあることから、これらの施設群とは区別する形で把握されたが、建物配置の検討の結果、寺家前北方地区の建物は郡庁院II期の計画に組み込まれていた可能性が高まったことから、郡庁機能を補完する役割をもつ地区とし、行方郡家北方官衙とされた。

・町池地区の概要 泉廬寺跡の中でも最も西側にある町池地区は、北側に阿武隈高地から派生した低位丘陵が北側に控え、南側には新田川による沖積地が開けた河岸段丘面にある。町池地区を構成する建物群は、低位丘陵に裾部から沖積地に向かって徐々に標高を減じる河岸段丘面で確認されており、その広がりは東西約110m、南北約150mの約8,000m²に及んでいる。

調査では30棟を超える掘立柱建物と20軒近くの竪穴住居などが確認され、先述した正倉・郡庁とは異なる官衙施設が存在していることが判明した。これらの建物の時期区分については不明な点が多く、検討には困難を要したが、最終的には主体的に竪穴住居を造営するI期と区画施設をともなう掘立柱建物を建設するII期の2時期区分がなされた。

I期の竪穴住居は南北に縦列配置をとる様相から、ある程度の造営計画があつた可能性が

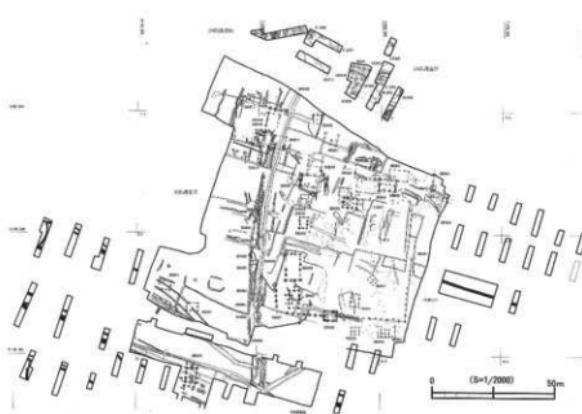


Fig9 町池地区

あり、一般的な集落とは異なるものと理解された。これらの竪穴住居は7世紀末の土器を伴い、また後続するⅡ期段階の西限の位置と一致することから、郡家造営に関連する居住施設の可能性がある。Ⅱ期には西限となる位置に溝を開削し、それに接するようにコの字

に配置された掘立柱塀が巡り、その中央付近には南側からの入り口となる八脚門を構え、掘立柱塀による区画内部には掘立柱建物をL字形に配置した官衙施設を造営している。

この官衙施設の西側に掘削された溝は、施設の西限の位置を示すと共に、道路側溝の可能性も示唆されたことから、町池地区に造営された官衙施設は、交通施設に関連するものとの評価が与えられた。

町池地区的施設が有した機能については不明な部分も残しているものの、先述した正倉・郡庁とは異なり、居住形態を示す竪穴住居が掘立柱建物とともに建設がなされていること、掘立柱建物の中には低床貼の構造を示すものが加えられていること、そして供膳形態を示す土器類が多量に出土することなどの状況が、この施設の機能的特徴を示すものと考え、町池地区は郡家機能における「館」としての機能が想定されることとなった。

・町地区的概要 町地区は福島県史跡指定地区と寺家前地区を北に臨む位置にあり、遺跡のほぼ中央部分に東西に並列するように配置された地区である。遺跡の南辺の大部分を画し、前述した福島県史跡地区と寺家前地区がのる河岸段丘面が沖積地に向かって傾斜を変える地点から沖積地内までの範囲に遺構が展開している。その範囲は東西350m×南北80mの総面積28000m²である。

町地区に造営された施設を特徴づける遺構としては、地区の中央を縦断する大規模な溝をあげることができる。この溝は旧河川が通過していた南側から郡家正倉に向かって開削され、その両岸には多数の掘立柱建物が造営されているといった特徴がある。これらの建物は、東西・南北方向に棟筋・妻筋を揃えるというように、非常に高度な造営計画の下で建設が進んでおり、明確な施設群を構成していた。これらの建物群に与えられていた機能としては、中

第1項 道路の概要

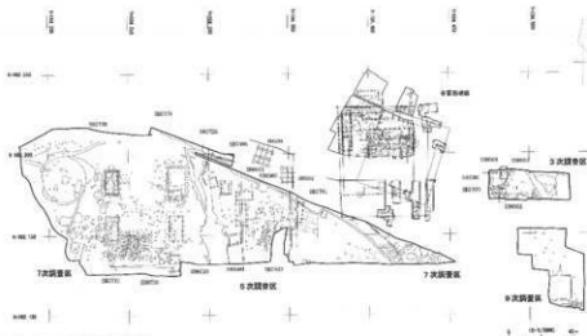


Fig10 町地区の様相

に建設された建物群は、これらの物資の管理施設や運河を介在する人的移動の拠点となる館としての機能を有するのではないかと評価が与えられた。

央に掘削された大溝の底面には根元に伐採痕が残る大木が沈められていたことから、郡家經營に必要な物資の搬出入や物資貯蓄等の機能を有していた可能性が示唆され、その両岸

・館前地区の概要 館前地区は、泉廃寺跡全体の中では最も東端に設定した地区である。この地区は、阿武隈山地から東に派生し、町池地区・福島県史跡地区・寺家前地区的北側を画していた低位丘陵がやや南に向かって方向を変える地点にある。丘陵の東端は太平洋の海岸線に到達し、その部分は30mから40m程の海岸崖となっている。館前地区は、このような地形に囲まれる地点にあり、東西200m×南北150mの三角形の地区として捉えられている。

この地区で確認された遺構は、この低位丘陵の裾部に広がる河岸段丘上面から、沖積地北辺までの範囲にあり、新田川北側の沖積地までには広がることはない。この地区における調査は第10次調査が行われただけであるので、その様相には不明な点が多いものの、4棟の掘立柱式の側柱建物と共に、多量の瓦群が出土している。

出土した瓦には、軒丸瓦・軒平瓦・丸瓦・平瓦・埠・鬼板など、豊富な種類が認められており、この地区には埠積基壇を有する総瓦葺建物が造営されていたことが明らかとなった。これらの瓦の検討では、その初現となるセットの花葉文軒丸瓦とロクロ挽き重弧文軒平瓦は7世紀末の年代が与えられ、最終段階の有茎弁蓮華文軒丸瓦は、9世紀後半の年代が与えられたところである。この点については第II章で詳述することとする。

このような様相を示す館前地区は、郡家における付属寺院としての機能が与えられた。

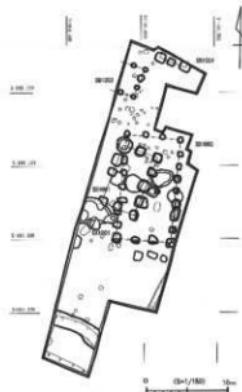


Fig11 館前地区的様相

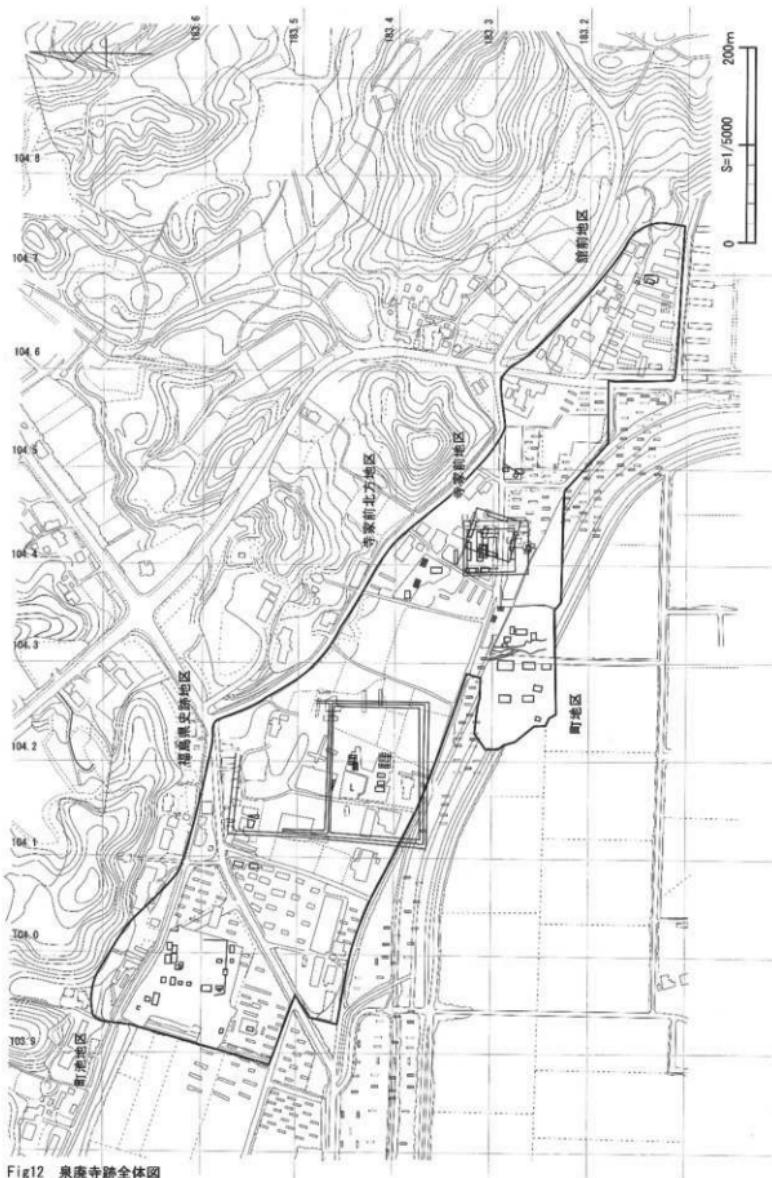


Fig12 泉庵寺跡全体図

第2項 出土瓦における研究歴史

本報告では、総数23次に渡る泉廃寺跡の発掘調査で出土した瓦塼類について述べるため、本項では、これまでに泉廃寺跡周辺から出土する瓦群に対する諸研究を振り返り、これまでの理解について述べておきたい。

- ・**福島県指定重要文化財** 現在、福島県重要文化財に指定されている資料のなかに、泉廃寺跡出土瓦がある（註18）。これらは泉廃寺跡周辺から出土した各種瓦であり、瓦当裏面もしくは凹面に採取日と採取地点と採取者の名前が記されている。それらを見ると、採取場所は館前地区から惣ヶ沢地区周辺であることが判明し、採取者は佐藤二郎、佐藤助信の両氏であることが知られる。泉文化財保存会に所属しておられた両氏は、泉廃寺跡周辺の畠地、とりわけ館前・惣ヶ沢地区から出土する各種の瓦を積極的に採取しておられた。本遺跡が昭和30年に福島県史跡指定を受け、昭和31年には出土遺物が福島県重要文化財に指定されることとなる背景には、この佐藤二郎・佐藤助信両氏を中心とした泉文化財保存会の活動によるところが大きい。泉廃寺跡の指定要件には、本遺跡は寺家前・宮前地区を中心とした範囲に建物礎石が残り多くの古瓦が出土することから平安期の寺院跡であると記載されており、この評価により「泉廃寺跡」の名称が付されることとなった（註19）。以後、本遺跡には泉廃寺跡の名称が使われることとなるが、この当時の泉廃寺跡の範囲は寺家前・宮前地区を中心とするもので、町・町池・館前地区はその範囲には含まれてはいなかった。
- ・**内藤政恒氏の研究** これらの資料が、現在の南相馬市内に残る泉廃寺跡に関する資料の最も古い時期のものであるが、奈良国立博物館には、更に古い時期に採取された泉廃寺跡出土の瓦がある（註20）。これらは昭和初期に東北地方の瓦や獸脚・硯などの研究に尽力された内藤政恒氏と原田良雄氏が収集された資料であり、泉廃寺跡のみならず東北地方各地で採取した瓦類が含まれている（註21）。

これらの資料を見ると、瓦当裏面や凹面に墨書きや朱書きで泉館前や零京塚沢というように採取地と年月日が記載されている。これらの注記をもとに内藤氏が当遺跡の踏査に訪れた回数を見ると、昭和7年10月・昭和8年12月3日・昭和9年12月9日・昭和11年10月11日・昭和27年10月10日・昭和30年11月22日の約23年間に合計6度にも渡っており、泉廃寺跡周辺から出土する瓦群に対して大きな関心を寄せられていたことがわかる（註22）。

内藤氏は、これらの資料の分析に立脚した多くの論考を発表されておられるが（註23）、特に「東北地方出土の特異文様古瓦に就いて」や「東北字瓦の顎面施文の研究」では福島市腰浜出土瓦（腰浜廃寺跡）や相馬郡高平村（現南相馬市原町区下北高平）植松廃寺跡等の軒丸瓦の瓦当文様や軒平瓦の顎面文様の検討を通して、それぞれの遺跡や地域間の相關関係を論じておられる。これらの研究は、当地方の瓦に特徴的な顎面施文に着目し、型式的な変遷を捉えて、瓦の先後関係を推定しようとしており、このような視点は、後述する佐川氏（註24）や藤木氏（註25）の研究に継承されているように、今なお東北地方の瓦研究の礎を担うもので

あると同時に、その相関関係図は引用されることが多い。これらの内藤氏による一連の研究は、泉廃寺跡周辺で出土する瓦群に対して初めて考古学的な考察を加えた大きな業績と言える。

- ・**福島県における研究** 福島県の文化財保護行政に尽力なされた梅宮茂氏は、福島県史編纂の中において当該期の遺跡のあり方について、さまざまな視点から検討を加えておられる。なかでも福島県地方の仏教文化では、泉廃寺跡について「独特な植物文の大きな鎧瓦を出し、その中に福島腰浜廃寺の瓦と共通したものがあり、奈良時代末、特に平安時代に隆盛した寺院であろう。」と述べ、統いて「ここには礎石も残存し、古瓦とともに円面鏡や炭化米を出土する。」と解説を加えておられる。また、当該期の瓦のあり方から「白河と夏井、原町と腰浜の関係は阿武隈山地を横断して彼我影響しあっていることも見逃せない。」との見解を示し、東北地方の出土瓦を多賀城直系顎面施文・陸奥国分寺を中心とする一群、菜切谷廃寺を中心とする一群、岩手・山形を中心とする一群、そして福島・原町両市を中心とする瓦の5類型に分類し、泉廃寺跡周辺から出土する瓦群は、東北地方において極めて独特な存在であるという見解を示しておられる（註26）。

相双地方では、原町市を中心に活動していた竹島國基氏が泉廃寺跡から出土する瓦を探取しておられる。竹島氏は中学校で教鞭をとる傍ら、相双地方の各地で精力的な踏査と遺物の収集に尽力なされた。氏が採取された資料は旧石器から近世陶磁器までにわたる膨大な数の資料であり、この中に泉廃寺跡や京塙沢瓦窯跡で出土した瓦が含まれている。竹島氏は泉廃寺跡から出土した瓦に限らず、相双地方の各地で採取した瓦群をもって各自治体の市町村史の場を中心に、いくつかの論考を執筆しておられる（註27）。これらの竹島氏の活動は、踏査ならびに表面採集で得られた遺物からこの地域における歴史や文化財の重要性を説き、またこれらの文化財を地域の中に位置付けた点で評価される。

- ・**近年の研究** 現在、竹島氏の収集されたコレクションは福島県立博物館と南相馬市博物館に収蔵されているが、このうち奈良・平安時代の瓦群については、竹島氏と辻 秀人氏を中心とする研究者によって資料化・公表がなされている（註28）。辻氏はこの研究と、それ以前の福島県立博物館企画展「陸奥の古瓦」において東北地方の瓦群を検討しておられる（註29）。

辻氏は、東北地方の瓦群を大きくⅢ時期区分し泉廃寺跡周辺で出土する瓦群ならびにそれらと関連する一群は、不明な点が多く今後の詳細な検討を必要とすると述べた上で、平安時代に相当するⅢ期に位置付け、「福島県内で瓦の生産が衰退に向かうなかで、前代の関係をほとんど持たず、県北・相双地区に展開する一群の動向は異質で、他地域で関連すると思われる資料が認められない。」と指摘し、また瓦当文様の特徴や製作技法の検討を含めて、これらの瓦群の解明の必要性を説いておられる。続く竹島コレクションの検討では、「福島県浜通り地方に分布する多様な瓦群の大部分は下野薬師寺や上野地方、そして陸奥国府系に祖形を持つと考えられるものが主体をなす」が、「相双地方とりわけ原町市周辺から出土する瓦群は、全国的にも類例のない花文・植物文をモチーフとし、朝鮮半島の瓦当文様に通じる要素を含む」との評価を与え、その年代を「瓦当文様の類似性がうかがわれる腰浜廃寺跡出

第2項 出土瓦における研究略史

土の花文グループにともなう平瓦に「嘉祥」の籠書きが認められることから、その下限を9世紀中頃」としている。また、「陸奥国府造営以降は国府系の瓦に統一される傾向のある陸奥国内にあって、浜通り地方の一部では国府系瓦の影響を受けずに独自の展開を見せており、これらの瓦生産の独自の歩みの解明が今後の課題である。」とまとめておられる。

1978年には双葉町郡山五番遺跡の発掘調査が行われ、その報文を執筆した渡邊一雄氏は、郡山五番遺跡から出土する偏行唐草文軒平瓦・植物文軒平瓦・十三葉单弁蓮華文軒丸瓦と同一のものが泉廐寺跡から出土する点と、それらの製品が京塚沢瓦窯跡出土である点に注目し、これらの関係を検討する必要性を説いておられる（註30）。

近年では、野馬追の里原町市立博物館（現南相馬市博物館）による企画展「古代の瓦と今の瓦—泉廐寺跡を中心として—」や佐川正敏氏、藤木海氏の研究がある。

平成12年に企画された「古代の瓦と今の瓦」のなかで佐藤祐子氏は、陸奥国府関連や福島県内の官衙ならびに寺院跡から出土した瓦群を網羅的に展示し、それらと泉廐寺跡から出土した瓦群の比較を行っている。ここでは新たに発掘調査により得られた瓦を扱い泉廐寺跡出土瓦に新たな位置付けを試みたという点で大きな意義がある（註31）。

続いて、佐川正敏氏は泉廐寺跡ならびに双葉町所在の郡山五番遺跡から出土する瓦群の評価をしておられる（註32）。佐川氏は泉廐寺跡と郡山五番遺跡から出土する細弁蓮華文軒丸瓦と釣針文軒平瓦における瓦当文様の型式学的変遷からそれらの先後関係とセット関係を明らかにし、そのうち郡山五番遺跡細弁蓮華文軒丸瓦F類の祖形を、平城宮軒丸瓦6282をモデルとした多賀城軒丸瓦230・231に求めている。また、郡山五番遺跡F類にともなう釣針文軒平瓦A-1についても、多賀城230・231とセットとなる軒平瓦660にその系譜を求める、これらの年代を天平九年以降とした。更に釣針文軒平瓦A-1の瓦当接合技法が包み込み技法であることに注目し、それらの技法が7世紀末に統一新羅からもたらされた外来技法であり、郡山五番遺跡と泉廐寺跡がその技法分布の北限であるとの重要な指摘を行い、これらの瓦や製作技法の導入される契機やルーツを検討する必要性を説いておられる。

藤木海氏は、泉廐寺跡の瓦群と、生産窯から採取された瓦群を検討し、新たな見解を示しておられる。氏は泉廐寺跡から出土する軒丸瓦を大きくIV群に大別し、その中で本遺跡を代表する第I群植物文軒丸瓦とそれとセットとなる軒平瓦に対する評価と、第III群有蓋弁蓮華文の展開とその成立背景に考察を加えている（註33）。これらの瓦群のうち花葉文軒丸瓦と重弧文軒平瓦は寺院創建期の7世紀第4四半期～8世紀第1四半期に位置付け、後出する花文軒丸瓦と均整唐草文・木葉文軒平瓦のセットを8世紀第1四半期～8世紀第2四半期に位置付けている。藤木氏が第II群とする細弁蓮弁文軒丸瓦と釣針文軒平瓦のセットは佐川氏が上限を8世紀第2四半期に求めており、これらの瓦の編年的な位置付けがなされた。また、藤木氏はこれらに後出する第III群の有蓋弁蓮華文軒丸瓦について、製作技法の検討と他遺跡からの出土資料をとおして検討を加え、その相関関係を論じている。

第3節 本書の構成

本報告では泉庵寺跡に関わる瓦塼類を扱うが、取り扱う資料は発掘調査で出土したもの以外にも、表面探集によって得られた資料も可能な限り取り扱うこととした。表面探集品によって得られた資料は、発掘調査出土遺物と異なり出土地点が明確ではないが、瓦自体がもつ特徴が発掘調査出土遺物と類似する資料を用いた。表面探集によって得られた資料は、福島県指定重要文化財や泉庵寺跡周辺住民の探集品のほか、南相馬市博物館収蔵資料、福島県立相馬高等学校所蔵資料、京塙沢瓦窯跡探集資料を含む。また、必要に応じて福島県立博物館収蔵資料「福島県浜通りの古瓦」『竹島コレクション考古図録第2集』より引用・転載して検討したい(註34)。

第1項 瓦塼類の整理と表現

瓦塼類のうち瓦については、軒丸瓦・軒平瓦・丸瓦・平瓦・道具瓦（埠・熨斗瓦・隅切瓦・鬼板）に分類し、挿図掲載に際しては建物屋根に葺かれたときの状態を基本にレイアウトを行った。掲載した挿図の縮尺率は、特別な断りがない限り、 $S = 1/4$ とし、図中右下にスケールと共に付した。

軒丸瓦は瓦当面を通る縦断図と瓦当拓影で示し、可能な限り瓦当部と丸瓦の接合技法を表現した。軒平瓦は瓦当面を通る縦断図と瓦当拓影で示し、平瓦部の縦・横断図ならびに凹凸両面の拓影を作成した。丸瓦・平瓦は凹凸両面の拓影とともに縦・横断図を示した。道具瓦については平瓦に準じながら、適宜平面図と縦断図を作成した。

埠は表裏・天地・左右の判断が困難なもの多いため、縦断・横断・拓影で表現した。

瓦・埠ともに断面図には30%のスクリーントーンを貼り込んで表現した。

第2項 遺物の呼称

本書では瓦塼類を取り扱うが、その際の遺物の名称ならびに部位の呼称は、特別な断りがない限り、以下のとおりとする。

瓦の呼称 現在の考古学では、歴史的名称である「男瓦・女瓦・鎧瓦・字瓦」と呼ぶ場合と、科学的名称である「丸瓦・平瓦・軒丸瓦・軒平瓦」と呼ぶ場合があるが、本報告では、東北地方における瓦研究史を尊重して、後者の科学的名称とされる「丸瓦・平瓦・軒丸瓦・軒平瓦」の呼称を用いることとする。

しかし、これは歴史的名称とされる前者の呼称を否定するものではなく、単に本書構成上、関連遺跡出土の瓦群との対比をする上で、複数の呼称が混在することを避けるためである。

なお、各分類上の名称・部位の呼称はFig13~15に示したとおりである。

第2項 遺物の呼称

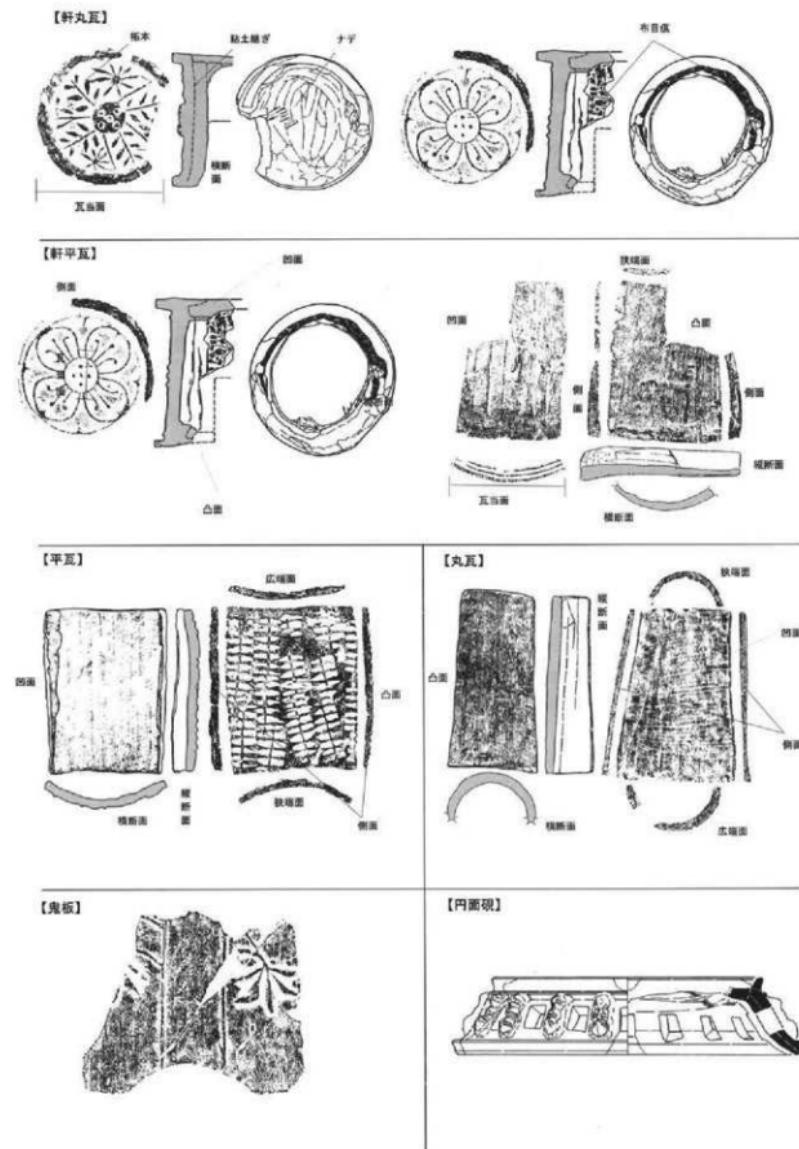


Fig13 遺物の呼称

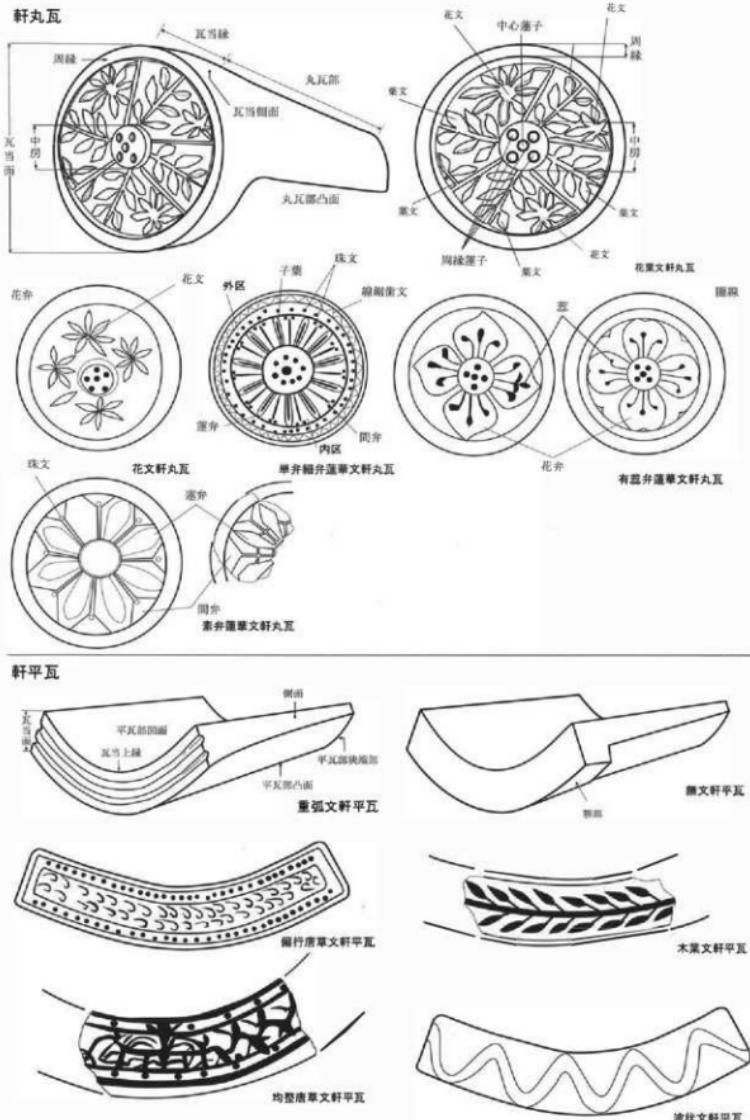


Fig14 瓦の呼称

第2項 遺物の呼称

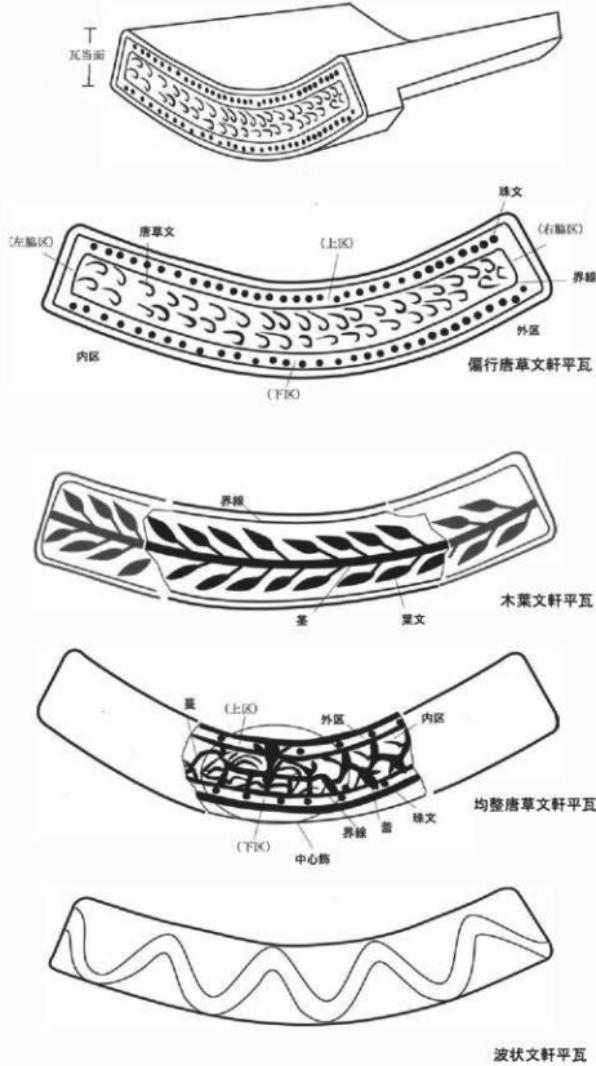


Fig15 瓦の呼称

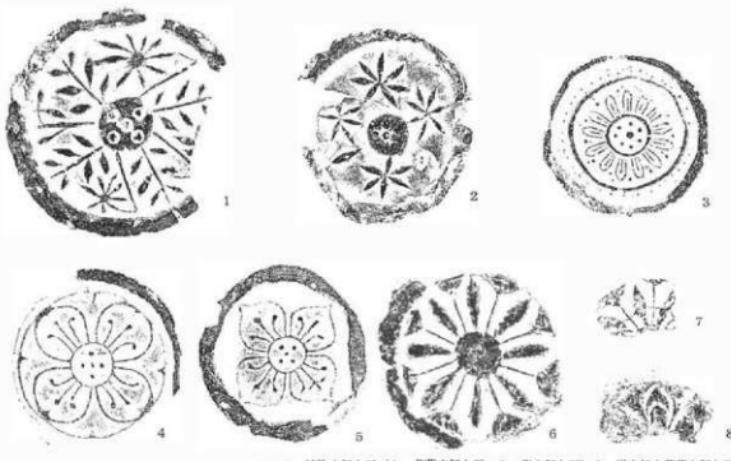
第Ⅱ章 瓦 塼 類

第1節 軒丸瓦

第1項 軒丸瓦の概要

出土した軒丸瓦のうち分類が可能なものは66点がある。瓦当文様は全て範によって施文されており、その種類は10種を数えている。文様の系統ごとに分類してみると、植物文軒丸瓦6種類、単弁細弁蓮華文軒丸瓦2種類、有蕊弁蓮華文軒丸瓦3種類・素弁蓮華文軒丸瓦2種類・単弁蓮華文軒丸瓦1種類の5種14類である。

泉庵寺跡の発掘調査において出土した軒丸瓦を地区別で出土割合を見ると、館前地区からの出土が最も多い。館前地区から出土する軒丸瓦には植物文軒丸瓦、単弁細弁蓮華文軒丸瓦、有蕊弁蓮華文軒丸瓦、単弁蓮華文軒丸瓦の4種があり、素弁蓮華文軒丸瓦を除いた全てが出土している。福島県史跡地区・寺家前地区からの軒丸瓦の出土ではなく、町地区では植物文軒丸瓦と素弁蓮華文軒丸瓦が少量出土し、町池地区からは素弁蓮華文軒丸瓦が出土している。以下各群の特徴について述べることとする。



1・2：植物文軒丸瓦（1：花葉文軒丸瓦 2：花大軒丸瓦）3：単弁細弁蓮華文軒丸瓦
4・5：有蕊弁蓮華文軒丸瓦 6・7：素弁蓮華文軒丸瓦 8：単弁蓮華文軒丸瓦

Fig16 軒丸瓦の分類

第2項 植物文軒丸瓦

植物文軒丸瓦は、瓦当文様に採用された文様が、いわゆる蓮華文と異なり、主として花文と呼ばれる文様を表現した一群を指す。この群の軒丸瓦は瓦当文様における構成上の特徴から2種に大別する形で捉えている。最も出土例が多く、泉磨寺跡を特徴づけるものは花葉文軒丸瓦と呼ぶもので、もう1種類は花文軒丸瓦と呼ぶものである。この植物文軒丸瓦は範種の違いからI～VI類の6種に区分されるが、ここでは便宜的に植物文軒丸瓦I類を花葉文軒丸瓦I類と呼び、植物文軒丸瓦II～VI類を花文軒丸瓦II～VI類として記載をすすめる。これらの軒丸瓦は、瓦当面から丸瓦部までが遺存している資料は出土しておらず、不明な部分もある。以下では花葉文軒丸瓦と花文軒丸瓦に大別して述べていく。

花葉文軒丸瓦 花葉文軒丸瓦は、破片資料を含めて56点が出土し、このうち25点を図示した。まずは、花葉文軒丸瓦の文様構成から説明しよう。瓦当面には円形に盛り上がった花托から花弁が放射状に開く花文と、中房からまっすぐに延びる茎の左右に葉を表現した葉文を交互に配することで文様を構成している。葉文は一本の茎に斜め上を向いて開く6枚の葉が左右対称に表現されるものが4単位、斜め上方を向く葉が左右非対称に表現されたものが2枚、真横を向く細長い葉が1枚つくもの1単位が配置され、花文は9枚の花弁をもつや大振りの花文、8枚の花弁をもつもの、7枚の花弁をもつや小振りの花文合計3単位が配されている。花文に接して葉文を持たない茎だけが表現されたものがあるが、これは茎の先端から花文につながる細い枝状の表現が示すように、花文と一体で表現されていることから、花柄と考えられる。

瓦当面には柾目圧痕が残されていることから、本瓦は柾目材を用いた木製の瓦范で製作されたものと考えられる。瓦当文様と木目の方向を見ると、全ての資料において軒丸瓦文様と木目の方向が同じ関係にあることから、本軒丸瓦製作にかかる瓦范は1種類であったと判断してよい。瓦当裏面にはナデもしくはケズリにより調整が加えられ、後述するように、周縁側面や中房にもケズリを加えて調整が行われる資料もある。

次に、本類に区分された軒丸瓦の基本的な構成であるが、周縁は素文の直立縁という形態を示し、中房は円板状に突出する形態を持つ。蓮子を配置するものと素文のものもある。蓮子を表現したものでは、その施文手法によって細分が可能である。

瓦当面の法量は周縁の外縁部分で計測した面径は約24cm、瓦当厚は約2cm～5cmを計測し、厚手造りのものと薄手造りのものに大別が可能である。

軒丸瓦製作にかかる諸痕跡 ここでは、軒丸瓦製作の際に生じた諸痕跡について確認しておこう。まず、本瓦の瓦当面には、柾目圧痕を残している。瓦当裏面には丸瓦を立てるための挿入溝が見られるが、この挿入溝は浅くナデ付けられた程度のものと、やや深く彫り込まれたものがある。挿入溝は瓦当裏面の周縁部分に寄った位置のものが多い。丸瓦部が剥落した部分には、丸瓦凹面の布目や丸瓦先端部や凹面のヘラキザミが転写されて残っているものがある。瓦当周縁部と側面部にはヘラケズリによる調整が加えられ、瓦当裏面にはヘラケズリもしくはナデによる調整が行われている。



Fig17 花葉文軒丸瓦の分類

中房には突出する蓮子がみられるもの、突出する蓮子に竹管状工具で刺突を加えることで突出する蓮子と円文を組み合わせて表現するもの、突出する蓮子を持たずに竹管状工具による円文のみで表現するもの、ケズリが加えられたために蓮子が失われているものなど、そのバリエーションは豊富である。また、突出する蓮子を持つものでは1+4で構成されるものと1+5で構成されるものがある。前述したとおり、本瓦の瓦当文様は1つの瓦範を用いて製作されているので、蓮子の形態変化は範の改変に基づくものと考えられる。瓦当厚を見ると、厚手の造りになっているものと薄手の造りになっているものが見られる。

製作工程の検討 以上のような瓦当面に残された製作工程上の痕跡をもとに花葉文軒丸瓦の製作工程を復元して見よう。

- ① 瓦当文様を彫り込んだ瓦範を準備する。
- ② 瓦範に1~3層程度の粘土を詰め込む。
- ③ 瓦当裏面に丸瓦を立てる挿入溝を穿つ。
- ④ 半乾後の丸瓦を立てる。丸瓦先端にキザミやヘラケズリを加えるものがある。
- ⑤ 丸瓦凸面側と凹面側に接合粘土を加えるが、この際1~2層程度の瓦当粘土に丸瓦接合時の接合粘土が加わって3層となるものがある。
- ⑥ 瓦当裏面をヘラケズリもしくはナデで調整し、瓦当側面を整える。
- ⑦ 瓦範を外し、周縁上面にヘラケズリを加える。
- ⑧ 蓮子に竹管工具による刺突を加えるものや、ケズリを加えるものがある。

花葉文軒丸瓦の分類 花葉文軒丸瓦は、1種類の瓦範によって製作されている。瓦当文様の相違は瓦範の改変にともなうものであることから、花葉文軒丸瓦の瓦範により製作されたものをI類とし、瓦範の改変によりA・B類と細別、更に蓮子・瓦当裏面の接合粘土の付加手法により細別をする。その内容は以下のとおりである。

- I 類：花文と葉文を組み合わせた瓦当文様を採用するもの。
- A 類：最も最初に削出された花托の表現が見られない瓦範を使用したもの。突出する1+4の蓮子構成を持つ。
- B 類：A類における花文の中心部分に花托を追刻した改版を用いて製作されたもの。

第2項 植物文軒丸瓦

1類：突出する1+4の蓮子をもち、中心蓮子のみに円文を付すもの。

2類：1+4の蓮子全てに円文を付すもの。

C類：B類の瓦筋に周縁蓮子1個を追刻したことにより1+5の蓮子構成となるもの。

1類：突出する1+5の蓮子構成を持つもの。

2類：1+5の蓮子に竹管状工具による円文を付すもの。

D類：B類・C類いずれかの瓦筋を使用したもので蓮子表現を欠くもの。

1類：中心蓮子を痕跡状に残し、周縁蓮子をケズリ取るもの。(註35)

2類：中心蓮子・周縁蓮子全てにケズリが加えられ、素文の中房となるもの。

花葉文軒丸瓦の時間的変遷 出土した資料を観察する限り、瓦筋の進行を追えるものは認められないため、厳密な意味での先後関係を捉えることは困難であるが、文様構成の変化を基に花葉文軒丸瓦の時間的な推移を示しておこう。

Fig17-1・Ph. 1-3～6は当瓦群の生産遺跡と考えられている京塚沢瓦窯跡の表面採集によって得られた資料である。現在は南相馬市博物館に所蔵されている。この資料は瓦当面の大部分が欠損している資料であるが、遺存している範囲に残る文様の構成を見ると、突出する1+4の蓮子が見られ、瓦当は2枚程度の粘土を瓦当裏面に充填した厚手の造りになっている。上記分類ではIA類に相当することになる。文様を仔細に観察すると、花文の花托部分が彫られていない。後述する花葉文軒丸瓦では、花文の花托部分が表現されているので、花托を欠く本資料は花托を追刻される以前の資料であり、最古段階の花葉文軒丸瓦と言える。従って、突出する蓮子1+4をもつ花葉文軒丸瓦IA類は、相対的に最も古い時期に製作された軒丸瓦ということになる。

Fig17-4・5に図示した花葉文軒丸瓦は突出する蓮子が1+5である点が特徴的な資料である。軒丸瓦分類ではIC1類・IC2類に該当する。花葉文軒丸瓦の瓦筋は1筋で



Fig18 花葉文軒丸瓦の製作工程

あり、しかも $1+4$ の蓮子を持つものが最古段階に位置付けられることから、本資料はIB類に分類された $1+4$ の蓮子をもつ瓦范（花托を追刻した2時期目の瓦范）に新たに周縁蓮子1個を追刻することで誕生した文様であり、3時期目の瓦范を用いていることになる。

このような時間的変遷に基づけば、Fig17-2・3のように突出する蓮子 $1+4$ に竹管状工具で円形の刺突を加えるIB1類やIB2類は、IC類に先行する時期に位置付けられることになる。蓮子表現を欠く中房に変化するID1類やID2類は、追刻された周縁蓮子の有無が不明であることから、IC類段階の瓦范を使用した可能性も残されているが、中房の形状がIB2類と酷似することから、IB2類の直後の製品であると考えている。ただし、2時期目の瓦范を使用した製品にはIB1類・IB2類というように厚手造りの製品と薄手造りの製品の2種類があり、そして最終段階の瓦范を用いたと考えられるIC類・ID類にも厚手造りのものと薄手造りの2種類が認められることから、瓦当厚の相違は直接的な時間差を示すものでないと考えられる。

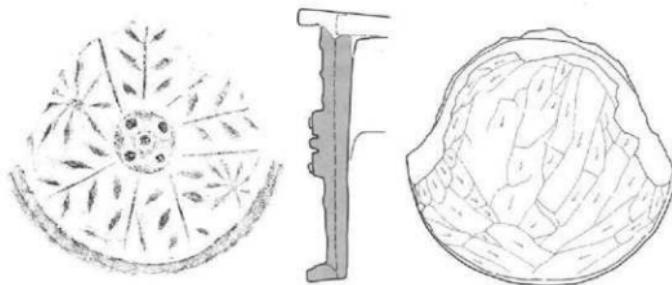
出土遺物各説 (Fig19~21) Fig19-1は瓦当面の大部分を残す資料である。明瞭に突出する中房には中心蓮子1、その周囲に周縁蓮子4を配置している。蓮子はすべて同じ大きさで突出しているが、中心蓮子のみに竹管状工具で刺突を加えて蓮子の輪郭を縁取りしている。周縁は素文で直立しているが瓦当上面部を欠く。瓦当面と周縁が接する部分には粘土縫の痕跡が残る。瓦当厚は1.9cmと薄く、瓦当裏面と瓦当側辺は明瞭なケズリで調整が行われている。瓦当文様の表現はシャープであり、非常に端正な造りとなっている。瓦当面上半の丸瓦部が剥離した面には、丸瓦凹面に残されていた布目の圧痕が見られる。花葉文軒丸瓦分類ではIB1類に相当する。

Fig19-2は瓦当面の大部分を残す資料である。中房は明瞭に突出する形態を示し、竹管状工具を用いて $1+4$ の蓮子を表現している。周縁ならびに瓦当は厚みをもち、瓦当裏面にはナデもしくは指頭圧痕が残る。また瓦当裏面調整のナデの上にはヘラ状工具があたったような圧痕が残されている。これは丸瓦先端部があたった痕跡かもしれないが定かではない。瓦当裏面には深く彫られた挿入溝が見られ、その内側には丸瓦凹面に施された接合粘土が残る。丸瓦部が剥離した接合粘土の側面には丸瓦凹面の布目が転写されて残されている。更に丸瓦の位置と瓦当の位置関係を見ると、丸瓦凸面側に接合粘土を付加した様子はない。IB2類に該当する資料である。

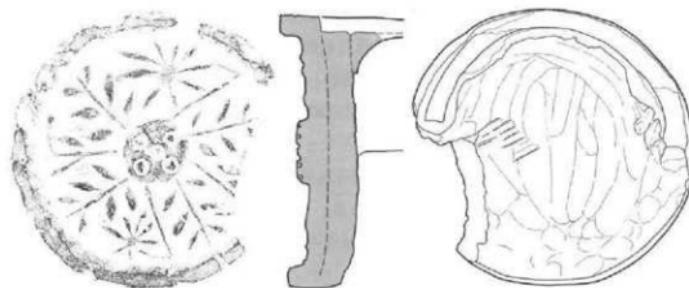
Fig19-3も瓦当面の大部分を残す資料である。2と同様に全体的に厚めの造りとなっている。中房は突出するものの、中房周縁付近はケズリが加えられており、やや円丘状となっている。蓮子は竹管状工具による刺突で $1+4$ の構成で表現している。周縁部は幅1.8cm前後を計測し、明瞭なケズリによって整えられている。この資料は瓦当部と丸瓦部の関係が知られる数少ない資料である。丸瓦は瓦当裏面の側辺部に沿うように挿入溝を穿ち、そこに丸瓦先端をあてて接合している。丸瓦の凸面側には薄い粘土を付加し、凹面側には瓦当部との接合にかかる粘土が厚く充填されている。丸瓦凸面の瓦当面に近い部分にはナデ調整が見られ、それ以外の部分には布目が残り、丸瓦の先端部には特段の加工痕跡は見られない。IB2類に分類される。

Fig20-1~Fig21-14は破片資料である。Fig20-1は瓦当上部の周縁と瓦当面の一部を欠くが、瓦当文様の全体が確認できる資料である。明瞭に突出した中房には竹管状工具を用いて

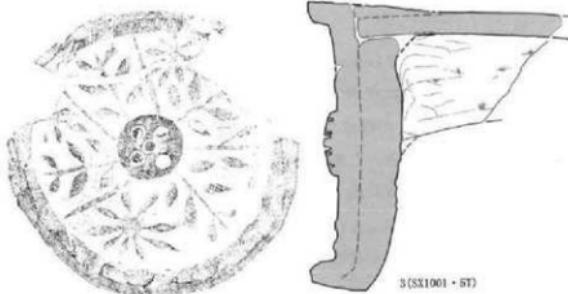
第2項 植物文軒丸瓦



1 (SX1001・5T)



2 (SX1001・5T)



3 (SX1001・5T)

0 (S=1/4) 10cm

Fig19 花葉文軒丸瓦 (1)

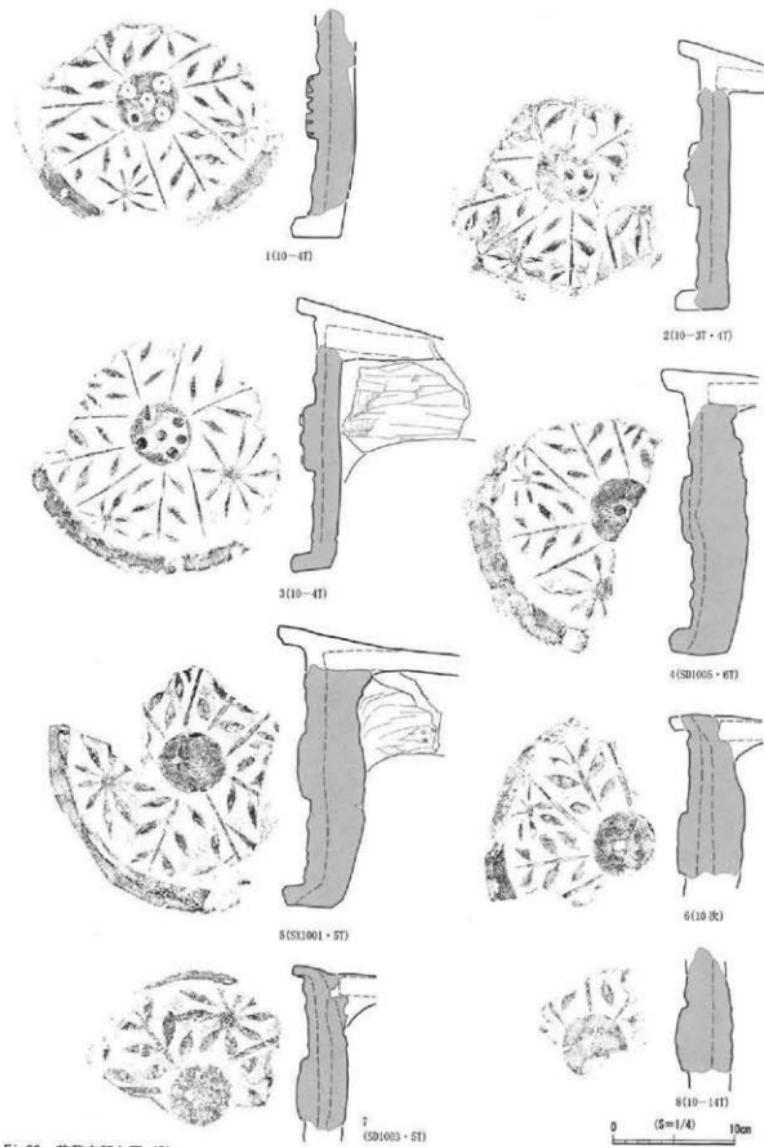


Fig20 花葉文軒丸瓦 (2)

第2項 植物文軒丸瓦

1+4の蓮子を表現している。瓦当は全体的に薄手の造りとなっており、文様の盛り上がりもシャープである。瓦当裏面には粗いケズリ調整が行われ、中房周縁にもケズリが加えられている。瓦当裏面には挿入溝があり、その一部が残っている。IB2類に含まれる資料である。

Fig20-2は瓦当面の一部が残る資料である瓦当面の破損は中房にも及んでおり、その詳細は決定しがたいが、突出する中心蓮子と2個の周縁蓮子を確認することができる。確認される周縁蓮子は互いが接するように配置されていることから、1+5の蓮子構成をもつ資料と思われる。瓦当裏面には明瞭なケズリが加えられている。IC1類に分類される。

Fig20-3は、瓦当面のほぼ全体が判断できる程度に遺存するが、周縁の上半部分は失われている。中房は明瞭に突出し1+5の蓮子を確認することができる。周縁は素文で直立する形態を示し、外縁部分は明瞭なケズリで整えられている。ケズリは内縁にも及んでいる。瓦当裏面は明瞭なケズリ調整によって整えられており、丸瓦部が瓦当面から剥離した面には丸瓦凹面にあった布目が圧痕として残されている。IC1類である。

Fig20-4は、瓦当面の1/2と周縁の大部分を失っているが、かろうじて瓦当面左側半分と中房を確認することができる。中房は突出する形状を示しているが、中房周縁部にはケズリ調整が加えられているため、中房の断面形はやや円丘状を示す。蓮子は低く突出した中心蓮子がわずかに残存し周縁蓮子は確認できない。これは中房側縁のケズリ調整で失われた可能性が高い。瓦当裏面には丸瓦接合にかかる接合粘土が見られ、ナデにより調整されている。瓦当は厚手の造りであり、ID1類である。

Fig20-5は瓦当面と周縁の一部が失われた資料である。中房は突出する形態を示し、中心部から側辺部分にかけて明瞭なケズリが加えられたため、断面形は円丘状を呈する。中房のケズリ調整により全ての蓮子が失われ、素文の中房となっている。瓦当文様の盛り上がり自体も弱く、全体的に端正さを欠いている。瓦当裏面はナデによる調整が行われている。ナデは丸瓦部凹面にまで及んでいるが、ナデが及ばなかった部分には布目が観察される。また、丸瓦接合にかかる接合粘土が残っており、丸瓦が剥落した面には丸瓦凹面にあった布目の圧痕が見られる。瓦当周縁端部と側辺部分、瓦当裏面にはケズリが加えられたID2類である。

Fig20-6は瓦当面の約2/3を失った資料であるが、周縁の一部と中房を確認することができる。中房は突出する形態を呈するが、中房上面にケズリ調整が加えられたことにより、全ての蓮子を失っている。瓦当裏面には丸瓦接合にかかるナデ調整が見られ、また瓦当裏面周縁には浅い挿入溝が見られる。全体的に厚手の造りとなったID2類である。

Fig20-7は瓦当の3/4を失った資料であるが、中房と周縁の一部を残している。中房は低く突出した形態を示し、側辺部にはケズリが加えられている。蓮子は全てがケズリ取られたために素文となっている。遺存する周縁は直立する素文で、厚手の造りとなっている。瓦当裏面には丸瓦接合にかかる接合粘土とナデが残り、瓦当側辺部分には丸瓦凹面の布目が圧痕として残されている。圧痕には布目のほかに斜行するキザミが転写された状態で見られることから、本資料に接合された丸瓦は凹面にヘラキザミを加えた形態であったことを示している。ID2類である。

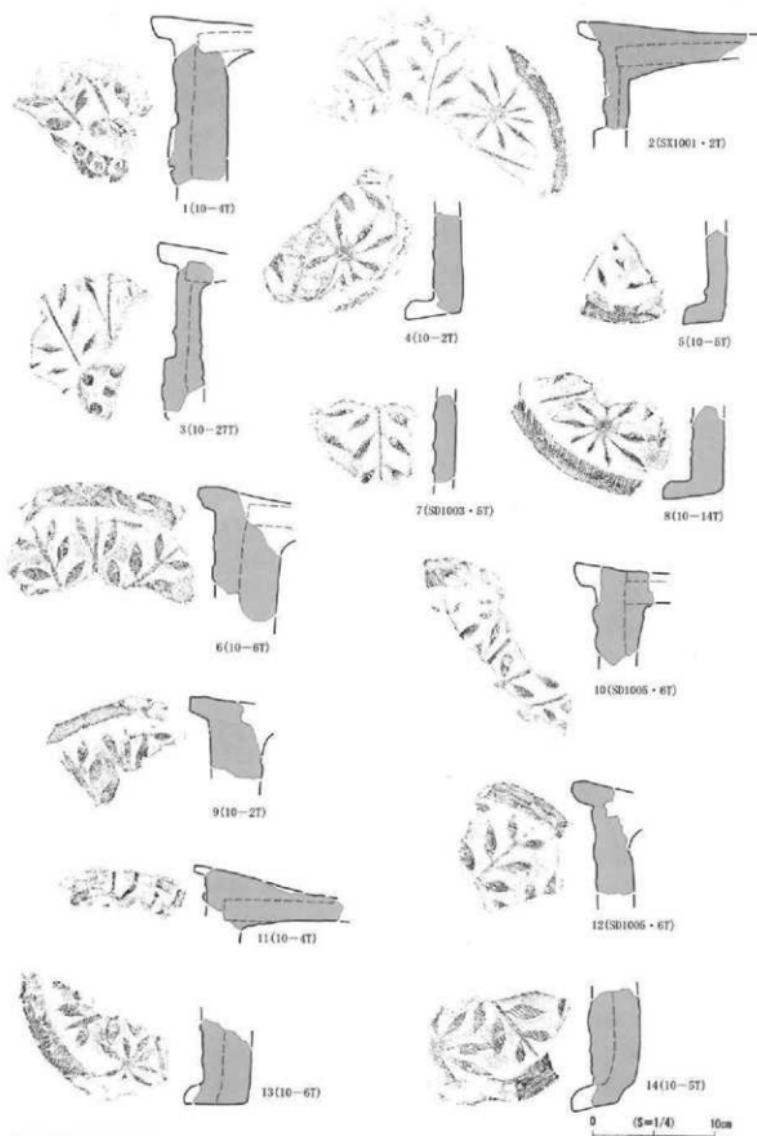


Fig21 花葉文軒丸瓦 (3)

第2項 植物文軒丸瓦

Fig20-8は瓦当の大部分を失った資料である。かろうじて中房の一部と花葉文の文様が確認される。中房は低く突出する形態を示し、側辺部分には明瞭なケズリが加えられたことにより、その断面形は円丘状となっている。中房の中心には痕跡程度に残る中心蓮子がわずかに認められるが、周縁蓮子は全て失われている。瓦当裏面には2次的な被熱による煤が付着しており、調整の詳細は確認できないが、ナデカケズリ調整が加えられていると思われる。ID1類である。

Fig21-1~14は更に細かな破片資料である。1は中房の一部が残っており、竹管状工具によって刺突が加えられた蓮子が確認される。確認される蓮子は互いの間隔が狭いことから、1+5で構成された形態である可能性が高い。瓦当は厚い造りとなっている。IC2類に分類される。

2は瓦当文様の一部から丸瓦部にかけた範囲を確認できる資料である。全体的に薄手の造りを示す資料で、瓦当裏面にはケズリ調整が残る。瓦当面には葉文とその左右にある花文が確認され、周縁は薄く直立している。破面には丸瓦挿入にかかる挿入溝が見られ、丸瓦と接合粘土の関係が良く観察できる資料である。3は中房の一部を残す資料である。明瞭に突出する中房には中心蓮子1と周縁蓮子3が確認される。瓦当裏面にはケズリ調整が残り、瓦当側辺には丸瓦凹面の布目の圧痕が残る。薄手の造りを示している。花文ならびに蓮子の全体が不明であるので分類はできないが、IA類の特徴も備えている。4は花葉文の一部が観察される資料である。花文には花托の表現が見られる薄手の造りのIB類である。5・7は周縁と瓦当面の一部が残る資料である。5は瓦当文様が部分的に見られる程度であり、詳細は不明である。7は花文が見られる資料である。花托が見られることからIB類に分類される。6は葉文が見られる資料である。瓦当面のみを残しているため詳細は不明であるが、薄手の造りである。8は葉文が見られる資料である。瓦当は厚い造りになっており、瓦当文様も端正さを失っている。

Fig21-9は瓦当面と周縁の一部を残す資料である。比較的厚手の造りとなっている。Fig21-10・11・13・14は周縁の一部と瓦当面の一部を残す資料である。いずれの資料も、瓦当文様自体の盛り上がりが弱くなっている。

花文軒丸瓦 花文軒丸瓦は、花葉文軒丸瓦の瓦当文様に見られた茎状の葉文表現を欠き、花文のみで瓦当文様を構成するものである。植物文軒平瓦のI類（花葉文軒丸瓦）に対して植物文軒丸瓦II~VI類と呼んで区分しておこう。花文軒丸瓦を構成する要素を整理すると、周縁は直立する素文で中房は円板状に突出するものと、低いものがある。中房には1+5の突出した蓮子を置く。中心蓮子と周縁蓮子は同じ大きさである。瓦当文様全体が判断できる資料は1点あるが、これ以外の資料はいずれも小さな破片資料であり詳細は不明である。しかし、花文表現の相違により細分が可能である。

花文軒丸瓦の分類 まずは、文様の全体構成が知りうるFig22-1をII類として、本類に分類される基本的な文様構成について説明し、この文様構成と異なる要素を見出し、細分型式を設定することとする。

II類：瓦当面の花文は4単位がある。花文は放射状に開く7葉の花文が2単位、6葉の花文が2単位である。2単位が配置された6葉花文の間には、1葉の花弁1単位が配置されている。7葉花文1単位と6葉花文2単位は、中房方向から外側に向かって延びる花弁（茎表現か）と、その先端に接し放射状に開く6葉花文と5葉花文で表現されているが、7葉花文のうちの1単位は、中房方向からは花文が伸びていない。



Fig22 花軒丸瓦の分類

III類：瓦当面には5単位の花文を配置している。花文は中房に接して延びる茎とその先端で開く5葉の花弁で構成されている。中房形態はII類とは異なっており、低く突出する中房に1+5の蓮子を表現している。4個の周縁蓮子は中房を4分割した位置に配置されるが、残りのひとつは4個の周縁蓮子の間に置かれている。

IV類：瓦当文様は中房に接する地点から周縁に向かう細い茎を表現し、その先端に放射状に開く4葉の花弁をもつ花文4単位を配している。円板状に突出する中房には径の小さな蓮子が配置されている。蓮子は中心蓮子と周縁蓮子は同じ大きさである。

V類：瓦当面には不明瞭であるものの4葉の花文4単位を配置していたと思われる。いずれの花文も中房に花弁下端が接するように配置し、そこを基点にして放射状に展開する花文を表現している。IV類との違いは茎状の表現が見られない点である。明瞭に突出する中房には小さく突出する蓮子が見られる。遺存する資料では中心蓮子1の周囲に3個の周縁蓮子が確認されるが、本来は1+4の構成を持つ蓮子であった可能性がある。

VI類：本類に分類される資料の文様の全体は不明である。ただし瓦当面に表現された花文は、細い茎の先端に7葉の花弁が放射状に開く花文1単位と、その左右に別の花文を配置するものである。左右の花文はともに7葉花文の花弁に接するほど近い場所に花弁が見られることから、II類からV類までの瓦当文様とは異なることが判明している。

軒丸瓦製作にかかる諸痕跡　ここでは、資料から把握された製作工程にかかる諸痕跡について確認しておこう。軒丸瓦の瓦当面を観察すると不明瞭ながらも極目圧痕を残すものがあることから瓦缶には模写材を用いていることは明らかである。直立する周縁の内周にはナデが加えられており、その下端には粘土つぎが見られる。瓦当裏面には明瞭なナデ、ケズリ等の調整が加

第2項 植物文軒丸瓦

えられている。瓦当の破断面が観察できる資料によれば、瓦当には1cm程度の薄い粘土板を瓦範に詰め込んでいる様子が観察され、裏面には指ナデにより窪みをつくり、そこに丸瓦を立てている様子が見られるが、花葉文軒丸瓦のような明確な挿入溝の形態を示すものはない。瓦当裏面に立てる丸瓦は、先端部にヘラキザミを加えるもの、ヘラキザミを加えないもの、丸瓦部凹面に鰯齒状のヘラキザミを加えるものなどのバリエーションが見られる。丸瓦先端が瓦当粘土に接する部分の凸面・凹面には粘土をえたのち、指ナデにより接合を図っている。

製作工程の復元 これらの観察の結果、花文軒丸瓦は接着式によって製作されていることになり、以下の手順が考えられる。

- ① 杠目材を使用した瓦範を準備する。瓦範は5種がある。
- ② 瓦範に1枚分の薄い板状の粘土を加える。
- ③ 瓦当裏面にユビナデによる浅い窪みをつくる。
- ④ 瓦当裏面のくぼみに先端に半截後の丸瓦を立てる。
- ⑤ 瓦当裏面と丸瓦部凹面に接合粘土を加え、ユビナデにより調整する。
- ⑥ 瓦範を外す。
- ⑦ 周縁の内周部分をナデにより整える。

出土遺物各説 (Fig23) Fig23-1は瓦当面の全体と丸瓦部の一部が確認できる唯一の資料である。II類の基準資料である。瓦当面には花文4単位が配置され、そのうち6葉花文の間には花弁1本が見られる。また杠目材の圧痕が残る。突出する中房は側辺部にケズリが加えられたため断面形が丸くなり、中房上面には1+5の蓮子が見られる。蓮子の突出は低く、一部は中房側辺のケズリにより不明瞭になっている部分もある。周縁蓮子は中房面を均一に5分割した位置にあるがやや乱れている。瓦当周縁は素文の直立縁で、周縁上面はケズリにより調整が加えられている。瓦当裏面の瓦当下端にあたる部分はヘラケズリにより調整され、丸瓦部凹面には明瞭なユビナデが見られる。丸瓦部凹面には縱方向のケズリ、瓦当面に近い部分は横位のヘラケズリが見られる。瓦当破断面の丸瓦先端にはヘラキザミが施されている。2は、周縁の一部と花文の花弁1単位を遺存する資料である。周縁は素文の直立縁であり、上面ならびに外周部分はヘラケズリにより整えられている。II類に分類される。3は、周縁の一部と花文の一部が残る資料である。花文の形態的な特徴からII類に分類される。直立する周縁の上面にはヘラケズリが施され、瓦当裏面の側辺部分には丸瓦部の剥離面が観察される。丸瓦部もしくは接合粘土の剥離面には調整が加えられた面があることから、丸瓦接合以前にヘラケズリないしはヘラナデ等の調整が加わっている可能性がある。4は瓦当周縁と花文の一部が確認される資料である。花文は花弁の2本が残存するだけであることから分類はできない。周縁は素文の直立縁で、瓦当裏面・周縁側辺には明瞭なケズリが加えられている。また瓦当面には杠目圧痕が残る。5は瓦当面の花文1単位が残る資料である。瓦当周縁や中房は失っているため詳細は不明であるが、遺存する花文はII類の7葉花文と一致する。6は周縁と丸瓦部が遺存する資料である。瓦当面には6葉花文1単位とその左右に花文2葉が見られる。丸瓦は瓦当面に対して斜めに取り付いている。花文の特徴は花文軒丸瓦III類に近い。丸瓦部は凸面の接合粘土は少なく、瓦当

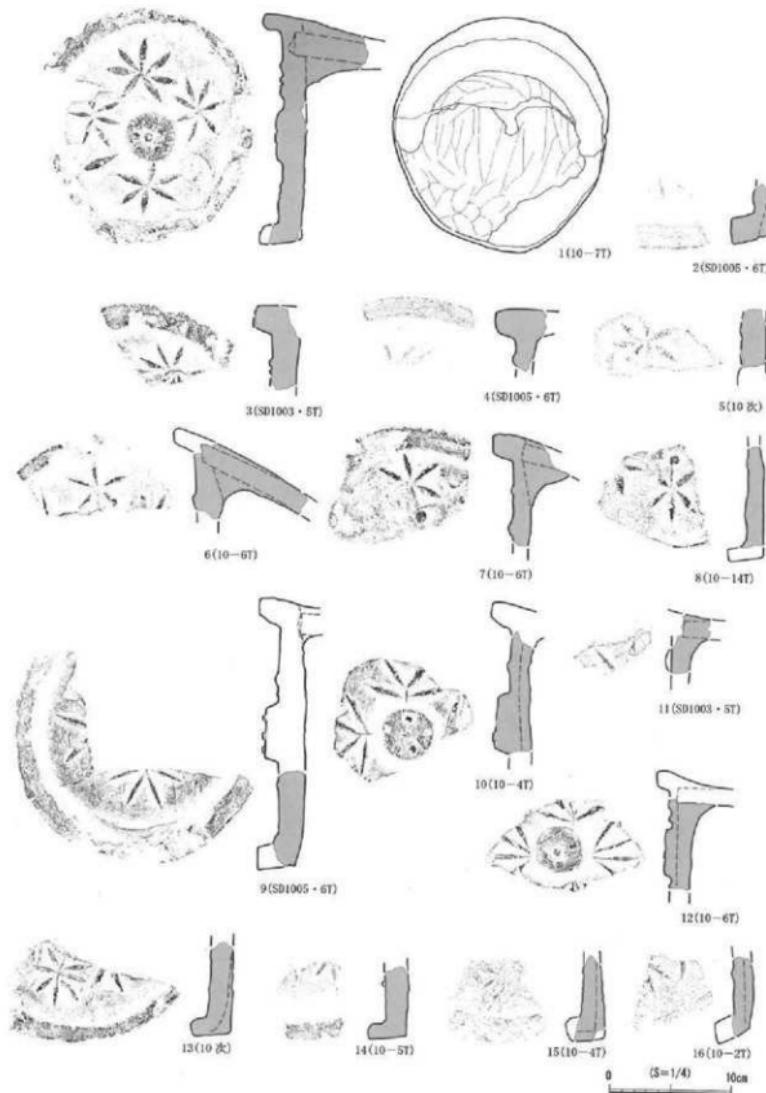


Fig23 花文軒丸瓦 (1)

第2項 植物文軒丸瓦

裏面側に充填された接合粘土は厚い。また、丸瓦先端にはヘラキザミが加えられている。7は、瓦当面と周縁の一部を遺存する資料である。瓦当面には6葉の花文が見られ、中房は低く不明瞭に突出し、そこに大振りの周縁蓮子が見られることからIII類であると判断される。瓦当裏面には丸瓦接合にかかる接合粘土が見られ、その上面はナデ調整が行われている。

また、丸瓦の剥離面には丸瓦凹面の布目が転写されて残されている。丸瓦は瓦当面に対して斜めに取り付いていることを特徴とする。8も瓦当面の一部を残すのみで、周縁・中房は失われている。瓦当面には6葉の花文と、周縁蓮子のうちのひとつが見られ、花文を構成する花弁の先端が蓮子に接していることからIII類に分類が可能である。瓦当裏面にはナデによって調整されている。

9は周縁と瓦当面の一部を残す資料である。中房ならびに瓦当文様の大部分は失っているが、周縁は素文で明瞭に直立する形態を示し、瓦当面と周縁内周が接する地点に粘土つぎが見られる。花文は大きく開く形態を示すことからIV類に分類されると考えられる。瓦当裏面にはケズリと丸瓦接合にかかる接合粘土が見られる。

Fig23-10は、中房と瓦当面の一部を残すIV類の基準となる資料である。中房は円板状に明瞭に突出する形態を示し、中房の上面には1+5で構成される蓮子が見られる。中心蓮子ならびに周縁蓮子の大きさには差は認められない。周縁蓮子は中房上面に不規則に配置されている。花文は中房に接する場所に短い茎を描き、その先端に放射状に広がる花弁を描いている。瓦当裏面にはナデ調整が見られる。

11は、瓦当面の大部分を失っているため分類が困難な資料である。瓦当面には花弁2単位が確認されるだけである。瓦当粘土の剥離面には、丸瓦の接合状態が良く観察される。丸瓦部は先端にキザミを施さないものが使用されており、接着式によって接合されている。

12は中房と瓦当の一部を残す、花文軒丸瓦分類V類の基準となる資料である。中房は円板状に突出し側面にはヘラケズリが加えられている。蓮子は小さく突出する形態を示し、中心蓮子と3個の周縁蓮子が確認できる。中心蓮子と周縁蓮子の大きさには差がない。本来は1+4の蓮子構成であったと考えられるが、残りのひとつは中房のケズリ調整の際に失われたものと考えられる。花文は中房に接する部分から直接花弁が開いており、中房を挟んで対応する位置に4単位が確認される。瓦当面の割付けの検討では5単位であった可能性もある。瓦当裏面には接合粘土とナデ調整が顕著であり、丸瓦部が剥離した面には鉗齒状のキザミ圧痕と布目圧痕が残っている。13は周縁と瓦当面の一部が残る資料である。周縁は素文の直立縁で、瓦当文様は短い茎とその先端で開く7葉花文、またその左右に接するように配置された花文が配置されている。花文軒丸瓦VI類に相当する資料である。瓦当裏面は丁寧なケズリが行われている。瓦当周縁は素文の直立縁である。

Fig23-14~16は周縁を残す瓦当資料である。いずれの資料も瓦当面に花文の一部が確認されるが分類ができない。周縁を残すものはいずれも素文の直立縁であり、周縁上面ならびに側面にはヘラケズリが施されている。

第3項 単弁細弁蓮華文軒丸瓦

本書で単弁細弁蓮華文軒丸瓦として取り扱う軒丸瓦は、從来まで細弁蓮華文軒丸瓦と称された軒丸瓦のことを指す。この種の軒丸瓦の呼称については、菊花13弁蓮華文鏡瓦（註36）、11葉單弁蓮華文瓦・13葉單弁蓮華文瓦（註37）、細弁蓮華文軒丸瓦（註38）といったように様々な呼ばれ方をしているが、この種の文様を細弁蓮華文軒丸瓦と称してきたのは、瓦当文様のうち蓮弁の弁輪郭線を細い凸線で表現し、その中央に棒状の子葉を置くという文様構成を持っているからであり、筆者も泉廐寺跡10次調査の概要報告の中でも細弁蓮華文軒丸瓦として報告したことがある（註39）。

しかし、稻垣晋也氏は『飛鳥白鳳の古瓦』のなかで細弁の特徴について「花弁が細く一見して菊花に酷似する」ものとし、本来は複弁八葉の分割によって生じたものと考え、16葉以上のものを細弁と呼称すべきであると考えているが、「一見して菊花を連想させるもの」、そして「現存例から帰納して12葉以上を細弁」と定義している（註40）。更に佐川正敏氏は、郡山五番遺跡ならびに泉廐寺跡から出土する細弁蓮華文軒丸瓦について、本種を特に細弁と呼称するのは弁輪郭線が細い凸線で、その中央に棒状の子葉を置くという表現方法を採用しているからである。その点では平城京6268や6284も細弁と呼べるが、これらは大分類上複弁である。従って（郡山五番遺跡）F・G・H類は本来単弁に分類し、その細分として単弁細弁・複弁細弁のように呼称すべきである。」と述べている（註41）。

後述するように本種の軒丸瓦の中でも最も古相を示す泉廐寺跡I類は単弁11葉をもつ蓮華文であり、これが後に単弁13葉蓮華文に変化していると理解されている。つまり、本種の祖形となる泉廐寺跡単弁細弁蓮華文軒丸瓦I類は稻垣氏の分類による細弁の範疇からは逸脱することになることから、本書ではこれらの特徴をも軒丸瓦を細弁とは分類せずに、大分類上単弁とし、その細分として単弁細弁蓮華文軒丸瓦と呼ぶこととする。

発掘調査では瓦当文様全体が判断できる資料は出土していないが、標葉郡家とされる双葉町郡山五番遺跡出土資料（註42）ならびに泉廐寺跡表面採集資料に瓦当文様全体が知られる資料が得られているので、これらの資料をもって分類しておく。郡山五番遺跡報文では、F・G・H類とされたものが本類に相当する資料である。いずれの資料も細い凸線で中房・蓮弁を表現している。

郡山五番遺跡F類：単弁11弁を持つもので、U字形の弁端の一部が内外区を画する界線に着き、棒状の間弁の先端を挟むように珠文を置いている。中房はやや太目の凸線で表現し、その内部に大き目の中心蓮子1と小振りの周縁蓮子8を置く。直立する周縁内面には線鋸歯文を巡らし、外区内縁には珠文を配する。

郡山五番遺跡G類：単弁11弁の瓦当文様を持つものである。弁端の形状がやや銳角化したV字形を呈し、F類の弁間にあった棒状の間弁が省略されている。蓮弁間には大きめの珠文を置き、中房は太目の凸線で表現し、その内部に1+8の蓮子を置いている。中心蓮子と周縁蓮子の大きさに差はない。内外区を分かつ界線は太く、周縁は直立する素文縁である。

第3項 単弁細弁蓮華文軒丸瓦

郡山五番遺跡H類：単弁13弁をもって瓦当文様を表現するものである。蓮弁の形状はF類に近く弁先端はU字形を呈する。間弁は欠落しているが、蓮弁間に珠文を配置し、更にその上もしくは脇に一回り小さな珠文を置く箇所もある。中房は凸線表現によるもので、その内部に1+7の蓮子を置いている。蓮子は中心蓮子が大きく周縁蓮子が小さい。周縁の内面には線鋸歯文が見られ、直立線と傾斜線の2種がある。内外区を区画する界線は太い。

泉廃寺跡出土資料の分類 郡山五番遺跡出土資料における分類に基づき、改めて泉廃寺跡出土資料を観察すると、Fig27-1は蓮弁の先端が内外区を分かつ界線に届き、その先端形状がU字形を呈する資料である。蓮弁間に棒状の間弁が配置され、その先端左右には珠文が置かれている。周縁は失っているため分からぬが、内外区を分かつ界線の外側に突線(范傷か)と珠文1個が見られる。蓮弁先端の形状から郡山五番遺跡H類に該当する。

Fig27-2は凸線で表現された蓮弁の先端がやや崩れたU字形を呈し、蓮弁間の棒状の間弁が見られない。蓮弁間に置かれた珠文の上部には更に小さな珠文が置かれている。周縁内面には線鋸歯文が見られないことから、郡山五番遺跡H類に該当。

Fig27-3は、瓦当面の大部分を失っているものの、蓮弁の先端はU字形を示し、間弁を欠く。蓮弁間に大振りの珠文と小さな珠文を置くという特徴から郡山五番遺跡H類に分類される。

Fig27-4は、周縁の一部を残す資料であり、瓦当面の大部分は欠損している。ただし、内外区を分かつ界線の外側に配置された珠文と、周縁内面に線鋸歯文が見られることから、単弁細弁蓮華軒丸瓦であることが分かる。郡山五番遺跡分類F類に位置づけが可能である。

以上の検討から、泉廃寺跡では郡山五番遺跡分類におけるF類とH類の2種が出土し、G類を欠いているため、本遺跡出土の単弁細弁蓮華文軒丸瓦は、以下の2種に分類しておこう。

I類：単弁11弁を持つもので、U字形の弁端の一部が内外区を画する界線に着き、棒状の間弁の先端を挟むように珠文を置く。中房はやや太目の凸線で表現し、その内部に大きな中心蓮子1と小振りの周縁蓮子8を置く。周縁内面には線鋸歯文を巡らし、外区内縁には珠文を配する。郡山五番遺跡F類に相当する。

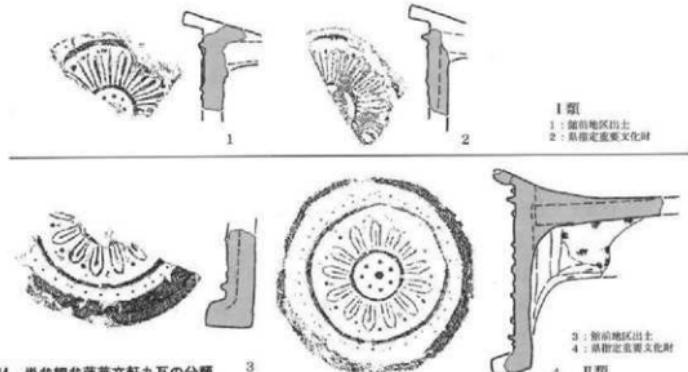


Fig24 単弁細弁蓮華文軒丸瓦の分類

II 類：単弁13弁をもつて瓦当文様を表現するものである。蓮弁の形状はF類に近く弁先端はU字形を呈する。間弁は欠落しているが、蓮弁間に珠文を配置し、さらにその上もしくは脇に一回り小さな珠文を置く箇所もある。中房は凸線表現によるもので、その内部に $1+7$ の蓮子を置いている。蓮子は中心蓮子が大きく、周縁蓮子が小さい。傾斜する周縁の内面には線鋸歯文が見られ、内外区を区画する界線は太い。郡山五番遺跡H類に相当する。

軒丸瓦製作にかかる諸痕跡 瓦当全面が遺存する資料が出土していないが、遺存する瓦当面を観察すると、I類・II類とともに杼目压痕が見られる。瓦当裏面ならびに瓦当外面には明瞭なヘラケズリが施されている。Fig27-1は丸瓦部が剥落した資料であり、これによれば、丸瓦を立てる位置には明確な挿入溝は穿たずに瓦当裏面に直接丸瓦を立てるか、ユビナデ程度に挿入位置を示す程度であったと思われる。瓦当裏面に立てられた丸瓦の凸面側と凹面側には接合粘土を加えて、ナデ調整を行っている。

製作工程の復元 以上の痕跡から復元される軒丸瓦の製作技法は、いわゆる印籠つぎとは異なり、接着式で製作されていると考えられる。その工程は、以下のとおりである。

- ① 瓦当文様を彫り込んだ杼目材の瓦范を準備する。
- ② 瓦范に粘土を詰める。
- ③ 瓦当裏面に丸瓦を立てる。基本的には瓦当裏面に直接丸瓦を立てたと思われるが、中には丸瓦位置をユビナデによって浅く窪めて、接合位置を示した可能性もある。
- ④ 瓦当裏面と丸瓦凸面に接合粘土を加え、接合粘土上面に調整を加える。
- ⑤ 軒丸瓦を瓦范からはずし、瓦当周縁上面にヘラケズリを加える。

第4項 有蕊弁蓮華文軒丸瓦

有蕊弁蓮華文軒丸瓦は、従来まで三蕊弁四葉花文軒丸瓦と称された一群を指す（註43）。この名称は瓦当面に表出された4葉の花弁と、花弁内部にある3本の蕊表現が大きな特徴であるが、本瓦群について検討を加えている藤木氏は、「三蕊弁四葉花文は鎧瓦の名称であり、これに組みあう瓦群に表現された同種の意匠全体を指す名称としては不都合がある」として、本瓦群を有蕊弁蓮華文と呼んでいる（註44）。本報告では、三蕊弁四葉花文軒丸瓦とされた軒丸瓦以外にも、瓦当面に配置された花文内部に2本の蕊を表現

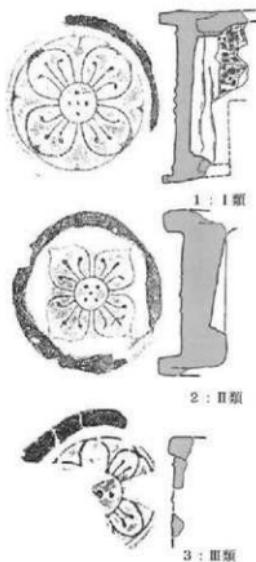


Fig25 有蕊弁蓮華文軒丸瓦の分類
上・中：福島県指定重要文化財
下：館前地区出土

第4項 有蓋弁蓮華文軒丸瓦

した軒丸瓦も含める形で捉えていることから、「有蓋弁蓮華文軒丸瓦」と呼び変えて報告することとする。

瓦当文様の構成 まずは、有蓋弁蓮華文軒丸瓦に分類される軒丸瓦の瓦当文様について説明しよう。瓦当面文様は蓮子を除いた全ての文様が凸線により表現されている。最も特徴的な花弁は、瓦当面を4分割した位置で大きく開く4葉の花文を配置している。花文の内部には直線的に延びる1本の蕊と、その両脇で左右に開く2本の蕊で表現されている。これまでに三蓋弁と呼ばれた由縁である。中房は凸線の圓線で表現され、その内部の蓮子は中心蓮子1と周縁蓮子4の蓮子構成を持つ。中心蓮子と周縁蓮子の大きさに差はない。周縁蓮子は花弁の間方向、すなわち弁間に対応するものと、蓮弁の中央に対応するものがある。

なお、後述する分類におけるI類とIII類では凸線による圓線が弁端をつないでいる。

有蓋弁蓮華文軒丸瓦の分類 有蓋弁蓮華文軒丸瓦は、花弁先端の形状ならびに弁間に楔形の切れ込みの有無で細分が可能である。先端部分が丸みを帯びた花弁を主要花弁とし、弁間に楔状の表現を持つものと、弁間に楔状の表現を欠き、加えて花弁の先端がスペード形に尖り花弁先端の切れ込み表現を持たないものである。前者をI類、後者をII類とする。また、凸線で表現された花弁内部に、左右に開く2本の棒状の蕊を表現するものがある。これをIII類としよう。

I類：4葉の花弁の先端が丸みを帯び、弁先端に切れ込み表現をもつもの。楔形の間弁がある。

II類：4葉の花弁先端が尖り、スペード形を呈するもの。弁先端の切れ込み、間弁表現を欠く。

III類：6葉もしくは8葉の

花弁内部に2本の蕊

表現が見られるもの。

軒丸瓦製作にかかる諸痕跡

瓦当面ならびに瓦当裏面に木口状の圧痕を残している。すなわち、本群の瓦當には木口材が用いられている点が他の軒丸瓦とは決定的に異なっている。瓦当裏面の下半には丸瓦部の痕跡が残り、瓦当裏面の周縁部分には堤状の高まりが残っている。つまり本軒丸瓦の丸瓦部は分割前の円筒状の丸瓦が使用されていたものと考えられる。また、瓦当裏面の堤状の高まりの上には粘土紐が巡り、この粘土



Fig26 有蓋弁蓮華文軒丸瓦の製作工程

紐は瓦当裏面の木口材と丸瓦部の間で圧迫された形状を示している。丸瓦部は紐状粘土の外側と接し、丸瓦部の剥落した面には布目の痕跡が残る。周縁上端と側辺にはヘラケズリが見られる。瓦当外面に接合用の粘土が残る。

製作工程の復元 ここでは上述した製作工程にかかる諸痕跡の観察と、本瓦群の製作工程を復元した藤木氏の製作技法をもとに、本瓦群の製作工程を示しておこう。(註45)

- ① 木口材を用いた瓦范を準備する。I・II・III類の3范が存在する。
- ② 瓦范にブロック状の粘土塊を充填し瓦当面を造る。
- ③ 円筒形の丸瓦を瓦当裏面に立てる。
- ④ 丸瓦部分の不用な部分を切り取るが、瓦当裏面下半には丸瓦部が堤状に残る。
- ⑤ 瓦当裏面に立てられた丸瓦部が瓦当裏面に接した内面側(凹面)に紐状粘土を巡らす。
- ⑥ 丸太材を利用した押圧工具を瓦当裏面から瓦当に向かって押し付けて押圧する。
- ⑦ 瓦当側辺側(外面)から押圧を加え、瓦范・押圧具を外す。
- ⑧ 補強用の粘土を付加し、周縁側辺・端部にヘラケズリを加える。

出土遺物各説 (Fig27-5・Fig29-6) Fig27-5・Fig29-6は有茎弁蓮華文軒丸瓦である。Fig27-5～10はI類に分類される資料である。5は瓦当面の上半と周縁の一部が遺存し2単位の花文と中房の一部が確認できる。大きく開く花文と中房は凸線により表現され、花文内部には直線的に延びた中心の蕊1本とその左右で開く2本の蕊で構成される。花文の先端には切れ込み状の表現が見られ、また花文の間に切れ込み状の間弁表現が見られる。瓦当面と瓦当裏面には木口圧痕が残り、また瓦当裏面には堤状の粘土が見られる。6は瓦当面のみが遺存する資料である。花文3単位の花文と圓線・間弁、そして中房の一部が見られる。中房内には突出する周縁蓮子1個が配置されており、瓦当裏面には堤状に残された粘土の高まりが残っている。7は瓦当面の大部分を欠く資料であるが、周縁の一部と花文の一部を残している。花文は先端にある切れ込み部分を残すのみであり、瓦当裏面には堤状の高まりが残る。9は瓦当面の一部を残す資料であり、周縁は失っている。9・10も花文の一部が認識される資料である。

Fig27-11～16はII類に分類された資料である。花弁の先端が尖るように表現されたスペード形の花弁を持つ。14・16は花弁の先端が確認される。11は花文3葉、12・13・15は花文2葉、14・16は花文1葉が見られる。11は花文内部に表現された中心の蕊が三又に開く先端を持つ様子と、その両脇で左右に開く2本の蕊が確認できる。瓦当裏面には丸瓦部が剥離した痕跡と、堤状の高まりが見られる。12は2葉の花文の一部が遺存する資料である。中心の蕊と両脇の蕊が見られる。周縁はやや厚手である。13は瓦当面の大部分を失っているため詳細は不明であるが、2葉の花文が確認できる。周縁の調整は粗くケズリにより調整が加えられている部分とケズリ調整が及ばず粘土の凹凸が残る部分がある。瓦当側辺には剥離痕が見られ、瓦当裏面には木口の圧痕とナデ調整、そして堤状の粘土の高まりが見られる。15は2葉の花文の一部が残る資料である。周縁はケズリにより調整が加えられており、裏面には丸瓦部の剥離痕跡が残る。16は1葉の花文が確認できる資料である。中心の蕊と側辺の2本の蕊が確認できる。棒状に延びた蕊の先端は丸く肥大している。14は花文の先端が確認できる資料である。

第4項 有蓋分蓮華軒丸瓦

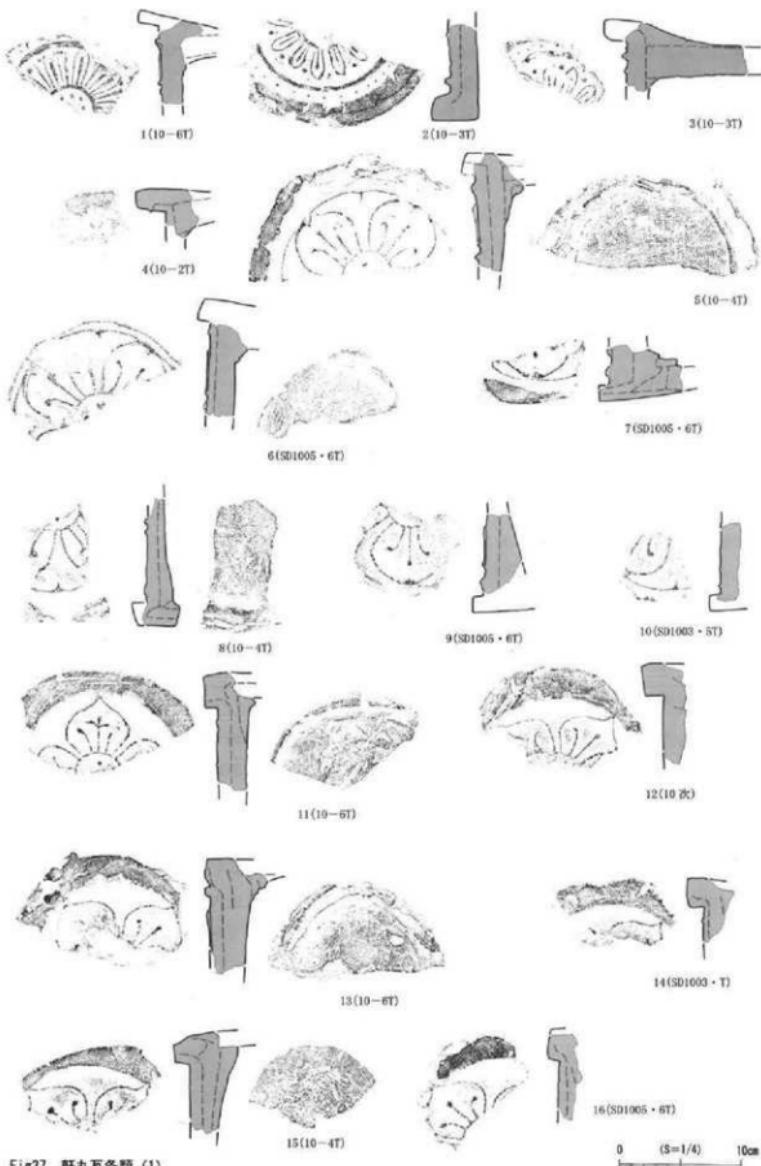


Fig27 軒丸瓦各類 (1)

Fig29-1は瓦当面と周縁を失っているため詳細は不明であるが、凸線で表現された中房と中心蓮子、周縁蓮子3個が確認できる。瓦当裏面にはナデ調整が行われている。2は花文の一部が見られ周縁にはケズリが行われている。3はⅢ類に分類された資料である。残存部位が少ないが凸線で表現された花文内部には2本の蕊があり、中房内部には中心蓮子と一回り小振りな周縁蓮子1個が確認される。4～6は丸瓦部の資料である。Fig29-4は瓦当裏面に丸瓦の不用部分を切り落とした際の残存部である堤状の高まりが見られ、瓦当面と同様に軟質の焼き上がりであることを特徴とする。Fig29-5は丸瓦の残存部とその内側に付加された粘土紐が、木口材の押圧工具で圧迫されて変形した粘土の盛り上がりが見られる。Fig29-6は丸瓦の形状が分かる資料である。凹面には明瞭な布目が残り、その上に被さるように接合粘土とそれを調整した際のナデが見られる。凸面側には付加された粘土の痕跡があり、また不用部分を切り離した際に残る丸瓦の残存部分と、そこから立ち上がる丸瓦部の変換部分の形状が分かる資料である。

第5項 素弁蓮華文軒丸瓦

素弁蓮華文軒丸瓦とする一群は、町池地区から1点、町地区から1点の合計2点の出土が認められており、多量の瓦が出土した館前地区や福島県史跡地区からは出土しない。

軒丸瓦製作にかかる諸痕跡 軒丸瓦製作にかかる諸痕跡を確認すると、瓦当面には柾目圧痕が見られることから、本瓦製作にかかる瓦范は柾目材を用いていると考えられる。瓦当裏面には丸瓦部接合にかかるナデが見られ、凸面には縦位のケズリ、凹面には布目と接合粘土が見られる。瓦当側辺の剥離面では、瓦当面近くまで布目が見られる。

製作工程の復元 以上のような観察に基づく軒丸瓦の製作技法は、以下のとおりに復元される。

- ① 瓦范に瓦当粘土をつめる。
- ② 瓦当裏面に丸瓦を立てる。丸瓦先端が瓦当面よりも深い位置になるように接合している。
- ③ 瓦当裏面ならびに丸瓦部凸面に接合粘土を付加しナデつける。
- ④ 瓦范を外し周縁にケズリ調整を加える。

素弁蓮華文軒丸瓦の分類 素弁蓮華文軒丸瓦に分類された2点の軒丸瓦は、いずれも異なる瓦当文様を保持していることからI・II類に区分ができる。

I 類：八葉素弁蓮華文軒丸瓦であり、中房から発する凸線の先端が扇状に開く間弁が見られる。扇形の間弁の要にあたる部分には珠文が配置され、中房は低い。蓮子の表現は欠いている。周縁は素文の直立線である。

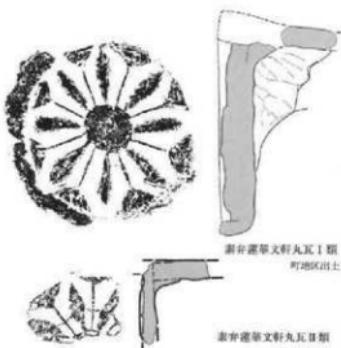


Fig28 素弁蓮華文軒丸瓦の分類

第6項 単弁蓮華文軒丸瓦

II 類：推定八葉素弁蓮華文軒丸瓦。蓮弁は扁平で弁間に扇形の間弁が入る。各蓮弁間には蓮弁を繋ぐ凸線表現があることを特徴とする。

出土遺物各説 (Fig29-7・8) Fig29-7は町地区から出土した八葉素弁蓮華文軒丸瓦である。瓦当面の全体を残している。中房は低く突出する形態であるが、その平面形は不整であり蓮子は見られない素文である。蓮弁の突出は低く扁平な形状を示し、弁間に扇型の間弁が入る。間弁先端には珠文が置かれていることを特徴とする。丸瓦は接合式により取り付けが行われており、瓦当裏面には丸直接合にかかるナデが残る。

Fig29-8は町池地区から出土した素弁蓮華文軒平瓦である。周縁・中房は失われており詳細は不明である。蓮弁は弁端が尖った形状を示し、盛り上がりは低い。蓮弁間に蓮弁同士を連結する表現が見られる。

第6項 単弁蓮華文軒丸瓦

単弁蓮華文軒丸瓦に分類した資料は、館前地区から出土した蓮弁の中央に大き目の子葉が配置されたものを指す。従来までの報告では、重弁蓮華文軒丸瓦として報告した (註46)。

瓦当文様の構成 瓦当文様は本来8葉であったと思われるが、遺存する蓮弁のうち1葉はその大部分を失い、蓮弁の形状が判断できるものは2葉だけであり、更に確認できる蓮弁の上面には2次的なケズリが及んでいるため蓮弁の詳細は不明である。遺存する範囲から知られる蓮弁

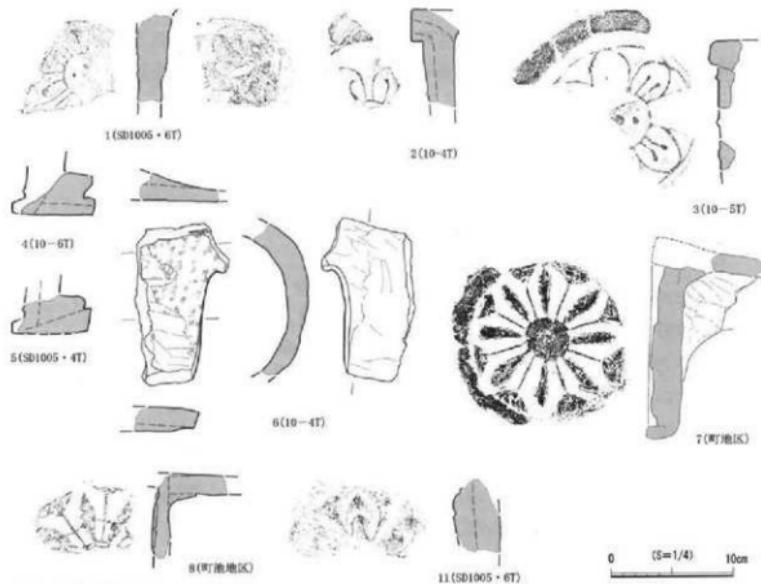


Fig29 軒丸瓦各類 (2)

の形状は、蓮弁の先端がやや尖る平面形をもち、蓮弁内部に配置された大振りの子葉の先端は丸みを帯びた形態である。蓮弁中央に見られる弁中央線はケズリにより失われているため鎬や稜線の有無は分からない。蓮弁の縦断面形は弁先端に向かって高く盛り上がり、間弁も肉厚であり、平面形はアーモンド形を呈している。中房ならびに周縁は欠損しており不明である。(Fig. g29-11)

製作工程にかかる諸痕跡 本資料は軒丸瓦の大部分を失い、瓦当面の一部を認める程度の資料であるので、製作過程の中で生じた痕跡の大部分は失われている。かろうじて瓦当文様に残る3葉の蓮弁と瓦当裏面のナデ調整が認められるだけである。

第2節 軒 平 瓦

第1項 軒平瓦の概要

軒平瓦として確認した資料は117点がある。これらの資料は破片資料が大部分であり、分類された資料は瓦当面ないしは顎面が残る資料に限られており、これ以外の資料は平瓦部分の大部分は平瓦に含まれていると考えられる。

確認された軒平瓦で型式学的な特徴から分類が可能な資料は95点があり、瓦当面の文様により、重弧文軒平瓦、木葉文軒平瓦、偏行唐草文軒平瓦、均整唐草文軒平瓦、波状文軒平瓦、無文軒平瓦に分類される。

6種類に大別された軒平瓦の出土地点を見ると、重弧文軒丸瓦、木葉文軒丸瓦、偏行唐草文

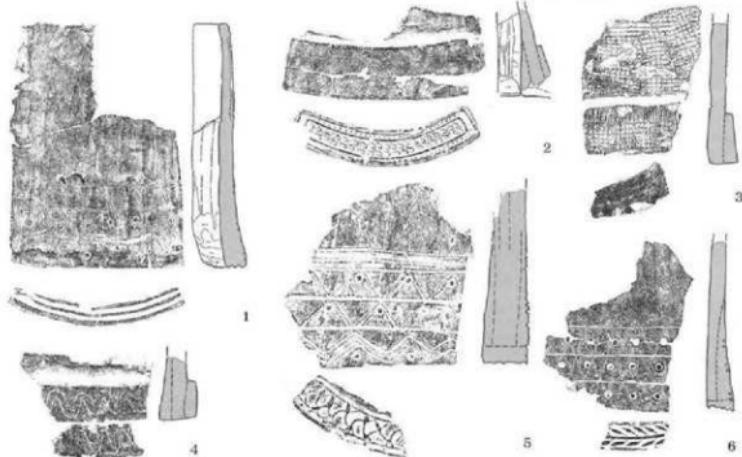


Fig.30 軒平瓦の分類
1:重弧文軒平瓦 2:偏行唐草文軒平瓦 3:無文軒平瓦 4:波状文軒平瓦
5:均整唐草文軒平瓦 6:木葉文軒平瓦

第2項 重弧文軒平瓦

軒平瓦、波状文軒平瓦、無文軒平瓦は館前地区からの出土である。偏行唐草文軒平瓦は町地区から出土したものが数点あるが、やはり館前地区からの出土が圧倒的に多い。一方、均整唐草文軒平瓦は、館前地区からは出土せず町池地区から1点が出土しているだけである。また、正倉院が展開する福島県史跡地区や郡庁院のある寺家前地区では、軒平瓦を含んだ軒先瓦がほとんど出土しないことが特徴である。以下では、上述した軒平瓦の大別分類に従って、各群の軒平瓦について述べることとする。

第2項 重弧文軒平瓦

重弧文軒平瓦の大部分は、館前地区から出土している。全ての重弧文軒丸瓦が、ロクロの回転を利用して瓦当面に複数の凹線を彫り込む、いわゆるロクロ挽き重弧文軒平瓦であり、手挽き重弧文軒平瓦は確認されていない。本書における重弧文の分類は、凸線数を数えており、二重弧文軒平瓦・三重弧文軒平瓦・四重弧文軒平瓦・五重弧文軒平瓦の4種を確認している。

三重弧文軒平瓦 三重弧文軒平瓦に分類された資料は19点がある。瓦当面に2条の凹線を彫り込み、凸線3条からなる重弧文を削出している。瓦当面に彫られた重弧文には施文具の相違により2種類に大別される。

顎面文様の構成 顎面に描かれた文様はヘラ描き沈線と円文によって構成されるが、その構成上の相違から、下記の2種類に分類が可能である。

【顎面文様1】三重弧文軒平瓦の主たる顎面文様となるものである。顎面に平行する3条の横線を挽いて3段の文様帯を形成する。横線の間隔は3~4cm程ある。文様はこの横線に左右に斜行する沈線と組み合わせて上下に並ぶ三角文を構成している。斜行する沈線は、瓦当面を上にして見た場合、左隅を起点にして、右下がりの斜線を引いた後に左下がりの斜線を加えている。また3段の横位区画帶には直径1cm前後の竹管状工具を用いて円文を置いている。円文は横位区画帶各段の中央に位置する。

【顎面文様2】顎面文様2は全体が判別できる資料は出土していないが、顎面文様1とは明らかに異なる文様構成を示すものを指す。文様は横位の沈線を挽き、それに左右に斜行する沈線を加えることで連続する三角文を描く点は顎面文様1と同じであるが、斜行する沈線の開始点が瓦当縁に接することなく、上段の横位沈線に接している点が大きく異なっている。つまり、瓦当縁付近には2cm程度の素文帯が形成されることとなる。竹管状工具による円文は顎面文様1のように横位区画帶中央には配置されず、左右に斜行する沈線の交点に配置されている。稀に斜線交点を外れる位置におかれている場合もある。

製作工程にかかる諸痕跡 三重弧文軒平瓦を観察すると、平瓦部の凹面には糸切り痕跡・布目・側板圧痕を残すものが見られるため、三重弧文軒平瓦に使用された平瓦は粘土板巻き造りによって製作されたと考えられる。なかには側板圧痕の凸部や広端面側にナデを加えるものもある。凸面には斜格子タタキ目が残り、顎面を中心にナデ調整が加えられている。



1 内型となる桶型を準備する。 2 粘土板を巻きつける。 3 広端部に粘土を付加し、タタキ締める。 4 粘土円筒を倒立させて、重弧文を挽く。



Fig31 重弧文軒平瓦の製作工程

頸部の形状は直線頭である。頸面にはヘラ状工具と竹管状工具を用いた頸面文様が見られる。瓦当面に彫られた凹線は断面形がV字形を呈し、中央の凸線が太く上下の凸線が細いものと、3条の凸線すべてがほぼ均等の太さのものに分類できる。いずれも砂粒の移動が認められるところから、挽型により施文されていると考えられる。

製作工程の復元 以上の検討に基づいて、三重弧文軒平瓦の製作工程を復元しておこう。まず、平瓦部は、凹面に糸切り痕跡・布目・側板圧痕を残していることから、粘土板桶巻き造りによって製作されたと考えてよい。凸面には斜格子タタキ目をもつ工具を用いてタタキ締められており、タタキ目は頸面を中心とした範囲にナデ調整が加えられるため消される部分もある。

瓦当文様となる重弧文施文に際しては、平瓦広端部凸面に断面形が三角形の粘土を付加してから、広端面に施文されている。すなわち、桶巻き造りによる平瓦製作段階において、狭端面側が上位になり広端面側が下位にあるという位置関係では広端部への重弧文の施文是不可能であることから、瓦当施文時には粘土円筒を上下に反転した状態に倒立させてから施文されたと考えられる。頸面施文を観察すると、最も左側にある右下がりの斜線のヘラ入り部分を広端部の左隅に求めていることから、頸面施文は分割後に行われた可能性が高い。この場合、頸面施文に際しては凸型成形台を利用して行われた可能性が高いと考えられるが、平瓦部凹面には成形台の存在を示すような痕跡を認めるることはできていないため、詳細は不明である。

- ① 側板を合わせた内型を準備する。
- ② 布を被せた内型に粘土板を巻きつける。
- ③ 広端部に粘土帶を巻きつけ、斜格子タタキ工具でタタキ締めてから、倒立させる。
- ④ 広端部に挽型を用いて重弧文を彫る。
- ⑤ 粘土円筒を4枚に分割する。
- ⑥ 凸型成形台にのせて凸面にナデ調整を加える。

- ⑦ ヘラ条工具と竹管状工具を用いて顎面施文を行う。

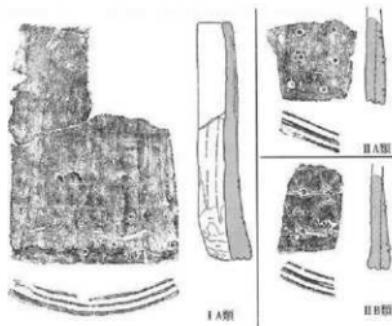
三重弧文軒平瓦の分類 三重弧文軒平瓦は重弧文の弧線を挽いた挽型と顎面文様の相違をもって分類することができる。挽型は3本の凸線の幅がほぼ同じ寸法で、凹線の断面がV字形となるものと、凸線のうち中心にある凸線の幅が広いものである。また、顎面文様が瓦当縁に近い部分から施文されるものと、素文帯を設けるものの2種類がある。

I類：重弧文を構成する重弧文の各弧 線が近似する太さを持つもの。

II類：重弧文を構成する凸線のうち中心の凸線の幅が広く、その上下弧線が近似するもの。

A類：顎面文様が、瓦当部凸面端部（広端部）に接するように描かれるもの。

B類：ヘラ状工具により描かれる顎面文様が、瓦当部凸面端部（広端部）には接せずに、素文帯を形成して描かれるもの。



出土遺物各説 (Fig33~Fig37) Fig33-1は狭端部の一部を欠くが、ほぼ全体の形状が知られる資料である。IA類に分類される。瓦当面の幅は29cmを計測し、狭端面幅は21cm前後を計測すると思われる。広端部から狭端部までの長さは40cmを測る。凹面には明瞭な側板圧痕と布目を残し、瓦当面側にはナデが行われている。凸面は縦位方向のケズリを施し、平瓦部製作にかかるタタキ目は失われている。瓦当面には2条の凹線を彫り込むことで凸線3本の重弧文を描いている。弧線の断面形はV字形を呈し、工具を挽いた際に生じたと思われる擦痕が見られる。顎面の断面は直線顎であり、顎面にはヘラ状工具により描かれた文様が見られる。顎面文様は3本の横線を挽くことで上下3段の横位区画を描き、これに軒平瓦左側隅を基点した右下がりの斜線を引いたのち、左下がりの斜線を加えて三角文を描いている。また各段には直径1cm前後の竹管状工具の刺突による円文を付している。円文は最上段に6個、2段目・3段目には5個ずつ見られる。また区画の2段目から3段目にかけた範囲には丹の付着が見られる。

Fig34-1は広端部右側と狭端部左側を欠く資料であり、凹面には側板圧痕と布目が観察されるが、それを消す縦位のナデが見られる。凸面には斜格子タタキとナデが施されており、顎面には三角文による文様が見られる。ナデは平瓦部中央付近から広端部までの広い範囲に行われており、顎面施文は広端部付近には3条の横線と斜線を組み合わせた上下3段に並ぶ三角文と円文が見られる。瓦当面の重弧文は2条の凹線を彫り込んで凸線3本の重弧文を描いている。凹線の断面はV字形である。顎面の断面は直線顎を呈するIA類に分類される。

Fig36-1～7は瓦当面と顎面文様が確認できる資料である。凹面には布目と側板圧痕が残り、顎面には三角文と円文による顎面文様が描かれている。

Fig36-3・7は頸面文様の大部分が失われているものの、かろうじて瓦当縁に接する斜行沈線が見られることから、IA類であることが判明する。

Fig35-1～4はIA類に分類される資料である。1は重弧文と頸面の大部分が失われているが、重弧文の一部と頸面文様の一部が確認できる。平瓦部の凸面には明瞭な斜格子タタキ目が確認できる。2～4は瓦当面の重弧文と頸面に施文された三角文と円文が確認できる資料である。破断面の観察では平瓦凸面側に付加した粘土を確認することができる。

Fig37-1・2は瓦当面の重弧文と頸面文様が確認できる資料である。中央の凸線の幅が広

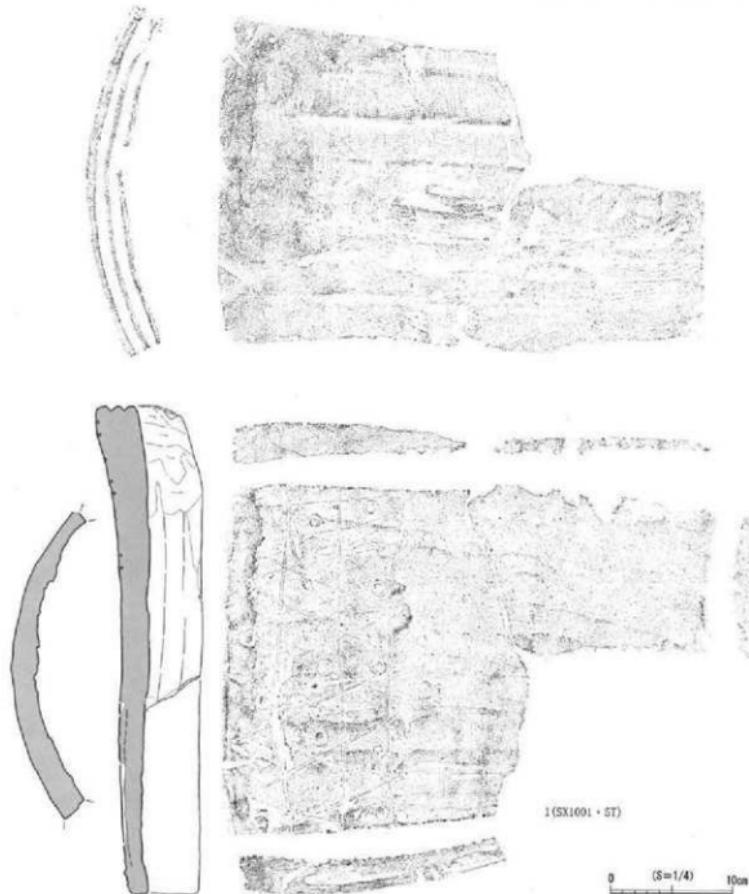


Fig33 重弧文軒平瓦 (1)

第2項 重弧文軒平瓦

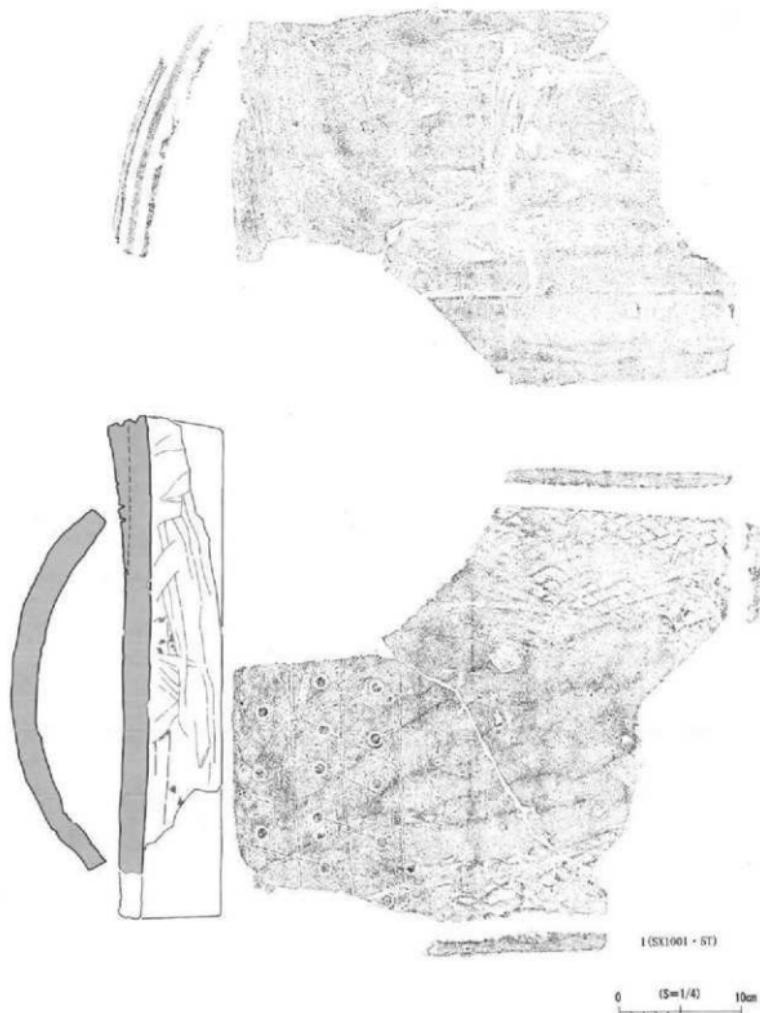


Fig34 重弧文軒平瓦 (2)

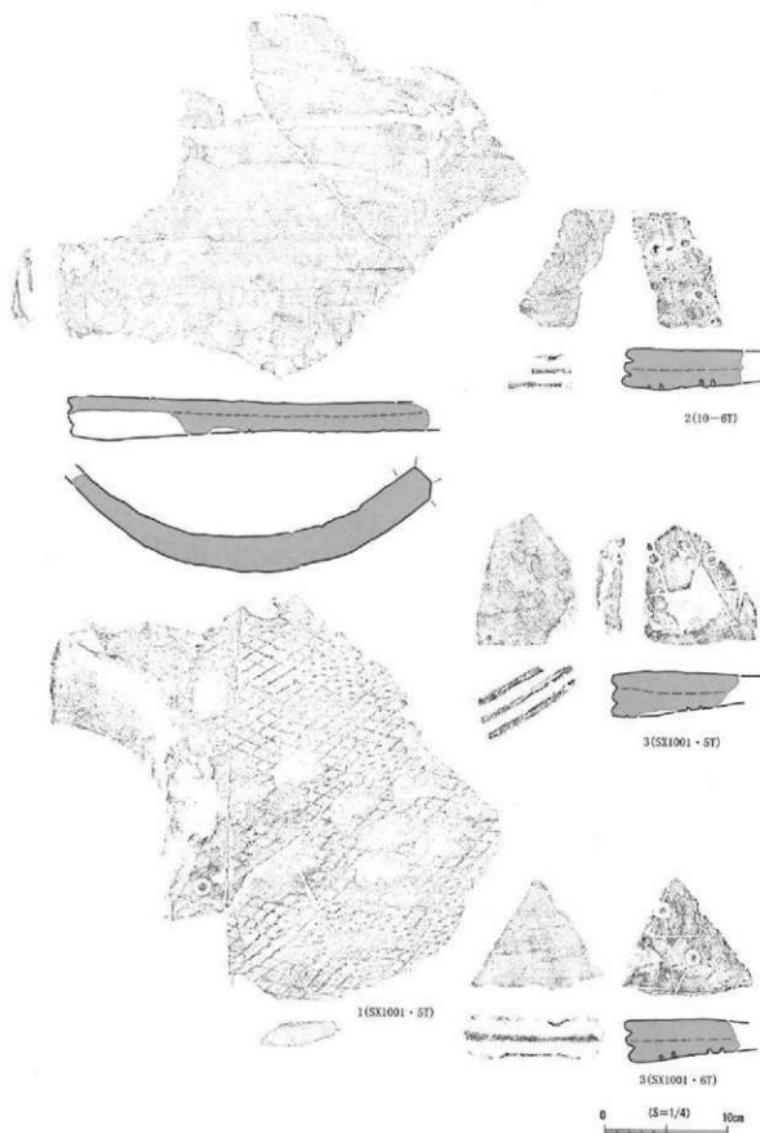


Fig35 重弧文軒平瓦 (3)

第2項 重強文軒平瓦

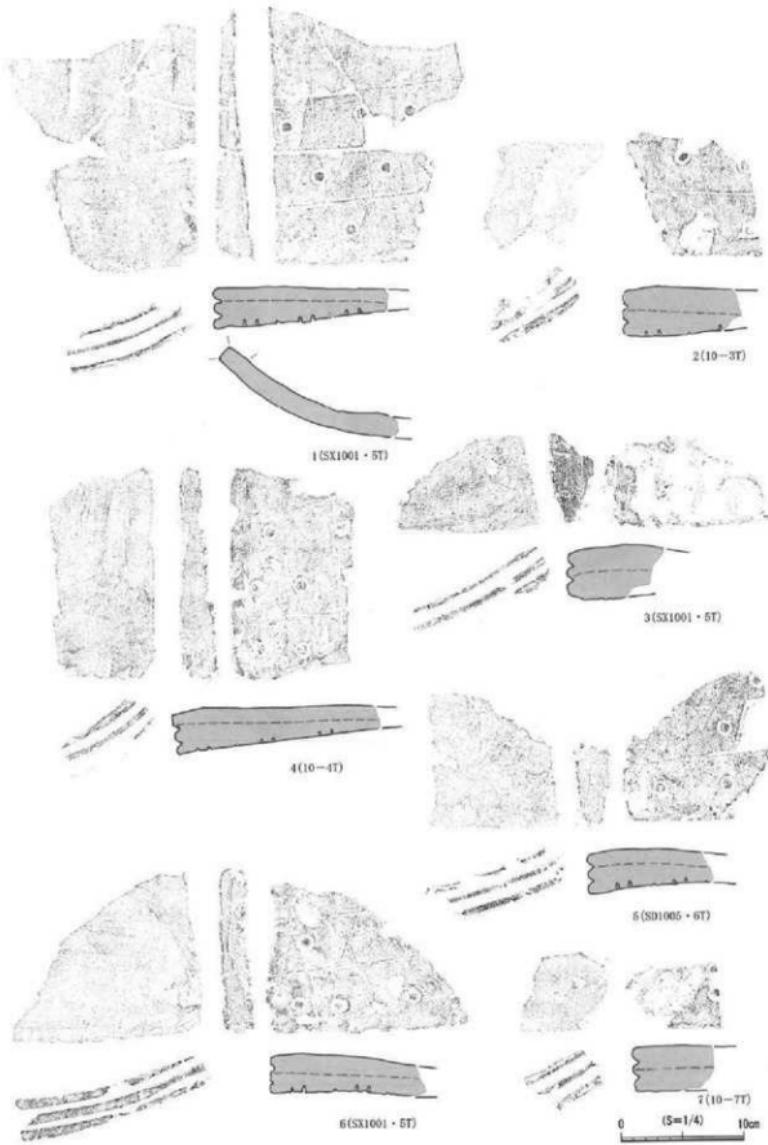


Fig36 重強文軒平瓦 (4)

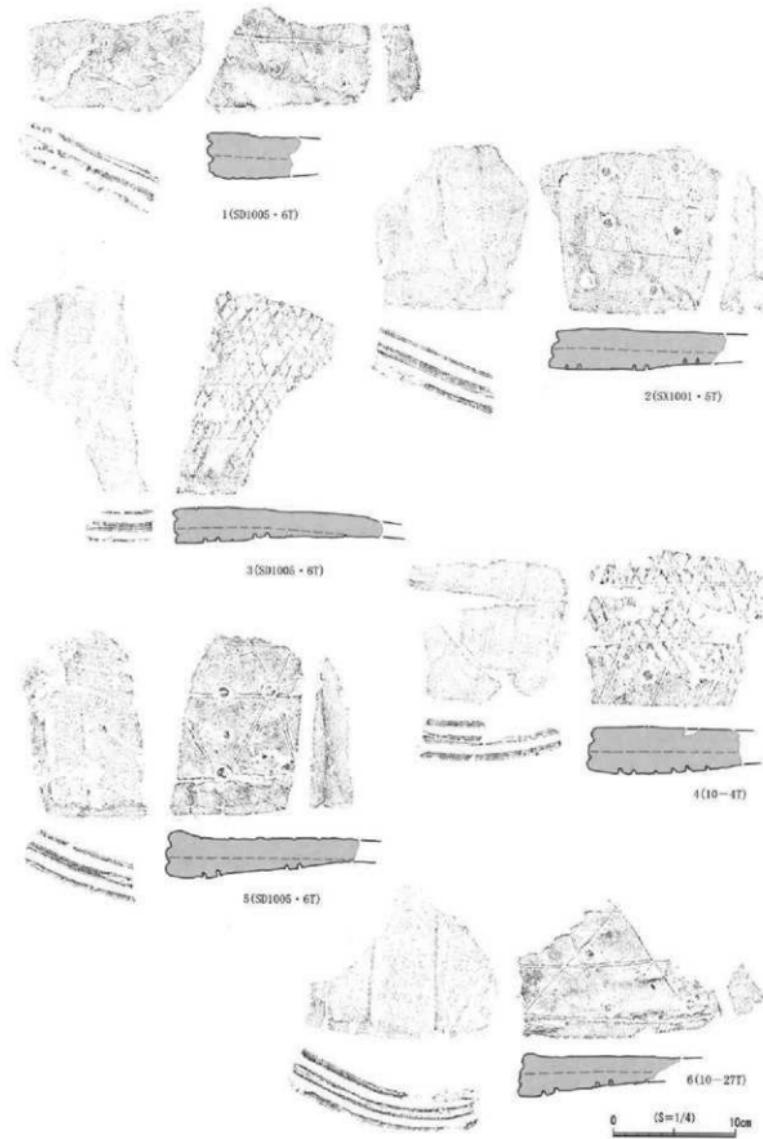


Fig37 重弧文軒平瓦 (5)

第2項 重弧文軒平瓦

いII類に分類される資料である。頸面文様はA類である。Fig37-3・4は頸面文様が描かれる部分に斜格子タタキ目を残すことから、平瓦凸面のタタキは頸面に粘土を付加した後に行われていることが判明する。IIA類に含まれる特徴を持つ。Fig37-5・6は、瓦当文様はII類に相当し、頸面文様の特徴がB類に含まれる資料である。瓦当縁には素文帯が確保されており、斜線の交点は横線の位置と一致するように描かれている。また、竹管状工具による円文は、斜線と横線が交差する位置に配置されている。Fig37-5では三角文の底辺中央にも円文がある。

四重弧文軒平瓦 四重弧文軒平瓦は、瓦当面に3条の回線を刻むことにより、凸線4条からなる重弧文をもつものである。調査では24点の資料が出土した。

製作工程にかかる諸痕跡 四重弧文軒平瓦に残された製作工程にかかる痕跡を見ると、凹面には明瞭な縱位方向のケズリもしくはナデが施されており、側板圧痕や糸切り痕跡等の痕跡を見る事ができないものと、布目と側板圧痕を明瞭に残すものがある。前者では、部分的に布目が残る資料があるが数は少ない。凸面にはヘラ状工具と竹管状工具を用いた頸面文様が施文されるものと、櫛齒状工具を用いて施文する2種類がある。凸面には三重弧文軒平瓦に見られた斜格子と同様のものと、やや小型の斜格子の2種類が確認される。

瓦当部分の断面が観察できる資料ならびに粘土の剥離がある資料を見ると、頸部付近に断面に三角形の粘土を付加することで瓦当面の厚さを確保している。この付加粘土が剥離した剥離面には糸切り痕跡を残すものが見られる。瓦当面に彫られた重弧文を見ると、凸線上面が平坦な形状のものと、丸みを帯びる2種類がある。凸線上面が平坦なものでは、回線の断面形がV字形を示すものとコ字形のものに大別が可能であり、また幅や回線の深さなどによって細別ができる可能性もある。頸部凸面には断面三角形の粘土を貼り付けているが、付加する粘土の量によって直線頸のものと曲線頸のものに区分が可能である。

頸面文様の構成 頸面文様は施文工具に相違と施文手法により分類ができる。

【頸面文様1】 3条の横線と斜行する沈線により連続する三角文を描くものである。斜線は瓦当面を上に見た場合左隅を起点にしており、横線は瓦当縁から約3cm離していることから、瓦当縁には素文帯が形成されている。斜行する斜線の交点の位置は、横線との交点の位置と一致するように描かれ、また、斜線の交点の位置には竹管状工具による円文を配するというように、全体的に頸面文様の施文手法が整っていることを特徴とする。

【頸面文様2】 頸面文様が、櫛齒状工具を用いて施文されているものである。使用される工具は4本1単位であり、瓦当縁とそこから7cm前後の間隔を空けてもう1条の横線を挽き、その間に2列の鋸歯文を加えて文様を構成する。円文は見られない。

製作工程の復元 以上の観察に基づいて復元される製作工程は、重弧文の施文具の相違を除いては、三重弧文軒平瓦と異なる点はない。

- ① 内型となる桶型に粘土板を巻きつける。
- ② 粘土円筒の凸面側から斜格子タタキ目をもつタタキ工具を用いてタタキ締める。タタキ工具には2種がある。

- ③ 粘土円筒を倒立させて重弧文を描く。
- ④ 粘土円筒を分割する。
- ⑤ 1枚ごとに成形台にのせ、頸面施文を行う。

四重弧文軒平瓦の分類 四重弧文軒平瓦は、頸部の形態的な特徴から直線頸と曲線頸の2種類に大別が可能である。更に頸面に刻まれた重弧文の断面形が、V字形のものとコ字形のものに区分ができる。後者は更に沈線の幅で細別ができる可能性がある。

I 類：重弧上面の形状が丸みを帯びるもの。

II 類：重弧上端の形状が平坦なもの。

A 類：頸部形状が直線頸のもの。

B 類：頸部形状が曲線頸のもの。

1 類：ヘラ描きによる頸面文様を持つもの

2 類：櫛描きによる頸面文様を持つもの。

a 類：凹線の断面形がV字形のもの。

b 類：凹線の断面形がコ字形のもの。

出土遺物各説 (Fig39~Fig42) Fig39-1はIIA1a類に分類された資料である。凸面の一部には斜格子タキ目が残るが、頸面文様の周囲には明瞭なナデが施されているためにタキ目は失われている。頸部は直線的に延びる形態を示しており、断面観察では平瓦部の先端部、すなわち瓦当面に近づくにつれて厚さを減じている様子が観察され、その凸面側には断面形が三角形を呈する粘土を付加して瓦当厚を確保している。瓦当面に彫り込まれた重弧文は上端が平坦な形態を示し、凹線の断面形はV字形を示している。頸面文様は3条の横線と斜線を組み合わせた連続する三角文を描いているが、瓦当縁には素文帶が確保されている。横線と左右に下がる斜線の交差する位置は正確に一致し、そこに円文を付している。

Fig39-2~7は瓦当面の一部と頸面の一部が残る資料である。頸部の断面形は直線頸で、頸面には三角文と円文による頸面文様が確認される。瓦当面には4条の凸線が見られるが、そ

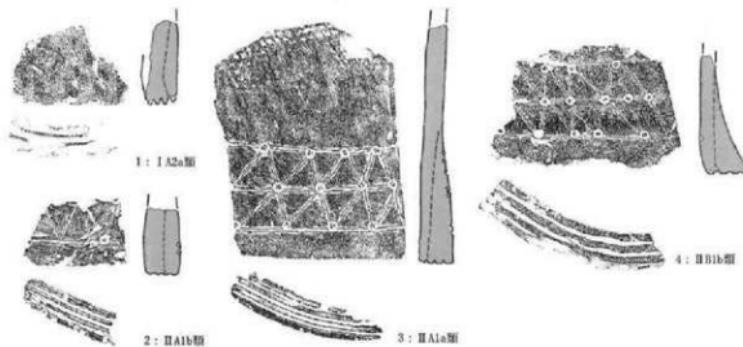


Fig38 三重弧文軒平瓦の分類

第2項 重弧文軒平瓦

の上面は平坦で、凹線の断面形はV字形を呈している。瓦当面の上辺と下辺が残るFig39-7を見ると、上部と下端の凸線の幅が太く、内側の2条の凸線幅が細いことが判断される。

Fig40-1～6は頸部に断面形が三角形となる粘土を付加して曲線頸に仕上げている資料である。瓦当部の断面を観察すると、平瓦部の先端が均一な厚さをもつものと、平瓦先端に向かって薄くなるものの2種類がある。重弧文は上面が平坦で断面がコ字形、凹線の断面形もコ字形を呈しているが、その幅には違いが見られる。

Fig40-1～5は凸線の幅が広く、凹線の幅が狭いという特徴がある。6は、凹線の幅が広く凸線の幅がやや細い。3・5は凸面のナデが及ばなかった部分には斜格子タタキが残っている。

Fig41-1～7は重弧文の凸線の上面が平坦で、凹線がコ字形を呈する資料である。1は曲線頸、2～7は直線頸である。1は重弧文の上端・下端の凸線の幅が狭く、内側の2条の凸線の幅が広い形状を持つ。凹線の幅は一定である。頸面の文様は瓦当縁に素文帯を確保するものである。他の資料で斜線となっていた沈線の一部が斜行していないことを特徴とする。竹管状工具による円文は、横線と斜線の交点に配置されている。2は頸面の一部を残す資料であり、瓦当面の大部分が失われている。重弧文の断面形は凸線・凹線とともにコ字形である。頸面の文様は均整のとれた三角文を描き、各沈線が交差する部分には円文が付されている。3は直線頸を持ち、均整の取れた三角文の頸面文様を持っている。4は直線頸も持つ資料であるが、やや曲線頸に近い断面形をもつ。重弧文は上辺1条の幅が狭く、下辺の3条の幅は一定である。横線は中央の1条がやや幅が広い。頸面文様はやや乱れた三角文が描かれている。5は瓦当面ならびに頸面の一部が残る資料であり、詳細は不明である。6は直線頸を持つ資料である。頸面には均整の取れた三角文が描かれており、瓦当面の重弧文は上端と下端の2条の幅が広く、中央の2条の幅が狭い。

Fig42-1・2は部分的な残存状態であるため詳細は不明であるが、2には四重弧文を確認することができる。頸面文様は櫛歯状工具を用いた波状文を描いている。波状文は4条もしくは5条の沈線からなり、上下2段の文様で構成されている。重弧文は凸線の上部が丸みを帯び、凹線の断面形がV字形を呈する。1は瓦当面の弧線の一部しか確認できないが、頸面の文様が2と類似することから四重弧文軒丸瓦であった可能性が高い。3・5・6も同様である。

五重弧文軒平瓦 五重弧文軒平瓦は、瓦当面に4条の凹線を刻むことにより、凸線5条で構成される重弧文をもつものである。本類に分類される資料は1点であることから不明な点が多いが、頸部は凸面側に大きく開く曲線頸を呈し、凹線の断面形はコ字形である。

頸面文様 頸面には横線と斜線を組み合わせた三角文を描いており、横線と斜線が交差する部分には竹管状工具を用いた円文を配している。三重弧文軒平瓦の頸面文様2と類似する。

製作工程にかかる諸痕跡 破片に残された製作工程にかかる痕跡を見ると、凹面は全体的に縱位方向のケズリが加えられており、糸切り痕跡や側板圧痕は失われている。部分的に布目が観察される。凸面にはナデ調整が行われている。

製作工程の復元 本資料は出土数が少ないため、製作工程を復元することは困難であるが、頸

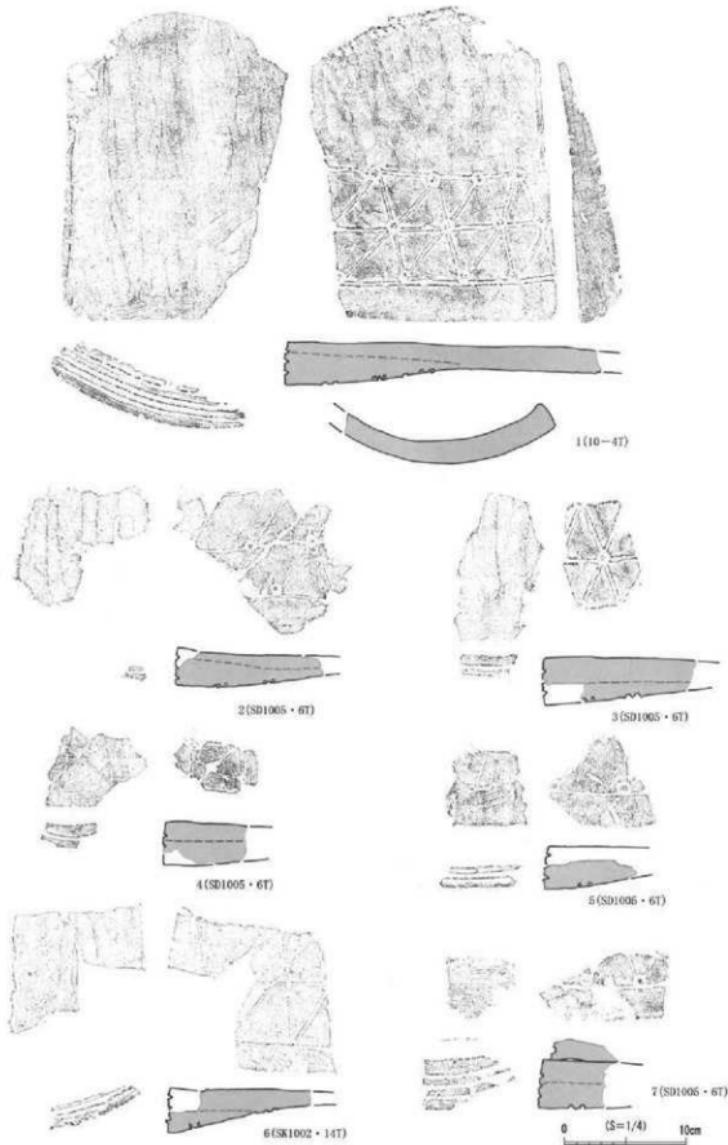


Fig39 重弧文軒平瓦 (6)

第2項 重弧文軒平瓦

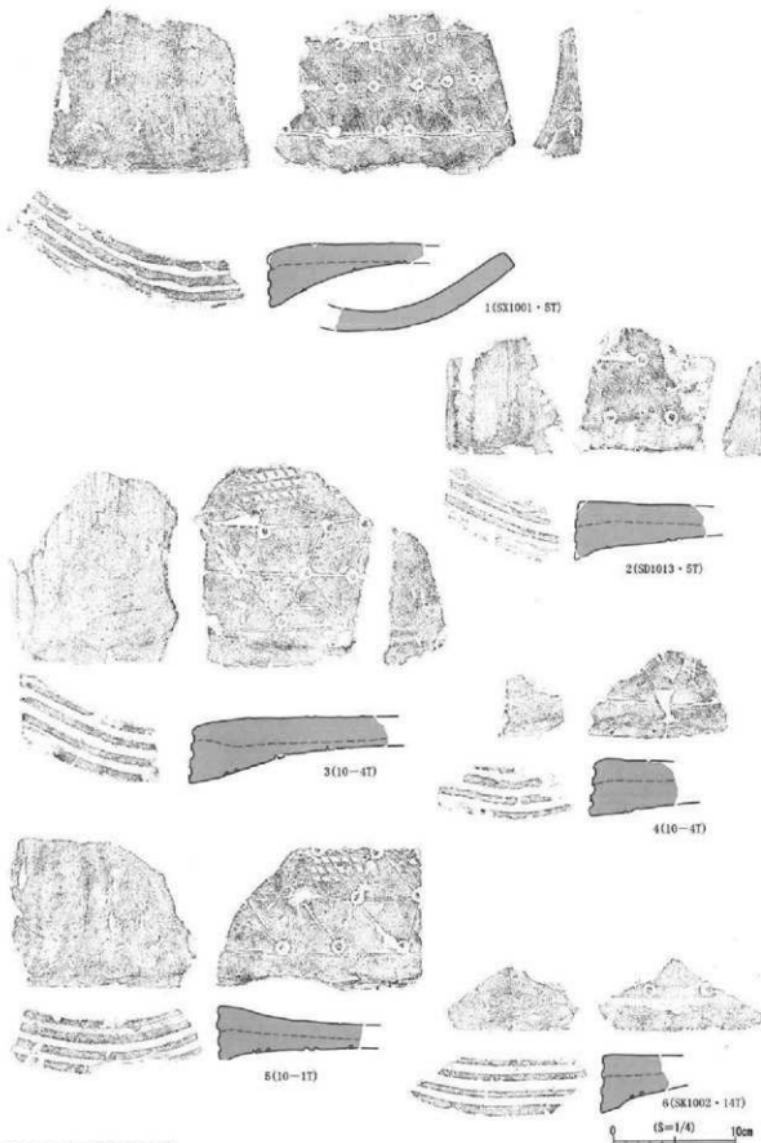


Fig40 重弧文軒平瓦 (7)

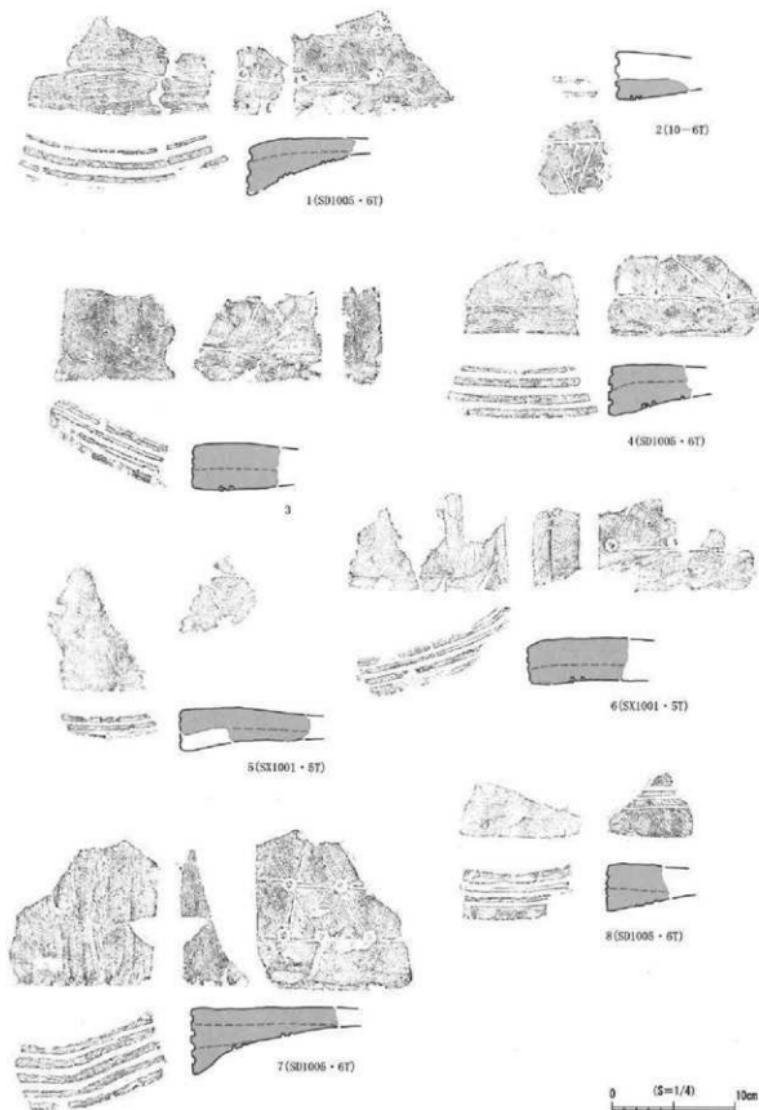


Fig41 重弦文軒平瓦 (8)

第2項 重弧文軒平瓦

部が曲線顎であることから、四重弧文軒平瓦の製作技法と大きく変わらないと想定される。

出土遺物各説 (Fig41-7) Fig41-7は瓦当面に4条の凹線を刻んで五重弧文としている。重弧文の断面形は上端が平坦で、凹線部分はコ字形を呈している。顎部には2枚の粘土を付加し、凸面側に大きく開く曲線顎となっている。顎面文様は、四重弧文軒平瓦1類と変わらない。

二重弧文軒平瓦 これらの資料のほかに、二重弧文軒平瓦がある (Fig42-7)。瓦当面に1条の沈線を彫り込むことで、凸線2条の重弧文を描くものである。福島県立原町高等学校所蔵資料に1点が確認されている。顎面には上下に大きく波打つ櫛描き波状文が見られるが、四重弧文軒平瓦に見られた横位櫛描文は見られない。また四重弧文軒平瓦の櫛齒状工具は4本1単位としているのに対して、二重弧文軒平瓦に用いられている櫛齒状工具は5条1単位であり、その幅も広い点に相違が見られる、瓦当面には沈線1条を挽いて2条の凸線を造り上げて重弧文としている。その点ではFig42-4～6示した資料は、二重弧文軒平瓦に含まれる可能性が高い。

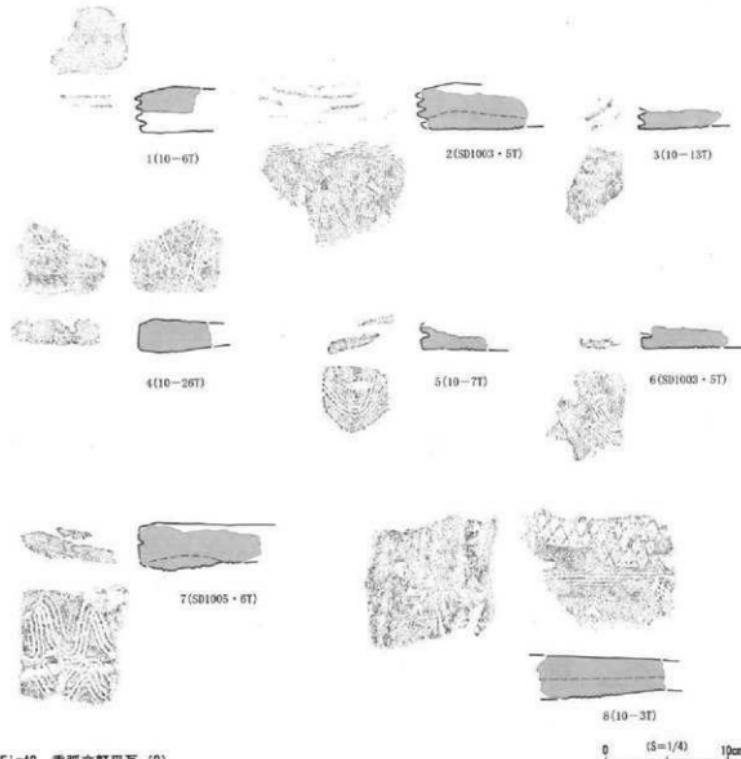


Fig42 重弧文軒平瓦 (9)

第3項 木葉文軒平瓦

木葉文軒平瓦と呼ぶものは、瓦当面に左に偏向する木葉文を描く資料である。瓦当面全体を残す資料は出土していないため文様全体の構成を知ることはできないが、郡山五番遺跡や、これまでに採集されている資料を加えて、まずは瓦当文様について説明しよう。

瓦当面に表現された木葉文は、瓦当面中央に太い凸線により茎を表し、その茎から上下に開く葉文を描くものである。葉文は上に向かって開くものと下に向かって開くものが互い違いに配置されており、瓦当周縁にあたる部分には界線状の凸線が巡ることで木葉文全体を区画している。木葉文の開始となる瓦当面右側が確認できる資料は見当たらないため、この部分の形状は不明であるが、内藤政恒氏の収集品の中に、瓦当左側辺が確認できる資料がある。これによれば、瓦当側辺部分の形状は凹面側の端部は鋭角で、瓦当文様は左端部の界線まで延びている。頸部の断面形状は直線頸を呈し、頸面にはヘラ描きによる三角文と竹管状工具による円文を組み合わせた頸面文様が見られる。

製作工程にかかる諸痕跡 軒平瓦を観察すると製作工程にかかるいくつかの痕跡を見ることができる。軒平瓦凹面には最終調整となるナデが行われており、糸切り痕跡や布目・側板圧痕等の痕跡は残されていない。凸面には縦位のケズリが施され、その上からヘラ状工具を用いて頸面施文が行われている。

瓦当面を仔細に観察すると、不明瞭ながらも柾目圧痕が確認できることから、本瓦製作にかかる瓦缶は柾目材を用いた木製であったと考えられる。瓦当部断面の観察では平瓦先端は瓦当裏面に接しており凸面側のみに粘土を付加している。瓦当面を残していないが同様の頸面施文をもつ破片には斜格子タタキ目が確認できるものがある。また、内藤政恒氏が採集した資料にも、瓦当に木葉文をもつ軒平瓦の凸面に斜格子タタキ目が確認できる。

頸面文様の構成 木葉文軒

平瓦の頸面文様には2種類が見られる。

【頸面文様1】三重弧文軒
平瓦に通じる文様構成を持つものである。すなわちヘラ工具を用いて描かれた三角文と竹管状工具を用いた円文を組み合わせた文様を持つもの。

【頸面文様2】ヘラ状工具
を用いて施文する点は頸面文様1と共に通するが、頸面文様1で三角文を創出した

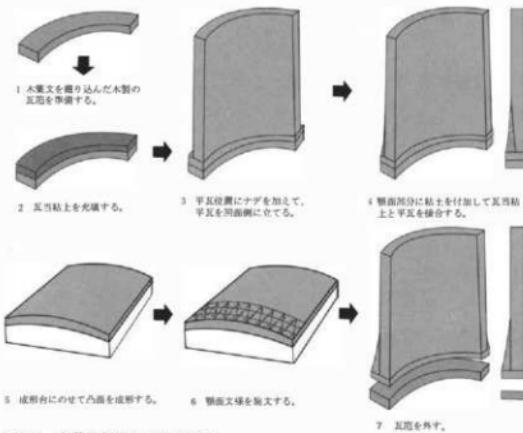


Fig43 木葉文軒平瓦の製作工程

第3項 木葉文軒平瓦

斜線の施文が簡略化したためか、上下に波打つような波状文となっている。竹管状工具による円文も横線によって区画された文様帶の各段に1列づつ配置されるという規則性が失われている。1段の中に3段の竹管文が配置される部分がある。

製作工程の復元 以上の観察に基づいて製作工程を検討すると、平瓦部凸面には三重弧文軒平瓦に見られる斜格子タタキ目を持つことから、本瓦製作で使用された平瓦は粘土板桶巻き造りによって製作された可能性が高い。瓦范には木葉文を彫り込んだ木范が使用されている。瓦当裏面には平瓦の先端があたっていた痕跡を残す資料が確認され、瓦当部の破断面が観察できる資料からは、平瓦部先端は瓦当裏面の凹面側に寄った位置に立てられ、凸面側には断面形が三角形となる接合粘土を付加している。

- ① 木葉文を彫り込んだ瓦范を準備する。
- ② 粘土を詰め、裏面に浅い挿入溝を穿つ。
- ③ 粘土板桶巻き造りにより製作された斜格子タタキ目をもつ平瓦を立てる。
- ④ 平瓦凸面側に粘土を付加する。
- ⑤ 凸型成形台にのせて調整する。
- ⑥ 頸面施文を行う。(凸型成形台にのせて施文された可能性が高い。)
- ⑦ 瓦范を外す。

木葉文軒平瓦の分類 発掘調査で出土した木葉文軒平瓦の製作に用いられた瓦范は、現在のところ1范が確認されるだけであり、まずはこれをI類とする。しかし、同一范をもって製作された軒平瓦の頸面に施文された文様は、その手法により2種に細分が可能である。

I 類：瓦当面に木葉文を持つもの。

- A 類：頸面に施文されたヘラ描き斜線が1本を施文するたびに器面から離れるもので、三重弧文軒平瓦頸面文様1に類似するもの。
- B 類：頸面に施文されたヘラ描き斜線が、1段ずつ連続で施文されることにより、鋸歯文となるものであり、後述する偏行唐草文軒平瓦に通じるもの。

出土遺物各説 (Fig45) Fig45-1は瓦当面の一部と平瓦部の一部が遺存する資料である。回面の大部分は縦位のナデ調整が加えられているため、側板圧痕や糸切り痕跡は見られないが、部分的に布目が残る。凸面にはヘラ描きによる頸面文様が描かれている。3条の横線は太く、先端が丸い工具が用いられているために、沈線の断面形はU字形を呈している。左右に斜行する沈線は、瓦当縁を基点として描かれているが、沈線間の幅や交点の位置などに規則性は見られない。また、横線によって描かれた3段の区画には竹

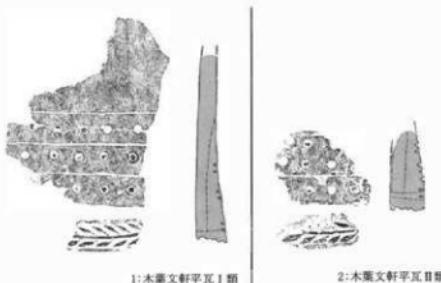


Fig44 木葉文軒平瓦の分類

管状工具により円文が付されている。瓦当面の残りは少ないが、左に偏行する葉文が見られる。瓦当破断面には平瓦部の先端に瓦当粘土が当たり、凸面側に断面が三角形となる粘土が付加されている様子が観察される。

Fig45-2は顎面文様と瓦当面の一部が残る資料である。瓦当文様は剥落が見られるため不明瞭となっているが、中心の茎と下端の葉文の一部が確認できる。平瓦部凹面には明瞭なナデ

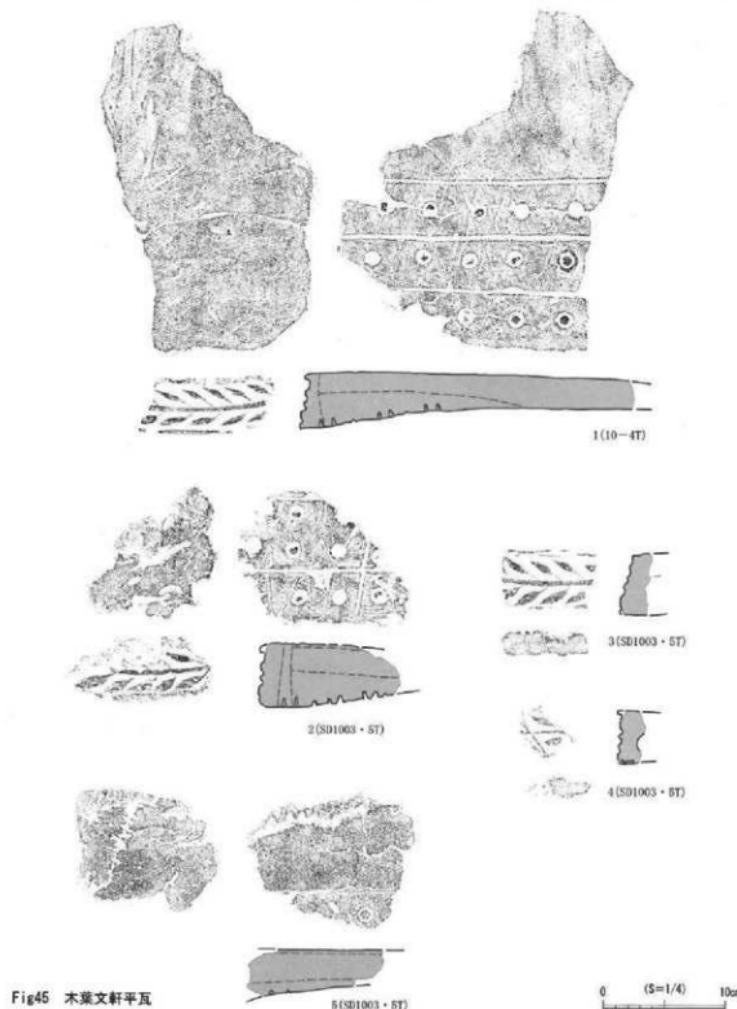


Fig45 木葉文軒平瓦

第4項 偏行唐草文軒平瓦

が施され、凸面には、ヘラ描きによる顎面文様が見られる。横線は2条が確認され、斜線は横線により区画された段ごとに鋸歯文で描かれている。各段には竹管文が施されるが、Fig55-1と比較した場合やや小振りである。また瓦当寄りの区画に付された円文は横1列の施文であるが、2段目には上下2列であることを特徴とする。凹面には布目が残っている部分がある。

Fig45-3・4は剥落した瓦当面の一部であり、葉文の一部が見られる。資料の左隅には茎の方向に直交する凸線があり、この部分が脇区の可能性がある。瓦当面の剥離面には平瓦先端の痕跡が残り、Fig55-3には凸面側にヘラ状工具による顎面施文の一部が残る。

Fig45-5は平瓦部の一部である。瓦当面は失われているが、胎土、顎面文様の特徴から、本瓦群に含まれる可能性が高いと判断した。凹面には布目と布の縫じ合わせ、そしてナデが見られる。布は太目の糸でかがり縫いしている。凸面には最下段の横線と斜線・円形竹管文が見られる。また、顎面文様が施文される付近の粘土の下には斜格子タタキ目が見られる。

第4項 偏行唐草文軒平瓦

偏行唐草文軒平瓦と呼称するものは、従来まで「釣針文軒平瓦」と呼ばれてきた一群を指す。郡山五番遺跡の報文では、同型式の瓦を偏行唐草文軒平瓦としている。瓦当面に表出された釣針形のような形状をした文様は、唐草文の主葉、もしくは支葉を表現したものと考えられるため、本瓦の瓦当文様は偏行する唐草文を表現したものと理解する（註47）。従って、泉庵寺跡から出土もしくは採取された資料のなかで、これまでに釣針文軒平瓦と呼ばれたものは、本報告によって偏行唐草文軒平瓦と変更しておきたい。

偏行唐草文軒平瓦は瓦当面の完形品が乏しいため、出土資料ではその全体構成は判断しがたいが、郡山五番遺跡出土例を加えると、本瓦群の瓦当文様の基本構成は次のとおりである。

- ① 外区と脇区に二重の界線を巡らす。
- ② 上下の外区には珠文を配するが、脇区の珠文は省略される。
- ③ 内区には上下二段に釣針形の唐草文を配する。

製作工程にかかる諸痕跡 ここでは製作工程にかかる諸痕跡をみておきたい。平瓦部凹面が確認される資料では、例外なくナデ調整が加えられており、布目や側板圧痕等の痕跡は残されているものない。凸面にはナデもしくはヘラケズリによる調整が加えられており、基本的には無文となっているものが多いが、顎面文様がともなうものもある。

段顎資料のうち、顎部粘土が剥落したものでは、剥離面に格子タタキ目が観察される。瓦当粘土の裏面には浅い挿入溝が確認され、平瓦の先端はこの挿入溝に接している。また、平瓦部の先端は凸面側にヘラケズリが加わることにより、断面形が楔形になるものと、平瓦先端にヘラキザミを加えるもの、特段の加工を加えないものなどがありバリエーションが見られる。平瓦部凸面・凹面には断面三角形の粘土が貼り足してあり、粘土の剥落面には布目圧痕が見られる。顎部はケズリ出しにより成形されていると考えられる。

製作工程の復元 以上の観察を基に、本種における製作工程を復元しておこう。まず瓦当製作

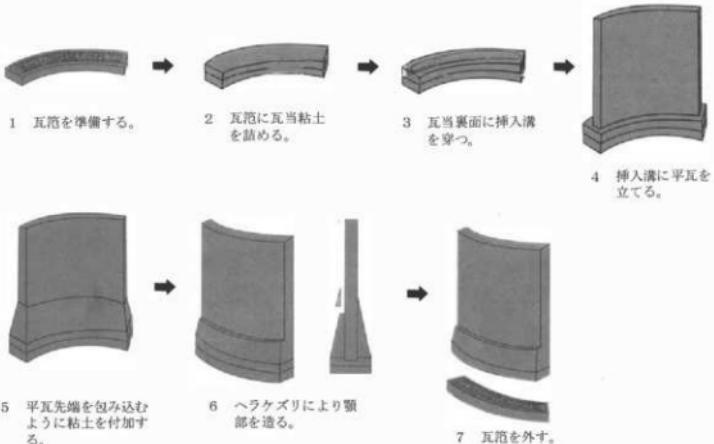


Fig46 偏行唐草文軒平瓦の製作工程

にかかる瓦范を準備する。瓦当面には不明瞭ながらも柾目压痕が観察される。瓦当裏面には平瓦接合にかかる溝が彫られており、平瓦先端がこの挿入溝に接している。平瓦先端をの凸面側と凹面側に接合粘土を加えている。頸部は緩やかな曲線頸となるものと凸面側の接合粘土をへラ状工具によるケズリを加えることで段頸となるものがある。以上の要素をまとめると、以下のような工程が復元される。

- ① 偏行唐草文が彫り込まれた瓦范を準備する。文様の違いにより4范が存在する。
- ② 瓦范に粘土を詰める。
- ③ 瓦当裏面に挿入溝を穿つ。
- ④ 平瓦を立てる。平瓦先端には加工を加えるものがある。
- ⑤ 平瓦部の凹面・凸面に粘土を加えて瓦当粘土との接合を図る。
- ⑥ ナデにより曲線頸に仕上げるものとへラ状工具を用いて頸部をケズリ出すものがある。
- ⑦ 瓦范から外す。

偏行唐草文軒平瓦の分類 このような文様構成をもつ軒平瓦は、いずれも文様の各要素の違いにより、4種に細分が可能である。

I 類：左巻きにした唐草文を左偏行に配する一群。ただし、下段右端にある唐草文1単位が右巻きになっているため、この唐草文が左隣の左巻き唐草文と接することによりハート形となっている。

A 類：緩やかに傾斜する頸部を持ち、へラ描きによる連続鋸歯文を上下に2列配し、竹管状工具で円文を置くもの。曲線頸の可能性が高い。

B 類：緩やかな傾斜をもつ段頸のもの。頸面には施文されない素文。

II 類：右巻きにした唐草文を右偏行に配する一群を指す。ただし、下段左端にある唐草文と

第4項 偏行唐草文軒平瓦

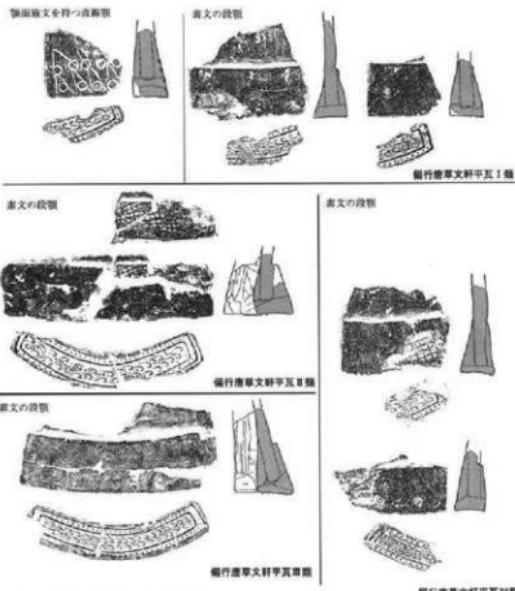
上段右端から2つ目の唐草文の2単位が左巻きとなり、更に所々に珠文を配する。緩やかに傾斜する弱い段をもつ。頸面文様はともなわない。

III 類: 右巻きにした唐草文を右偏行に配する一群を指し、下段右端の2単位のみが左巻きの唐草文となっているもの。緩やかな傾斜をもつ弱い段がつく。頸面文様はともなわない。

IV 類: 左巻きにした唐草文を右偏行に配する一群を指す。唐草文の間には細い凸線2単位もしくは3単位による文様が充填される。緩やかな傾斜をもつ段頸。頸面施文はない。

出土遺物各説 (Fig48~52) Fig48-1~4は、頸面にヘラ状工具を用いて螺旋文を描き、竹管状工具を用いて文様を描くものであり、IA類に分類される。1・3は瓦当面の左側が残り、2は右側、4は中央付近の資料である。瓦当面の文様は左巻きにした唐草文を左偏行に上下2列を配し、下段右隅の唐草文のみが右巻きとなっているため、左にある左巻き唐草文と合わせてハート形となっていることを特徴とする。内外区を分かつ界線内部には小さな珠文を置くが、左右の両脇区には見られない。

Fig49-1~7は左巻きの唐草文を左偏行に配した軒平瓦である。下段右隅にはハート形となつた唐草文様がある。頸部は弱い段頸を有するが頸面施文は見られない。1は瓦当面中央付近の資料で頸部断面の状態を観察することができる。頸部は緩やかな傾斜をもちヘラ状工具でケズリ出された頸部がある。2は瓦当面右端を残す資料である。瓦当粘土の裏面に平瓦をあて、その凹面・凸面の両面から粘土を付加している様子が観察される。3は瓦当面中央付近の資料である。左巻きの唐草文と頸部の断面形状が判断できる。瓦当粘土の裏面に平瓦先端をあて、上下から接合粘土を加えて接合している。4・5・7は剥落した瓦当面である。瓦当裏面には平瓦があたっていた部分が確認できる。6は頸部と平瓦タタキ目、そして瓦当面の一部が残る資料である。瓦当文様は左巻きの唐草文を左偏行に上下2段に配し、内外区を分かつ界線と上



偏行唐草文軒平瓦II類

区・下区には珠文が確認できるが脇区には珠文は配置されない。平瓦部のタタキ目は正格子である。Fig49はすべてIA類である。

Fig50-1～8は、右巻きの唐草文を右偏行に配した資料である。上下2列に配置された唐草文の、下段右隅にある唐草文2単位のみが左巻きの唐草文であることを特徴とするIII類である。1は瓦当面の全体を残す資料である。瓦当面全体を区画する界線と内外区を分かつ2本の界線がある。外区の上下区には珠文を置くが、左右の両脇区は素文である。頸部は素文の有段である。瓦当裏面には平瓦が当たっていた痕跡と、凸面・凹面の両面に付加された粘土が観察される。2・4は瓦当面左側が残る資料である。左巻きの唐草文と、素文の左脇区、珠文を入れた上下区が確認できる。3・8は瓦当面右側を残す資料である。右巻きの唐草文の中で、下段右隅の唐草文2単位のみが左巻きになっている様子が確認できる。5・6・7は瓦当面中央付近を残す資料である。5は右巻きの唐草文が見られ、6は上下2列の唐草文と上下区の珠文が確

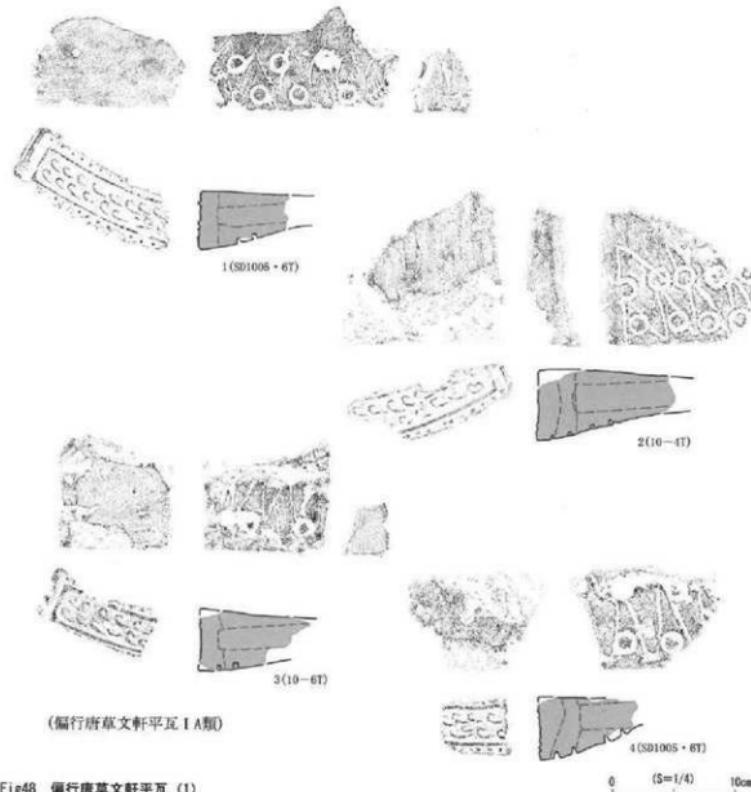


Fig48 偏行唐草文軒平瓦 (1)

第4項 側行唐草文軒平瓦

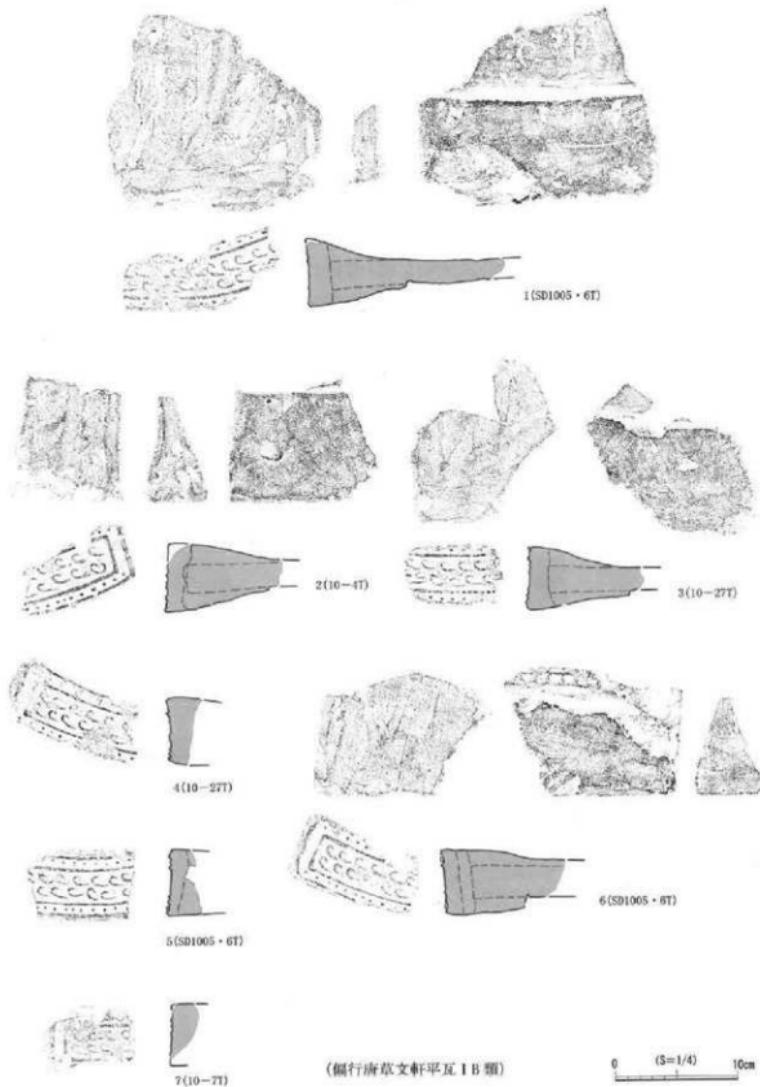


Fig49 側行唐草文軒平瓦 (2)

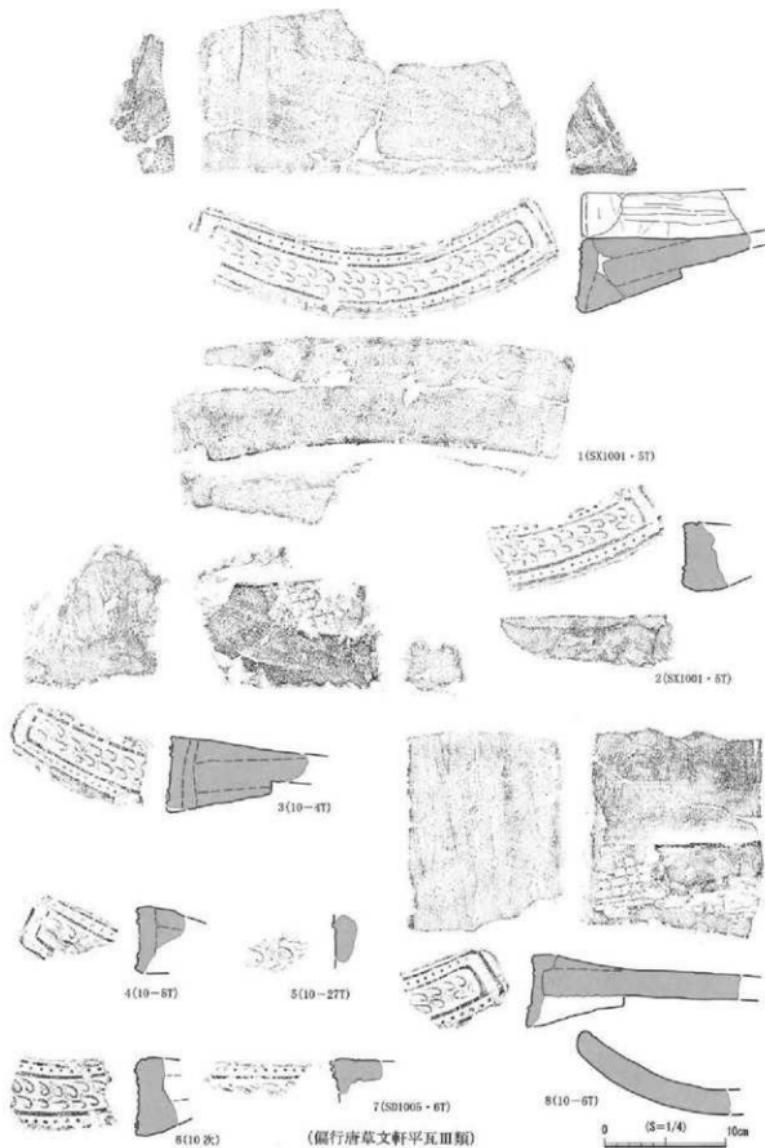


Fig.50 偏行唐草文軒平瓦(3)

第4項 偏行唐草文軒平瓦

認できる。7は上段の唐草文と上区の珠文が見られる。Fig50はすべてIII類に区別される。

Fig51-1～4は右巻きの唐草文を上下2列に配するが、上段の右から2つ目の唐草文と下段左隅にある唐草文2単位が左巻きになり、唐草文間に珠文を置くことを特徴とするII類である。Fig51-1は瓦当面は最も外側にある界線と内外区を分かつ界線が見られ、外区には上下

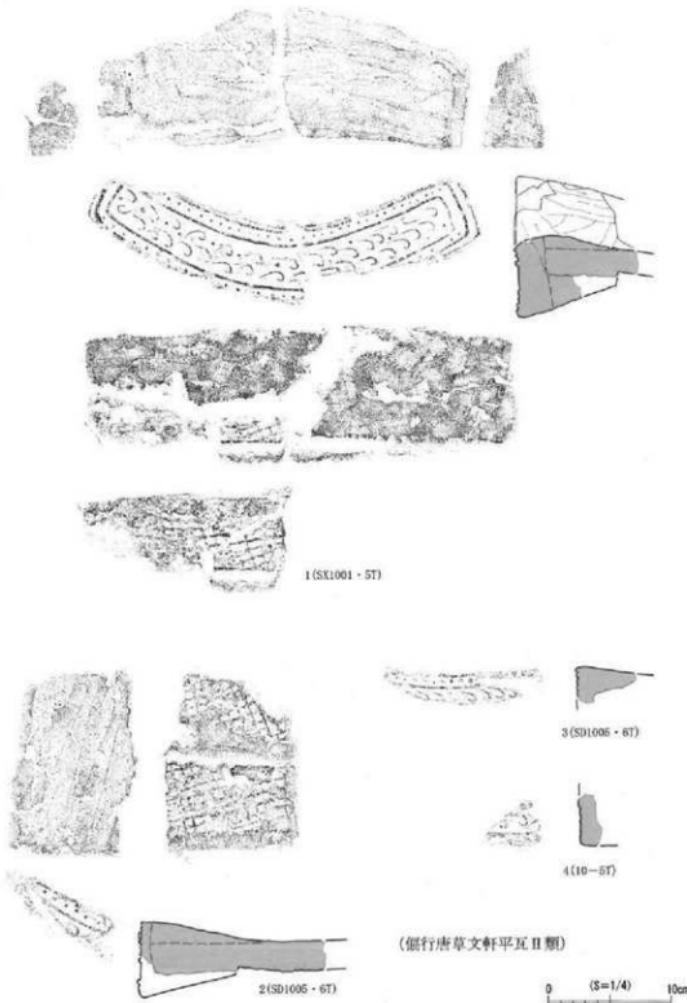


Fig51 偏行唐草文軒平瓦(4)

の2区にのみ珠文を入れ、左右の脇区には珠文を置かない。凸面には傾斜をもつ素文の顎部が形成され、ヘラ状工具により削り出されている。顎部の下には平瓦タタキ目が確認できる。2～3は瓦当面の一部が確認できる資料である。2は瓦当左隅、3は瓦当面中央上段、4は中央下段を残す。2は瓦当面下半が剥落し平瓦凸面にある格子タタキ目が観察される。

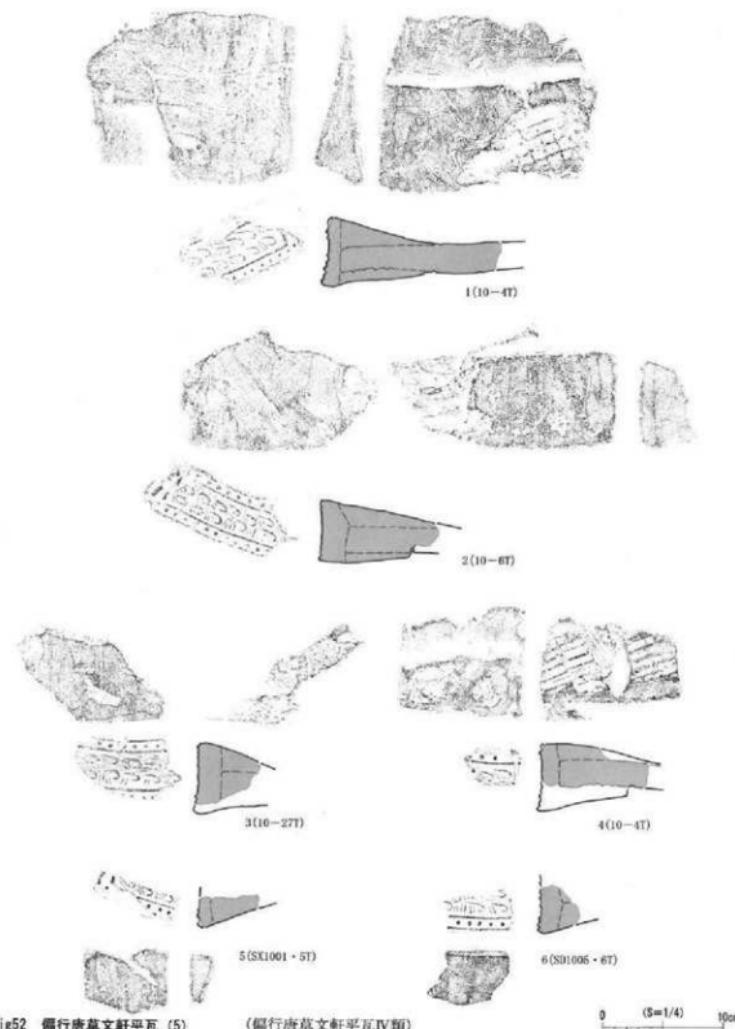


Fig52 偏行唐草文軒平瓦 (5) (偏行唐草文軒平瓦IV類)

第5項 均整唐草文軒平瓦

Fig52-1～6は、右巻きの唐草文と唐草文の間に細い凸線により、ハ字形と凸レンズ状の文様が充填され、頸部を残す資料はいずれも素文の段頸となっているIV類である。いずれも破片資料であり、文様の全体を知ることはできない。1は瓦当面右端の資料であり、2は左端を残す資料である。3～6は瓦当面中央付近の資料である。1と4の凸面には格子タタキ目が残る。瓦当断面からは、平瓦先端を瓦当裏面にあて、上下から粘土を当てている様子が見られる。

第5項 均整唐草文軒平瓦

均整唐草文軒平瓦は、発掘調査では1点が出土し、表面採集品を加えると5点の資料が確認されている。瓦当面には内外区を分かつ界線を巡らし、外区には珠文を置き内区には中心飾とその左右に展開する蔓状の文様と蕾条の文様で構成される。瓦当面に見られる文様は蕾状の表現が忍冬唐草文における反転葉・支葉・伸長葉の3葉が連続する状況に似ることから、広義の均整唐草文との評価がなされており(註48)、本報告でも均整唐草文軒平瓦と位置付け報告する。製作工程にかかる諸痕跡 瓦当面には瓦当面を斜めに横断する目の粗い木目が確認されることから、瓦笛は杼目材を用いた木笛であることが判明する。凹面には部分的に布目が残るが、その大部分はナデ消されている。凸面にもナデ調整が加えられており、タタキ目は見られない。頸部の破断面には瓦当粘土裏面に平瓦部の先端があたり、凹面・凸面の両面から粘土を加えて接合した包み込み技法であることを確認している。

瓦当文様の検討 均整唐草文軒平瓦の瓦当文様には2種類が確認される。両者とも瓦当文様の全体が知られる資料は得られていないが、その相違は明らかである。

【瓦当文様1】 Fig53-1は瓦当面の周縁に内外区を分かつ界線が細い凸線で表現され、外区の上区・下区には珠文を置いている。脇区の珠文の有無は不明である。瓦当面内区の中央には中心飾が配置される。この中心飾の左右隅からは細い蔓状の凸線が下垂して延び、その先端が内外区を分かつ界線に到達する部分で蕾状の文様となる。この蕾状の文様からは反転する蔓状が上区に向かって延びその先端にある蕾文様に到達する。この文様が繰り返されて脇区まで連続するものと思われる。

【瓦当文様2】 瓦当面には細い凸線により内区・外区を分かち、外区のうち上区には不明瞭な珠文が配置するが、下区の珠文は分からず。内区の文様は、蔓状の表現は短くなり、その先端の蕾も肥大が進み、両者の区別が不明瞭である。

頸面文様の構成 均整唐草文軒平瓦の頸面には頸面文様を描くものと頸面施文を行わないものの2種類が存在していることが判明しており、前者はその施文手法により2種に大別が可能である。ここでは便宜的に頸面文様1と頸面文様2と区別しておく。

【頸面文様1】 頸面文様1は、瓦当縁に半截竹管状工具を用いて連続する山形文を描き、谷部に円形竹管文を配置する。連続山形文の下位には3条の平行沈線による横位の文様帯を描き、この文様帯に斜線を加えることにより、上下に並ぶ三角文を作る。三角形の頂点が下を向くものには円文が付されている。三角文様の下位には1条の平行沈線を引いている。

【顎面文様2】これとは異なる顎面文様は、瓦当縁にある山形文と円文による文様帯が失われ、平行する3条の沈線文と、その上段・下段それぞれに連続する鋸歯文を加えている。上段鋸歯文には、鋸歯文の頂点にあたる部分に円文を置き、下段の鋸歯文の底辺中央にも円文を置いている。鋸歯文様帶の下位には断続的な波状文が描かれる。

製作工程の復元均整唐草文軒平瓦の観察では、本瓦は包み込み技法により製作されていることが判明しており、基本的には偏行唐草文軒平瓦の製作技法と変わることはない。

- ① 横目材を用いた瓦範に瓦当粘土を充填する。
- ② 瓦当裏面に接合溝を彫り、平瓦広端部を挿入する。
- ③ 平瓦凹面凸面の両面から接合粘土を付加し、瓦当粘土と平瓦の接合をはかる。
- ④ 接合粘土の表面を整えて顎面文様を施文する。
- ⑤ 瓦範を外す。

均整唐草文軒平瓦の分類以上のように、均整唐草文軒平瓦には瓦当文様や顎面施文などの各要素には複数があることを確認した。分類する上で最も異なる要素は、瓦当文様1と瓦当文様2に分けられた瓦当文様の相違である。前者の瓦当文様1をもつものを均整瓦草文軒平瓦I類、瓦当文様2をもつものを均整唐草文軒平瓦II類とする。この2種類の資料は顎部の断面形態により直線顎と曲線顎の2種に細分が可能である。直線顎のものをA類とし、曲線顎のものをB類とする。更に顎面施文の有無により分類され、文様が施文されるものを1類、顎面文様を描かないものを2類としよう。1類はその施文手法によりa・b類に細分することが可能である。

I 類：均整のとれた瓦当文様をもつもの。

II 類：I類の瓦当文様が簡略化した傾向を示す。

A類：顎部断面形が直線顎のもの。

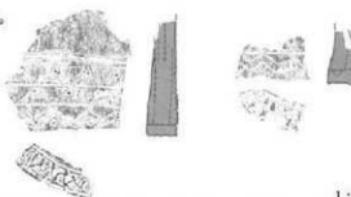
B類：顎部断面形が曲線顎のもの。

1類：顎面施文をもつもの。

2類：顎面施文がともなわない。

a類：均整の取れた顎面
施文をもつもの。

b類：a類の顎面施文の
簡略化が進んだもの。



1: I Ala類



2: I B2類

3: II Alb類

出土遺物各説 (Fig54) Fig54-1はI Ala類に分類された資料である。瓦当部の形状は直線顎を呈する。瓦当断面には、瓦当裏面に浅い窪みをつけ、平瓦の先端はこの窪みに接している。平瓦部の凸面側・凹面側の両面からは、瓦当接合粘土が付加されている。つまり本資料か

Fig53 均整唐草文軒平瓦の分類

第5項 均整唐草文軒平瓦

ら均整唐草文軒平瓦は包み込み技法によって製作されていることが判明する。瓦当面は左側辺を残し、唐草文の一部と上区・下区・左脇区が確認できる。外区には小さな珠文が配置され、内区には左に向かう蔓と蕾が見られる。頸面には円文・平行沈線・斜線を組み合わせた頸面文様が見られる。

Fig54-2は町池地区から出土した。軒平瓦の両側辺部は失われているが、瓦当面中央付近が残っている。凹面にはナデが施されており、部分的に布目が残る程度である。凸面にはナデが行われており、頸面文様ならびにタタキ目は見られない。頸部の断面形は曲線頸を呈し、破断面の観察では瓦当粘土・平瓦・接合粘土による包み込み技法の様子が観察できる。瓦当文様は瓦当中心に置かれている中心飾と、そこから右側に展開する唐草文を確認することができる。外区の上区と下区には珠文が置かれている。均整唐草文軒平瓦ⅠB1a類に該当する。

Fig54-3は表採で得られた資料である。中心飾から左側を残す資料であるが、左脇区は失われている。内区の文様は中心飾から左脇区に向かって延びる唐草文が認められ、外区の下区には珠文が確認できる。頸部の形状は直線頸である。頸面には竹管状工具ならびに半截竹管状

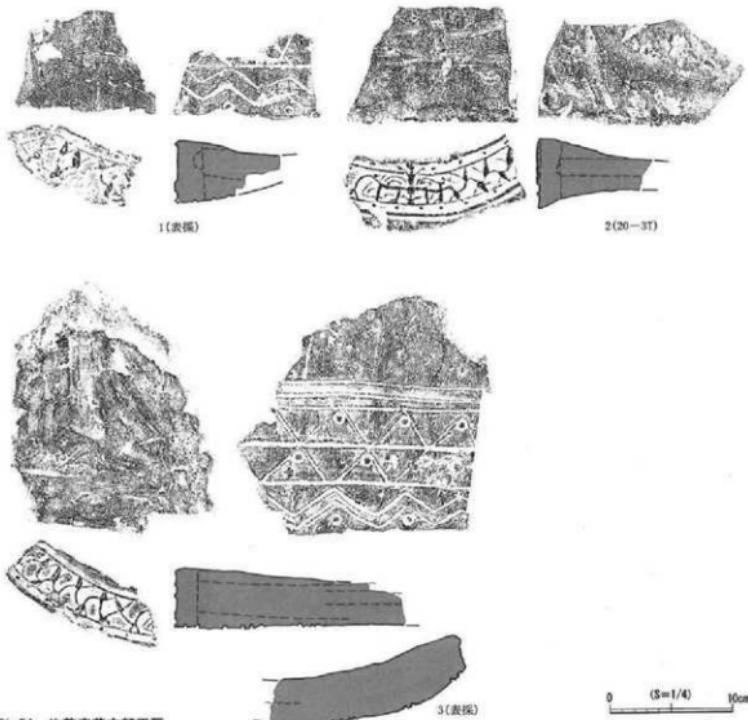


Fig54 均整唐草文軒平瓦

工具・ヘラ状工具を用いた顎面文様が見られる。均整唐草文軒平瓦分類 I A 1 a類に該当する。

Fig54-4は表面採集によって得られた均整唐草文軒平瓦分類 II Alb類の資料である。瓦当文様は一部を確認できるだけである。界線があり内区には文様構成の各要素が不明瞭となった唐草文が見られ、外区には珠文が入る。顎面文様は全体的に簡略化が進んでいる。平瓦部凸面にはナデが施され、また大きな剥離が見られることから、タタキ目痕跡は残していない。凹面に布目とナデが見られ、側板部にはケズリが施されている。布目が残る範囲では、不明瞭だが側板圧痕のような凹凸が見られることから、平瓦は粘土板桶巻き造りで製作された可能性がある。

第6項 波状文軒平瓦

波状文軒平瓦と呼ぶものは、瓦当面ならびに顎面に櫛歯状工具ないしはヘラ状工具を用いて、波状文を描いた軒平瓦である。いずれの資料も明瞭な顎部をもつ。

製作工程にかかる諸痕跡 波状文軒平瓦の製作にかかる痕跡を観察すると、平瓦部凹面には明瞭なナデ調整が施されているため布目が残るものは少ないが、稀にナデ調整が加えられずに布目が残るものがある。この布目が残る資料を観察すると、布の綴じあわせが確認されることや、側板圧痕と思われる痕跡を残すものがあることから、桶巻き造りであった可能性が高い。また、布目を残す資料のなかには、桶型にかかる側板とは異なる圧痕が残る資料がある。これは、本瓦が桶型からは外されたものの凸型成形台の痕跡の可能性がある。

平瓦部の凸面には平瓦部・顎部ともに丁寧なナデもしくはケズリが行われており、基本的に平瓦部製作にかかるタタキ目を残すことはないが、稀に顎部に部分的に纏タタキ目を残す資料が確認される。顎部の破断面を観察すると、平瓦凸面に1枚ないしは2枚の粘土帯を確認することができることから、顎部は粘土帯を付加することで造っていると理解される。瓦当部が厚いものは凹面側に断面が三角形となる粘土を加えている様子が観察される。また、顎部には

ケズリが加えられており、最終的にはヘラ状工具を用いて切り出されているものと考えられる。

製作工程の復元

以上の観察によって、波状文軒平瓦の平瓦部は粘土板桶巻き造りによつて製作されたと想定され、更に顎部成形や瓦当施文・顎面文様の施文は分割後に凸型成形

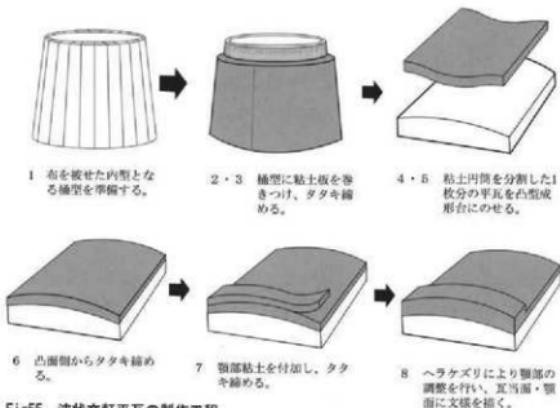


Fig55 波状文軒平瓦の製作工程

第6項 波状文軒平瓦

台を用いて行われた可能性が指摘できる。その製作工程を想定すると以下のとおりである。

- ① 袋状もしくは円筒状の布を被せた内型を準備する。
- ② 布の上から、板状に切り出された粘土を巻きつける。
- ③ 粘土円筒をタタキ締める。
- ④ 粘土円筒を4分割する。
- ⑤ 平瓦1枚を凸形成形台にのせてタタキ締める。
- ⑥ 平瓦凸面にナデもしくはケズリを加えたのち頸部整形をする。
- ⑦ 瓦当面・頸面にヘラ状工具を用いて施文を加える。

波状文軒平瓦の分類　波状文軒平瓦に分類された瓦群は瓦当面ならびに頸面に施文された文様から以下のとおり細別が可能である。

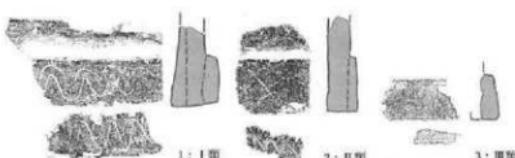
I 類：瓦当面・頸面に平

行する幅の広い2

本の沈線により上

下に短く波打つ波

状文を描く。

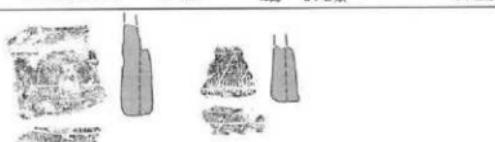


II 類：瓦当面には幅の狭

い平行沈線により

鋸歯状文を描き、

頸部は素文のもの。



III 類：瓦当面には横位の

沈線と櫛歯状工具 Fig. 56 波状文軒平瓦の分類

により波状文を描ぐが、頸面は素文である。

IV 類：瓦当面上段・下段に沈線を描きこの間に鋸歯状工具による波状文描く。頸面には3本の平行する沈線を挽きその間に1本のヘラ状工具により波状文を加える。

V 類：瓦当上面端・下面に沈線を挽き、その間に櫛歯文を描く。頸面にも同様の文様を描く。

出土遺物各説 (Fig. 57) Fig. 57-1 は瓦当面の大部分と頸部の一部を残す資料である。頸面と瓦当面には平行する2本の平行沈線による波状文が描かれている。頸部は明瞭に突出し、頸部下端には丹の付着が見られる。本資料は瓦当部が厚いことを特徴とし、瓦当面の幅は約6cmを計測する。破断面の観察では平瓦部の凸面側に頸部を形成する粘土を付加し、更に凹面側にも粘土を加えて瓦当厚を確保している。頸部の長さは短く約5.8cmを計測する。2は波状文軒平瓦の凸面に附加した頸部粘土が剥離したものであり、遺存範囲が少ないため詳細は不明であるが、瓦当面・頸面には波状文の一部が確認される。3・4は素文の頸面を持つ資料である。3は長さ7cm、高さ1cmほどの頸部が見られ、ヘラ状工具の削りだしにより頸部が造られている。瓦当面には密接した工具を用いて櫛歯状文に近い形状の波状文を描いている。4も3と同様で長さ7cm、高さ1.2cm程度の頸部をもつ資料である。頸部は素文でヘラ状工具を用いてケ

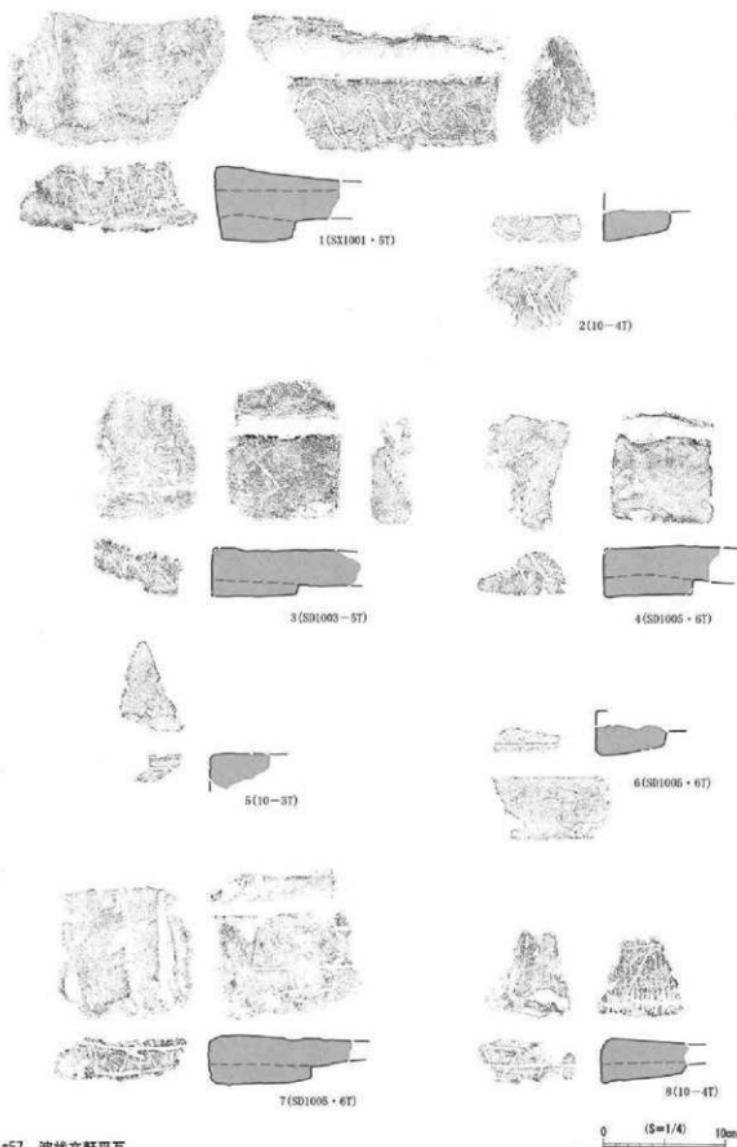


Fig57 波状瓦軒平瓦

第7項 無文軒平瓦

ズリ出されている。瓦当面には幅の狭い工具を用いて鋸歯文風の文様を描いている。5・6は素文の頸面を持つ資料である。いずれも部分的な遺存状態でため詳細は不明であるが、5は凹面側、6は頸部資料であると思われる。5は瓦当面に櫛歯状工具を用いて描かれた波状文の一部が確認できる。6も同様に瓦当面に櫛歯状工具を用いた波状文が確認できる。また頸部側には1条の沈線が確認できることから、瓦当面周縁に沿うようにヘラ状工具により界線を巡らしていた可能性もある。7は頸面と瓦当面に2条の沈線を挽きその内部に鋸歯状の文様を描く資料である。鋸歯文はヘラ書きの1本沈線である。8は横位沈線を挽き、それを縦断するように斜線を加えて波状文を描いている。凸面には目の細かな繩タタキが見られ、凹面には布目が見られる。

第7項 無文軒平瓦

無文軒平瓦とする瓦群は、瓦当面や頸面に特段の文様を持たないものを一括する。いずれも明瞭な頸部を有する軒平瓦である。

製作工程にかかる諸痕跡 軒平瓦を観察すると、平瓦凹面には縦方向のケズリもしくはナデと考えられる調整が残り、ナデ調整が及ばなかった部分には布目を残している。平瓦部の製作技法が判断できる資料はないが、いわゆる「叩きしめの円弧」は見られないことから一枚造りであった可能性が高い。凸面には明瞭な頸部をもつが、頸面が平坦なものと、緩やかな傾斜を呈する2種がある。さらに凸面には明瞭なタタキ目痕跡を残すものがある。確認できたタタキ目には格子タタキ目が2種類、平行タタキ目1種がある。瓦当面は素文である。

製作工程の復元 本瓦群は出土数が少ないため不明な点が多いものの、製作工程にかかる諸痕跡から、おおむねの製作工程を復元しておきたい。

- ① 粘土塊から板状の粘土を獲得し、凸型成形台にのせる
- ② 平瓦部凸面をタタキ工具によりタタキ縮める（1次タタキ）。
- ③ 平頸部に粘土を付加して、頸部にタタキ（2次タタキ）を加えて頸部粘土を密着させる。
- ④ 瓦当面を整形する。

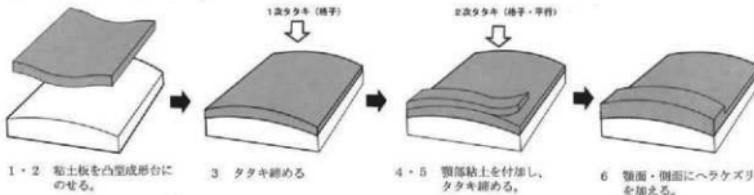


Fig58 無文軒平瓦の製作工程

無文軒平瓦の分類 無文軒平瓦はいずれも頸部を有する形態を持つものである。しかし、頸部の縦断面形や使用されるタタキ工具の種類によって分類することが可能である。

ここでは無文軒平瓦を以下の2類に分類する。

I 類 : I 類とするものは、四角く突出する明瞭な頸部を有するものである。平瓦部凸面から頸部上面にかけた範囲にタタキ目を残す。

A 類 : A 類とするものは平瓦部のタタキには格子タタキ工具を用いるが、頸面のタタキ締めには平行タタキ工具を用いているもの。

B 類 : B 類は平瓦部分から頸面にかけた範囲全てに格子タタキを用いる。

C 類 : C 類は頸面に平瓦タタキ目を用いる。

II 類 : II 類は、明瞭に突出する頸部を有する。頸面には緩やかな傾斜がつき、頸部の断面形が三角形を呈するものである。

出土遺物各説 (Fig60) Fig60-1 は凸面に格子タタキが見られる資料である。凹面には部分的に布目が残っている。瓦当面・頸面は素文であり、ヘラケズリによって調整されている。瓦当の断面では平瓦の凸面に1枚の粘土帶を付加して頸部を形成している様子が観察される。2は複数のタタキ目が残る資料である。本資料はこの頸部粘土帶が剥離した状態で出土しており、その剥離面の観察が可能であった。頸部は平瓦凸面に2枚の粘土帶を付加して形成され、叩きしめには格子と平行のタタキ具が用いられているが、平瓦部製作には格子タタキが用いられており、頸部粘土が剥離した面に格子タタキが見られる。頸面にあたる部分には平行タタキ具を用いられている。平行タタキ目は頸部以外にも平瓦部の一部にも見られる。

3は頸部付近が残る資料である。平瓦部は欠損しているため詳細は不明である。頸面には1・2とは異なる目の細かな格子タタキが施されている。凹面にはナデ調整が加えられており、布目等は観察することができない。瓦当面には文様をもたず、ケズリによって素文に調整がなされている。瓦当部の破断面を観察すると平瓦部の凸面側に頸部粘土1枚が付加されており、凹面側にも薄い粘土帶が付けられている。頸部には明瞭な丹の付着が見られる。4は頸部を中心とした範囲が残る資料である。頸面ならびに瓦当面は素文を呈している。また頸部付近はケズリ・ナデにより調整が行われているが、ナデの部分には繩タタキ状の痕跡を残し、頸部は凸面側に傾斜を持つ形状を示しているため、断面形が三角形を呈している。

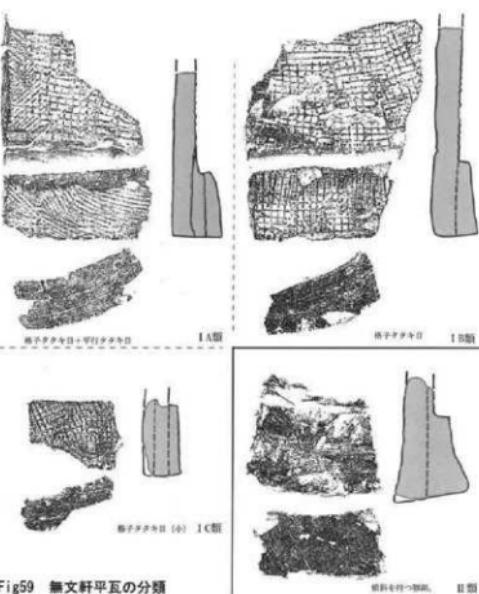


Fig59 無文軒平瓦の分類

第7項 無文軒平瓦

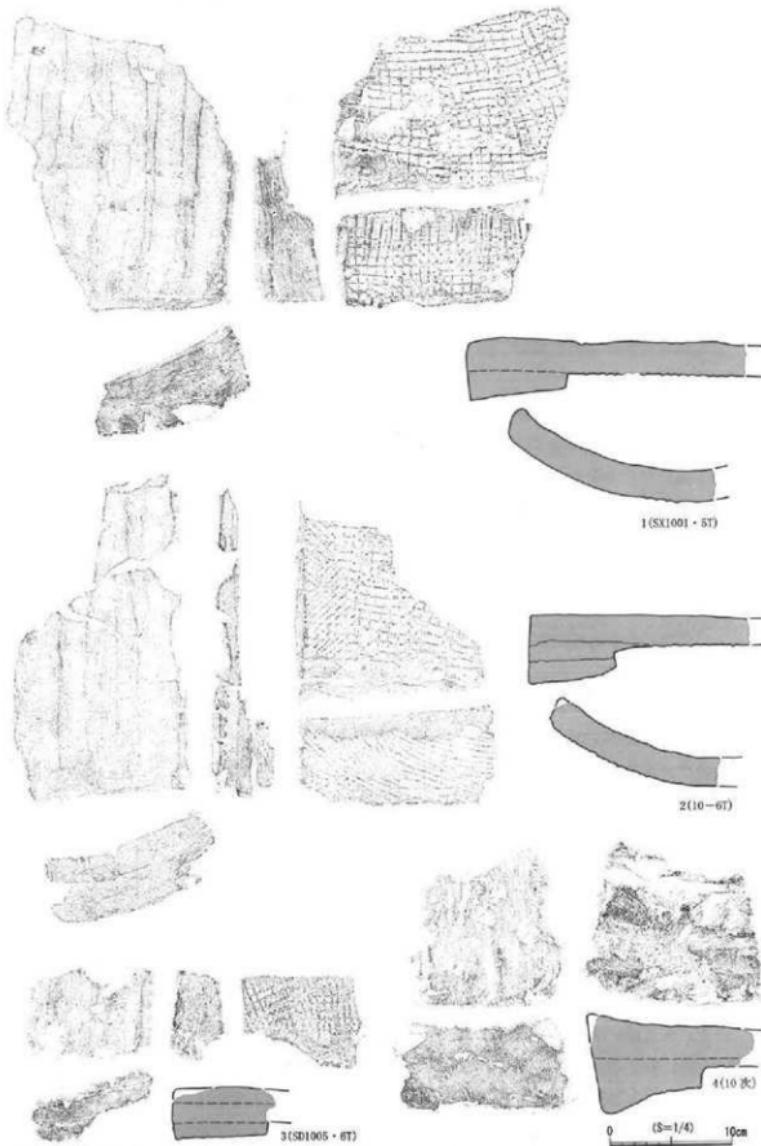


Fig60 無文軒平瓦

第3節 鬼 板

第1項 鬼板の概要

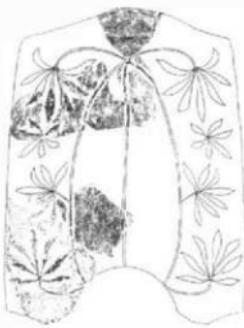
鬼板の形態的特徴 鬼板は、厚さ1~1.5cm程度の板状を呈し、表面には葉文が見られ、裏面にはナデ・指頭圧痕・ハケメ状の調整痕のいずれかが見られる。奈良国立博物館展図録のなかに復元されたFig61があるので、これを参考にして文様を解説しよう。

鬼板の平面形は、上辺が狭く下辺が広い台形を呈する。下辺の中央には刺り込みが見られる。表面には合計8葉の葉文が配置されているが、このうち2葉は下辺に見られる例り込みの左右両端から上方に向かう茎から派生し、残る2葉は茎の先端に描かれている。茎の根元からも花文の茎が伸びその先端に7葉の花弁をもつ花文がある。更に上段の葉文と中央の葉文の間には、6葉の葉文が左右1単位ずつ置かれている。

鬼板の分類 このような文様構成に基づいて、出土した資料を見て見よう。Fig62-1・4は、鬼板下辺付近の刺り込み部分を残す。1は上方に向かって延びる茎と、下垂する葉文が見られる。中央に茎はない。4は刺り込み部分の左側と下垂する葉文が見られるが、刺り込み部分と葉文の配置関係が異なっている。このように、刺り込みと葉文の配置を見ると、Fig61の資料と発掘調査で出土した資料は文様構成において相違点が存在することが判明する。従って、鬼板には、Fig61で復元されたI類、Fig62-1を基準とするII類、Fig62-4を基準とするIII類の3種が存在しているものと理解される。

出土遺物各説 (Fig62) Fig62-1は下辺の全体が残されており、その中央部分に丸瓦を受けたための刺り込みが見られる。表面に削出された文様は、鬼板下半の花文2単位が確認できる。花文は刺り込み部分から上方に向かって延びた茎から分かれた枝の先端に展開している。この花弁は5葉の花弁が大きく開いた形態をもっている。表面には柱目圧痕が見られることから、鬼板は木製の瓦範を用いて製作されていると考えて良い。裏面にはユビナデが残されている。

2は右側辺が残る資料であり、裏面にはナデが行われている。3は胎土・焼成の状態から鬼板として判断した資料である。4は茎から派生する枝、そして花文の一部が確認できる資料である。5は花弁先端が見られる資料である。裏面にはハケメ状の調整痕が残る。6は花弁の一部が確認できる資料であり1に見られた花弁に似ている。7は茎の一部とそこから派生する枝状の表現が残る資料である。8は上方に向かって延びる茎と、その隣で下垂する花文が見られる資料である。9は大きな花文が下垂するように配置されている。10は刺り込み部分から下垂する花文が確認できる。12は茎の表現と花弁の一部が確認できる資料である。



1979 奈良国立博物館
特別陳列「奥州の古瓦」より転載

Fig61 鬼板復元図

第1項 鬼板の概要

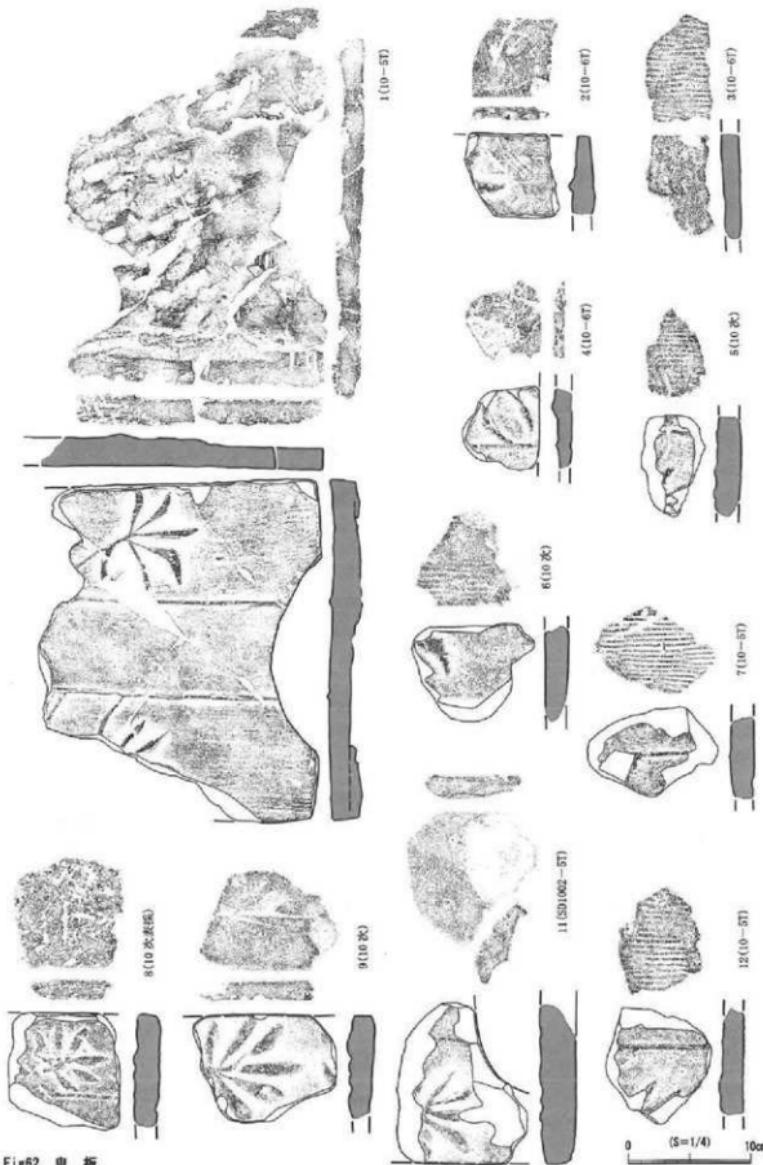


Fig.62 鬼板

第Ⅲ章 軒先瓦の構造と変遷

第1節 軒丸瓦・軒平瓦の変遷

ここでは、第Ⅱ章まで述べてきた軒先瓦の変遷について検討していくこととするが、まずは軒丸瓦各群の変遷について検討していくこととする。

第1項 軒丸瓦の変遷

1) 植物文軒丸瓦の変遷 植物文軒丸瓦はI類の花葉文軒丸瓦とII類の花文軒丸瓦の2種に大別がなされた。ここでは両種の変遷について考えることとする。植物文軒丸瓦の変遷については、先に藤木氏による研究がある。氏は植物文軒丸瓦の瓦範の改変や蓮子の変化、丸瓦の取り付け位置などの製作手法に關わる型式学的な検討を通じて、植物文軒丸瓦の生産にあたっては、同時期に存在する2単位の瓦工集団が編成されていたと想定している。更に花文軒丸瓦は花葉文軒丸瓦の文様変化とともに成立したと理解し、花葉文軒丸瓦 → 花文軒丸瓦への変遷を提示している(註49)。これらの藤木氏の見解については肯否すべき点が多く、基本的には賛成の立場にあるが、部分的には異なる見解を示すことも可能な点もあるので、以下では藤木氏の

検討を見ながら、改めて植物文軒丸瓦の花葉文軒丸瓦、花文軒丸瓦について検討しておこう。

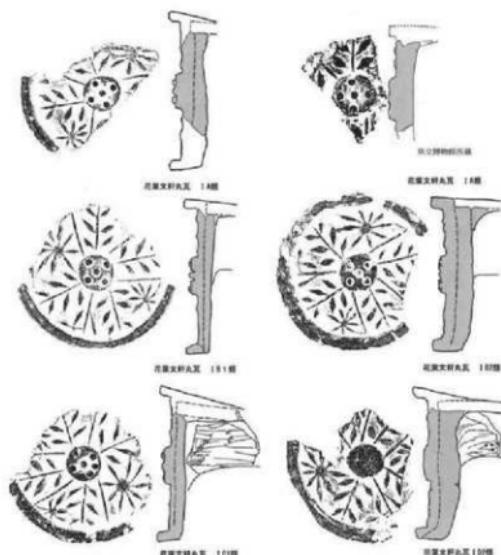


Fig.63 植物文軒丸瓦 I類（花葉文）

花葉文軒丸瓦 先述したとおり、花葉文軒丸瓦の製作に際して使用された瓦範は1種類であったと考えられることから、瓦当面に出した文様の相違は、瓦範の改変にともなうものであり、瓦当文様に新たな文様が加えられたものが新しく、新たな文様が加わっていないものが古いと理解できる。

この理解に基づき花葉文軒丸瓦を検討すると大きく3段階の変遷を辿る。

第1項 軒丸瓦の変遷

第1段階 花葉文軒丸瓦分類 IA類は、花文の花托部分の表現が見られず、突出して表現された蓮子 $1+4$ を持つ点で、最も古い段階の瓦范を用いて製作されたと考えて間違いない。福島県立博物館所蔵資料に中にも突出する蓮子 $1+4$ をもつ資料がある。この資料は花文を残している部分は認められないが、蓮子には竹管状工具を用いた円文を付していないことから IA類に相当する可能性がある。前者は瓦当裏面にユビナデ・指頭圧痕等の調整痕を残した厚手の造りであり、後者は瓦当裏面にケズリ調整を残した薄手の造りである。つまり、第1段階には花托表現を欠き突出する $1+4$ の蓮子構成を持つ1次目の瓦范を用いた厚手造りと薄手造りの2種類が存在していたと考えられる。この段階では蓮子が表現されない ID類はみられず、周縁蓮子の追刻によって誕生する IC類も存在し得ない。

第2段階 第1段階の軒丸瓦に後出すると考えられるものが、花文の中心に花托の表現を加えた IB類である。この特徴をもつものには $1+4$ の蓮子をもつ IB1類・IB2類、蓮子表現を欠く ID1類・ID2類、そして $1+5$ の蓮子構成をとる IC1類・IC2類があるが、IC1類・IC2類は第2段階の瓦范に周縁蓮子 1 を追刻しているので後出することは明らかである、ID1類と ID2類は文様の端正さを失い、加えて IA類との蓮子構成において型式的変遷に隔たりが認めら

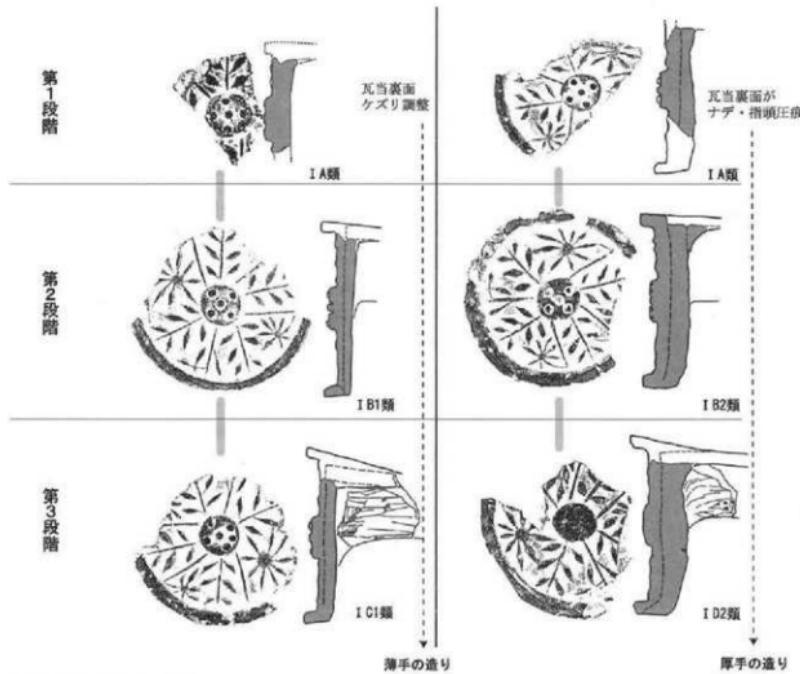


Fig64 花葉文軒丸瓦の変遷

れることから、ID1類・ID2類はIA類・IB類に後出する3段階に製作された製品である可能性が高い。すなわち、この段階はIB類が主たる型式として存在し、瓦当厚が薄く中心蓮子のみに円文刺突を加えるIB1類と、瓦当裏面が厚く蓮子の全てに刺突を加えるIB2類の2型式が共存していると考えられる。

第3段階 第2段階に使用された瓦範に周縁蓮子1個を追刻するIC類が誕生する段階である。更に、文様の端正さを失い、そして蓮子が表現されなくなったID類もこの段階に含まれる可能性がある。

このように、花葉文軒丸瓦のなかでも古相を示す第1段階には瓦範1に対して2型式の軒丸瓦が存在し、第2段階にも第1段階の特徴を良く備えた薄手造りのIB1類と、厚手の造りとなるIB2類の2型式が存在すると理解される。この相違点は、瓦当裏面の接合粘土の付加に関連している可能性があることから、これは瓦当製作に関わる技法差が反映していると考えられる。第3段階になると前者が1+5の蓮子を削出し、後者は蓮子にケズリを加えてその表現を欠くという形に変化する。つまり、花葉文軒丸瓦出現段階から一貫して2種類の軒丸瓦が製作されていると理解されることとなる。各段階に異なる技術による2種類の花葉文軒丸瓦が存在していることは、花葉文軒丸瓦の生産には2単位の技術者集団が関与していたと理解することが可能である。

しかし、これらの花葉文軒丸瓦生産に際して使用される瓦範は、現在のところ1范が確認されているだけであるので、これらの異なる技術を保有する2単位の瓦工集団は、同じ造瓦組織の中で編成されていたものと考えられる。

花文軒丸瓦の変遷 花文軒丸瓦は、軒丸瓦製作に用いられた瓦範の種類により、II~VI類の5種に細分された。花文軒丸瓦に分類された資料は、いずれも出土量が少なく大部分が破片資料であるので、軒丸瓦の変遷を述べられるほどの資料は得られていない。従って、ここでは相対的な相関関係について示しておきたい。

瓦当文様の変遷 花文軒丸瓦は5種の瓦範が確認されているが、いずれも瓦当面に花文という特徴的な文様を配置するといった構成を保持しており、先述した花葉文軒丸瓦との強い関連性がうかがえる一群である。瓦当文様の全体構成が知られる資料は極めて少ないが、蓮子形態において先後関係が想定されるため、まずはこの点をもつて検討を加える。

Fig65-2は花文軒丸瓦III類に分類された資料である。中房と蓮子の構成が判明する数少ない資料のひとつであるが、この資料を見ると中房は明確には突出しない形態を持ち、蓮子は中心蓮子と周縁蓮子の大きさが同じ1+5で構成されている。周縁蓮子は中房を4分割した位置に配置しているが、1個のみ偏った位置に置かれてい

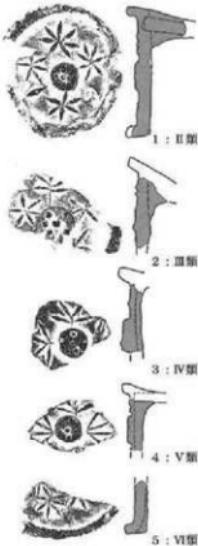


Fig65 花文軒丸瓦の分類

第1項 軒丸瓦の変遷

る。Fig65-3に示した資料は花文軒丸瓦IV類に分類された資料である。中房は円板状に突出する形状を示し、直径が小さい1+5の蓮子を持っている。これらの蓮子のうち周縁蓮子は、均一に割り付けられずに偏った配置をしている。Fig65-4は、花文軒丸瓦V類とした資料である。中房の形態は花文軒丸瓦IV類に酷似し、蓮子の大きさも類似している。蓮子の構成は中房上面にケズリにより周縁蓮子の一部を失っているため分からぬ。

Fig65-1は瓦当の全面を残しているII類の資料である。中房は円板状に突出し、1+5の蓮子を置いている。蓮子は中心蓮子と周縁蓮子の大きさに差がなく、中房全面に展開している。また、周縁蓮子は中心蓮子の周囲に均等に割り付けられた位置に配置された可能性が高い。

このような中房と蓮子の関係を見ると、まず最も古相を示すと考えられるのが花文軒丸瓦III類とIV類の2種である。これらは共に、均一に割り付けられた4個の周縁蓮子の間に蓮子1個を加えた1+5で構成しているが、このような蓮子配置をとる軒丸瓦は先述した花葉文軒丸瓦第3段階のIC1類とIC2類で既に見られている。花葉文軒丸瓦第3段階に位置付けられた軒丸瓦は第1段階→第2段階と順次瓦面に追刻を重ねて変遷していることから、花文軒丸瓦III類・IV類は花葉文軒丸瓦第3段階に後出すると見て良い。すなわち、花葉文軒丸瓦→花文軒丸瓦という変遷が想定され、加えて花文軒丸瓦III類とIV類は、同種軒丸瓦の中では相対的に古相を示していると理解して問題ない。この段階をもって「花文軒丸瓦第1段階」を設定する。

蓮子変化の面で花文軒丸瓦第1段階の両者に後出する可能性があるものは、花文軒丸瓦II類とV類である。花文軒丸瓦II類は周縁蓮子が均整のとれた1+5の配置を取っており、蓮子の大きさが花文軒丸瓦III類と共に通している。花文軒丸瓦V類は周縁蓮子の一部がケズリ調整により失われているが、蓮子の規模が小さい点が花文軒丸瓦IV類と類似している。このような蓮子構成の変化を見ると、花文軒丸瓦III類とIV類の2者は花葉文軒丸瓦IC1類の影響を受けた可能性があり、花文軒丸瓦II類は花文軒丸瓦III類の蓮子の大きさを踏襲しながらも、その

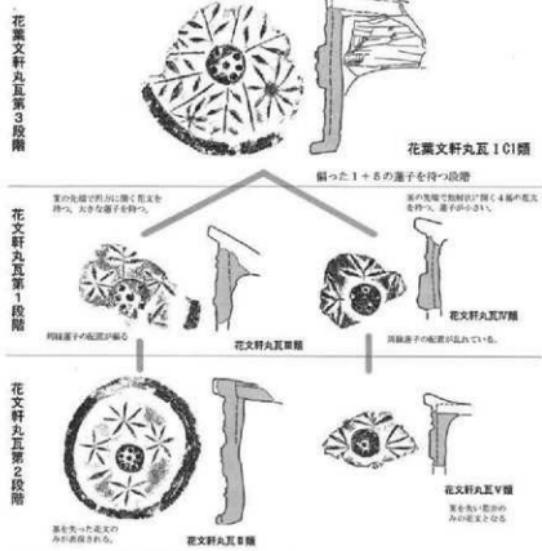


Fig66 花文軒丸瓦の変遷

配置を均等になるように作範されたと考えられ、花文軒丸瓦Ⅲ類 → 花文軒丸瓦Ⅱ類と変化し、また花文軒丸瓦Ⅴ類は蓮子の表現が花文軒丸瓦Ⅲ類と酷似することから、花文軒丸瓦Ⅲ類 → V類と変化しているものと理解される。つまり、花文軒丸瓦Ⅲ類とIV類に後出する、花文軒丸瓦Ⅱ類とV類の登場をもって「花文軒丸瓦第2段階」を設定したい。

次に、このような蓮子形態の変化に基づいて主たる瓦当文様となる花文の変遷を検討しよう。花文軒丸瓦Ⅲ類とIV類は、いずれも中房に接する茎とその先端に開く花弁をもって花文を表現している。花文は4単位もしくは5単位(註50)があり、先行して登場した花葉文軒丸瓦の花文が長く伸びた茎の先端に花文が取り付く状況と似ており、花葉文の花文を抽出したものと理解することが可能である。しかし、視点を変えれば花葉文軒丸瓦には4本の葉文が見られ、これらは中房から伸びる茎の左右に葉文を配することで表現がなされている状況から、花文軒丸瓦の4単位の花文は花葉文軒丸瓦の葉文を抽出して成立したという理解も可能である。

現段階では瓦当文様変遷については決定しがたいが、いずれにしても花文軒丸瓦Ⅲ類とIV類の花文軒丸瓦第1段階は、花葉文軒平瓦第3段階を直接の祖形としている可能性が高い。

花文軒丸瓦第1段階に後出する花文軒丸瓦第2段階の花文軒丸瓦Ⅱ類とV類は、いずれも茎の表現を欠いた花文を持つ点で共通している。しかも、花文軒丸瓦Ⅲ類とⅡ類は大きく開く花弁が四方に広がるように表現されている点、花文軒丸瓦Ⅳ類とV類は中房から周縁に向かって放射状に広がる花文を表現している点は、それぞれが共通する文様意匠を保持していると理解される。つまり、花文軒丸瓦第1段階から第2段階へ瓦当文様が変化する過程のなかで、直接の祖形とする花文の文様意匠を継承する形で作範されたものと考えられる。

植物文軒丸瓦の変遷 これまで見てきたように、植物文軒丸瓦は花葉文軒丸瓦と花文軒丸瓦に2大別され、それぞれが徐々に変化を加えながら変遷している様子が認められた。植物文軒丸瓦が示す変化は、瓦当文様の構成が花葉文軒丸瓦から花文軒丸瓦へ変化する大きな画期と、各型式の中で徐々に変化する小画期が把握されたことになる。

まず、植物文軒丸瓦の中で花葉文軒丸ⅠA類が、最も古間に位置付けられることは間違いない、植物文軒丸瓦の最古段階に位置付けることには問題はないであろう。花葉文軒丸瓦ⅠA類は、花葉文軒丸瓦第2段階になると花葉文軒丸瓦ⅠB1類とⅠB2類の2種類に造り分けが行われるようになる。この変化は丸瓦接合にかかる技法差が現れているものと考えられることから、この段階には少なくとも2単位の瓦工集団が存在していたものと考えられる。しかし、現在確認されている花葉文軒丸瓦にかかる瓦範は1範であることには変わりはないことから、2単位の瓦工集団それぞれが異なる瓦範を保有して花葉文軒丸瓦を生産していたと考えられる要素は認めることはできない。つまり、2単位の瓦工集団は1つの瓦範を共有する形で花葉文軒丸瓦を生産していたものと想定され、花葉文軒丸瓦のなかで瓦当を薄手に仕上げる集団と厚手に仕上げる瓦工集団の両者は、ともに同一の造瓦組織の中に編成されていたと理解しておきたい。

これらの2単位の瓦工集団は、花葉文軒丸瓦第3段階にも継続して存在しているようである。薄手の技法による花葉文ⅠB1類は、従来までの1+4の蓮子に周縁蓮子1個を加えた花葉文軒丸瓦ⅠC1類に変化し、厚手に造る技法により製作されたⅠB2類は蓮子表現を失うⅠD1類・ⅠD2

第1項 軒丸瓦の変遷

に変化している。しかし、第3段階に至っても花葉文軒丸瓦の瓦当製作に使用される瓦範は常に1范であることから、これらは同時期に存在していた可能性が高く、第3段階においても瓦

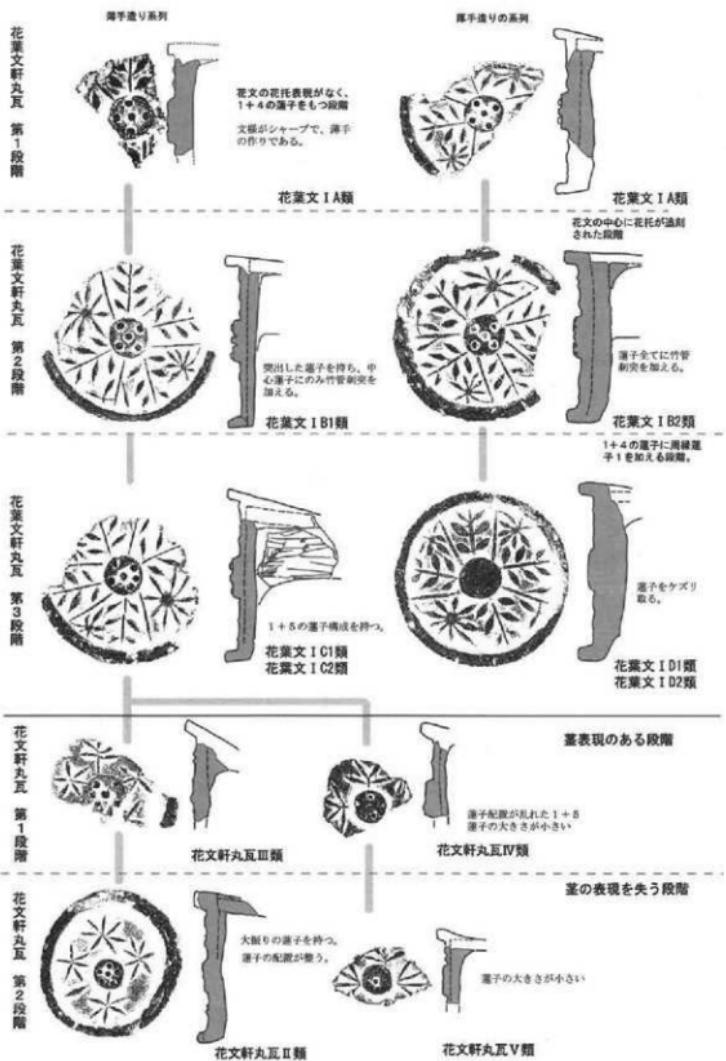


Fig67 植物文軒丸瓦の変遷

当を薄手に造るものと厚手に造る瓦工集団が存在し、この工人集団が各段階を通じて継続的に花葉文軒丸瓦を生産していると理解されることになる。

花文軒丸瓦第1段階に位置付けられた2型式の軒丸瓦は、いずれも周縁蓮子の配列が均等に割り付けられないことを特徴としている。このような特徴は花葉文軒丸瓦第3段階のⅠC1類の時点でも見られていることから、花文軒丸瓦Ⅲ類は花葉文軒丸瓦ⅠC1類を直接の祖形にしていると考えることが可能である。この見解に従えば、花葉文軒丸瓦において瓦当面を厚手に造り上げたⅠB2類とⅠD1類の系列は花文軒丸瓦までは継続しなかったのであろう。

花葉文軒丸瓦ⅠC1類から派生した花文軒丸瓦には、当初から花文軒丸瓦Ⅲ類とⅣ類というように異なる文様を持つ2者が存在している。前者は瓦当面に茎とその先端で四方に向かって開く花文4単位を瓦当文様としているのに対して、後者は中房から伸びる茎の先端に放射状に開く花弁を配して花文を表現している。そして、花葉文軒丸瓦ⅠC類の影響を受けたと考えられる花文軒丸瓦製作に関わる2単位の瓦工集団は、花文軒丸瓦Ⅲ類→Ⅱ類へと変化と遂げる系統と、花文軒丸瓦Ⅳ類→Ⅴ類へと変化を遂げる系統の2単位の瓦工集団の存在がうかがえる。この想定に従えば、花文軒丸瓦はそれぞれの系統に組み込まれた2単位の瓦工集団が2種類の花文軒丸瓦を造り分けていると理解されることになる。

このように、植物文軒丸瓦製作には花葉文軒丸瓦の段階と花文軒丸瓦の段階の各時期に2単位の瓦工人の存在が想定される結果となつたが、花葉文軒丸瓦の段階の瓦工人は同一の範を共有しながらも異なる型式の軒丸瓦を製作しているのに対して、花文軒丸瓦は異なる瓦范を保有した2単位の瓦工集団が存在していると考えられることから、花葉文軒丸瓦と花文軒丸瓦の生産に関与した瓦工集団の編成のあり方が異なっていた可能性がある。つまり、花葉文軒丸瓦生産にかかる複数の瓦工集団は、共通した瓦范を用いた同一造瓦組織に編成された形で造瓦に開わり、花文軒丸瓦生産にかかる瓦工集団は異なる瓦范を保有する複数の造瓦組織により生産されていたものと考えられる。

2) 単弁細弁蓮華文軒丸瓦の変遷 単弁細弁蓮華文軒丸瓦は、泉廃寺跡以外では郡山五番遺跡から出土している。郡山五番遺跡の報文では以下のように分類がなされている。細弁蓮華文軒瓦F類は凸線で表現された細い蓮弁11葉を配置し、その中に棒状の子葉を置き、蓮弁先端は内



Fig68 単弁細弁蓮華文軒丸瓦の変遷

第1項 軒丸瓦の変遷

外区を分かつ界線に到達するものである。棒状に表現された間弁は蓮弁の先端手前まで伸び、その先端左右には珠文が置かれている。中房は太い圈線により区画され、大振りの中心蓮子に小さめの周縁蓮子8個を配置する構成をもち、周縁内側には線鋸唐文が見られる。G類は11葉の蓮弁を配する資料である。蓮弁の先端は尖り気味となり、間弁表現は失われている。間弁の位置には大振りの珠文が置かれ、中房は太い圈線で区画しその内部に1+8の蓮子を配置している。蓮子は中心蓮子と周縁蓮子の規模が同じ形状である。H類は13葉の単弁を配した瓦当文様を持つが、蓮弁の先端が丸みを帯び、その先端は界線に到達しない。また、間弁の表現を失い間弁の位置に大きめに珠文1個を置くことを特徴とする。周縁は直立する素文となる。

単弁細弁蓮華文軒丸瓦の変遷 このような文様上の特徴から、佐川氏は以下のような変遷を提示している(註51)。すなわち、蓮弁の形状が整い、間弁・中房・外区内外縁の文様要素が揃っているF類が最も古相を示し、間弁を失い弁端の形状が不均一となるが、そのほかの要素はF類に酷似するH類がF類に後出し、G類は蓮弁の形が最も不均等となり間弁と外区内外縁の文様要素を失っていることから最も新相を示すというものである。つまり、F類→H類→G類の順に変遷することを指摘している。

泉廐寺跡出土例の変遷 泉廐寺跡では郡山五番遺跡G類を欠いたF類・H類に相当する2種類が出土しているが、文様全体が判明する資料はないため、佐川氏の提示した変遷について異なる見解を示すことは困難であり、郡山五番遺跡の変遷がもっとも整理された内容であると考える。従って、本報告では以上のような変遷に従い、郡山五番遺跡F類=泉廐寺跡I類→郡山五番遺跡H類=泉廐寺跡II類という変遷を確定しておきたい。

3) 有蕊弁蓮華文軒丸瓦の変遷 有蕊弁蓮華文軒丸瓦は、周縁と瓦当を界線で区画し、弁端の切れ込み表現と弁間に楔形の間弁を表現するI類、界線と間弁表現を欠き、蓮端が尖り周縁に到達しているII類、そして蓮弁に内部に2本の蕊を加えたIII類である。

有蕊弁蓮華文軒丸瓦のように、蓮弁の内部に蕊を表現するという共通する意匠をもつ瓦群を検討した藤木氏は、陸奥国南部の一部の地域間で展開する有蕊弁蓮華文軒丸瓦の起源を黒木田遺跡Ac類に求めている。泉廐寺跡I類の弁間にある間弁表現は、植松廐寺跡出土軒丸瓦に見られた一蕊の間弁の弁端に見られる切れ込み表現が痕跡として残ったものと理解し、泉廐寺跡A



Fig69 有蕊弁蓮華文軒丸瓦の分類

類（I類）の直接の祖形を植松廃寺跡出土の有蕊弁蓮華文軒丸瓦と考えている、つまり黒木田遺跡Ac類→植松廃寺跡例→泉廃寺跡A類へと変遷すると考えている（註52）。

有蕊弁蓮華文軒丸瓦の変遷 有蕊弁蓮華文軒丸瓦はI～III類のうちI・II類の2者は、瓦当文様に凸線表現された蓮華文を瓦当面に大きく配置し、その内部に3本の蕊を加え、圓線で区画した中房に1+4の蓮子を置くという共通した文様意匠をもっている。しかし、I類は内外区



Fig70 有蕊弁蓮華文軒丸瓦の変遷

文軒丸瓦I類よりも後出する様相が強いと言える。また、瓦当文様が6葉花文もしくは8葉花文というように花弁の数が増加する点や、中心蓮子と周縁蓮子の大きさが異なっているという様相を見れば、この段階で新たな文様要素が加えられて作範された可能性も想定しておかなければならぬ。

以上の検討に従えば、有蕊弁蓮華文軒丸瓦III類はI類よりも後出し、II類と併行する時期、もしくはやや先行する時期に位置付けておくがII類の直接的な祖形はI類と考える。

4) 素弁蓮華文軒丸瓦の変遷 素弁蓮華文軒丸瓦は2点の出土が確認されている。I類は町地区から出土し、II類は町池地区からの出土である。

この2点の素弁蓮華文軒丸瓦は、瓦当面に創出された瓦当文様の相違は明らかである。すなわち、素弁蓮華文軒丸瓦I類は弁形が乱れた形態の蓮弁8葉を配し、間弁の先端には珠文が置かれている。中房は扁平ながら突出する素文の形態を保持している。この軒丸瓦は、郡山五番遺跡からの出土が確認されており、先述した単弁細弁蓮華文軒丸瓦と同様の供給関係を持っている。素弁蓮華文軒丸瓦II類は、蓮弁の両側辺に凸線表現が見られ、各蓮弁がこの凸線により連結される文様意匠を持っている。現段階では、その系譜や年代的な位置づけは困難である。

泉廃寺跡から出土した2種類の素弁蓮華文軒丸瓦については、その出土量の少なさや、文様上の特異性から、この2種の先後関係を決定することは難しい。しかし素弁蓮華文軒丸瓦I類が郡山五番遺跡では8世紀代に位置付けられ、町池地区から出土したII類は、町池地区からは

を分かつ界線を明確に表現し弁間に楔形の間弁表現を備えているが、II類ではそれらの要素は見られない。つまり、II類はI類の文様要素の一部が失われる形で作範されたと理解されることから、I類→II類という変遷が想定される。III類は不明な点が多くあるが、凸線で表現した圓線で中房を表し、その内部に大振りの中心蓮子と小振りの周縁蓮子を置いている。瓦当面には6葉ないしは8葉と推定される花弁を配置していると推定される。周縁近くには内外区を分かつ圓線をもっている点ではI類に近い。しかし、弁間に楔形の間弁表現は失われていることから、有蕊弁蓮華

文軒丸瓦I類よりも後出する様相が強いと言える。また、瓦当文様が6葉花文もしくは8葉花文というように花弁の数が増加する点や、中心蓮子と周縁蓮子の大きさが異なっているという様相を見れば、この段階で新たな文様要素が加えられて作範された可能性も想定しておかなければならぬ。

以上の検討に従えば、有蕊弁蓮華文軒丸瓦III類はI類よりも後出し、II類と併行する時期、

もしくはやや先行する時期に位置付けておくがII類の直接的な祖形はI類と考える。

4) 素弁蓮華文軒丸瓦の変遷 素弁蓮華文軒丸瓦は2点の出土が確認されている。I類は町地区から出土し、II類は町池地区からの出土である。

この2点の素弁蓮華文軒丸瓦は、瓦当面に創出された瓦当文様の相違は明らかである。すなわち、素弁蓮華文軒丸瓦I類は弁形が乱れた形態の蓮弁8葉を配し、間弁の先端には珠文が置かれている。中房は扁平ながら突出する素文の形態を保持している。この軒丸瓦は、郡山五番遺跡からの出土が確認されており、先述した単弁細弁蓮華文軒丸瓦と同様の供給関係を持っている。素弁蓮華文軒丸瓦II類は、蓮弁の両側辺に凸線表現が見られ、各蓮弁がこの凸線により連結される文様意匠を持っている。現段階では、その系譜や年代的な位置づけは困難である。

泉廃寺跡から出土した2種類の素弁蓮華文軒丸瓦については、その出土量の少なさや、文様上の特異性から、この2種の先後関係を決定することは難しい。しかし素弁蓮華文軒丸瓦I類が郡山五番遺跡では8世紀代に位置付けられ、町池地区から出土したII類は、町池地区からは

第1項 軒丸瓦の変遷

8世紀後半以降の遺物は出土しない傾向にあることから素弁蓮華文軒丸瓦の下限は8世紀前半の年代幅の中で収まる可能性がある。従つて素弁蓮華文軒丸瓦I・II類とも8世紀前半の年代が与えられ、ほぼ同じ時期に存在していた可能性がある。

5) 単弁蓮華文軒丸瓦の変遷 単弁蓮華文軒丸瓦は館前地区からの1点の出土が認められているだけであるので、詳細は不明である。しかし、本遺跡では他に類例のない推定単弁八葉蓮華文軒丸瓦であることや、蓮弁の先端が尖り、その中に見られる子葉が大振りであるという文様の特徴を見ると、仙台郡山遺跡や陸奥国府多賀城跡などから出土する重弁蓮華文軒丸と呼ばれる軒丸瓦に近い瓦当文様を持っている(註53)。

本来、仙台郡山遺跡官II期官衙や郡山廃寺・多賀城創建に用いられた単弁蓮華文軒丸瓦は、内藤政恒氏により通常蓮子の置かれる中房内に小さな4枚の蓮弁が配置され、弁区の中央に近い部分にも大振りの子葉を4枚、その外側で大きく開いた8葉の蓮弁を置いて三枚の蓮弁が互いに重って見えるように創出された瓦当文様をもつものとして「重弁蓮華文軒丸瓦」と呼称され、陸奥国府多賀城の所要瓦として位置付けられている(註54)。

泉庵寺跡出土例は、蓮弁の形状を見る限り先述した重弁蓮華文軒丸瓦に含まれる可能性があるものの、蓮子の形態を含んだ検討は困難であるので、便宜上単弁蓮華文軒丸瓦と呼称した。

このように、単弁蓮華文軒丸瓦は陸奥国府多賀城跡、もしくは仙台郡山遺跡に見られ広義の重弁蓮華文軒丸瓦に通じる文様を持っており、この瓦のもつ意義は大きい。本項では、各群内における変遷過程を整理しているので、本瓦群の位置付けについては、第三章で後述することとする。

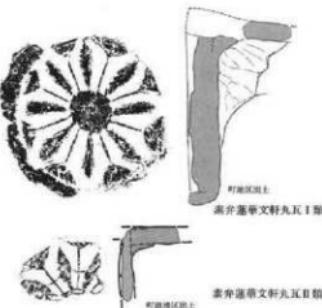


Fig71 素弁蓮華文軒丸瓦



Fig72 単弁蓮華文軒丸瓦

第2項 軒平瓦の変遷

1) 重弧文軒平瓦 重弧文軒平瓦は軒平瓦の中では最も多くの資料が出土した。これらの重弧文軒平瓦の変遷については、先に藤木 海氏による研究がある(註55)。藤木氏は重弧文軒平瓦の顎面施文A(本報告の顎面施文1)をもつ三重弧文軒平瓦と、顎面施文B(顎面文様2)を持つ四重弧文軒平瓦・五重弧文軒平瓦の2つの組列を認めている。ここでは、この藤木氏による研究に基づき、重弧文軒平瓦の変遷を検討してみよう。

顎面文様の検討 重弧文軒丸瓦の顎面にはヘラ描きもしくは櫛描きによる文様が施文されている。この顎面文様は、使用される工具ならびに手法から以下の4種に区分される。

【顎面文様1】平行する3条の横線を挽くことで上下3段の横位区画帯を創出し、これに左右に下がる斜線を組み合わせることで、上下に並ぶ三角文を3段に描くものである。横位文様帶の各段には竹管状工具による円文を不規則に配している。

【顎面文様2】平行する3条の横線を挽いて横位区画帯を描き、これに左右に下がる斜線を組み合わせて上下に並ぶ三角文を描くものであるが、斜線の開始ならびに終了地点は顎面に挽いた横線で完結させるため、結果的に文様区画帯は2段で構成されることとなる。また竹管状の

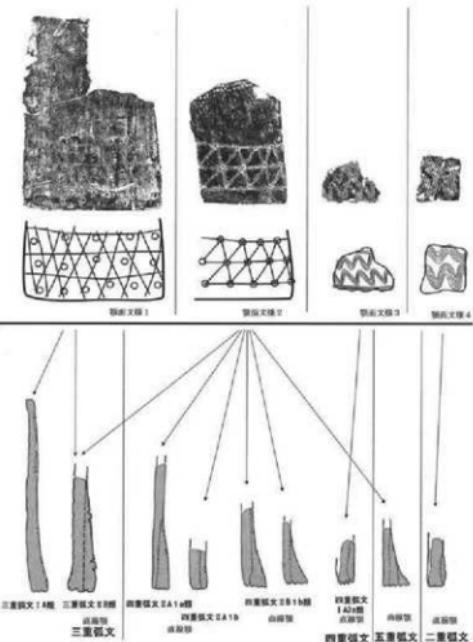


Fig73 重弧文軒平瓦の相関関係

円文は横線ならびに斜線が交わる点に置く。

【顎面文様3】櫛齒状工具により間隔を空けた横線を2条挽き、その間に2段の波状文を充填するもの。円形竹管文は失われている。

【顎面文様4】2条の横線は描かれずに2段の波状文を描くものである。

重弧文軒平瓦の変遷 先述したように瓦当の重弧文の凸線数を数えた場合、二重弧文・三重弧文・四重弧文・五重弧文の4種に大別されるが、三重弧文は2種、四重弧文5種、二重弧文・五重弧文は各1種の合計9種の挽型を用いて施文していることが確認されている。

Fig73は顎面文様と顎部断面形、そして瓦当文様を整理した

第2項 軒平瓦の変遷

ものである。この図を見ると、顎面文様1は三重弧文軒平瓦のうち重弧文の凸線幅が均一となっているIA類に採用され、顎面文様2は三重弧文軒丸瓦のうち重弧文の凸線幅の中央の1条が広く、上辺・下辺の2条が狭いIB類から四重弧文軒平瓦各類、五重弧文軒平瓦の間で採用されていることが判明する。また、顎面文様3は四重弧文軒平瓦、顎面文様4は二重弧文軒平瓦にもなっている。顎部断面形は直線顎と曲線顎の2種類があり、直線顎は二重弧文軒平瓦と三重弧文軒平瓦・四重弧文軒平瓦の一部に採用され、曲線顎は四重弧文軒平瓦の一部・五重弧文軒平瓦で採用されている。

軒平瓦を構成する要素をもとに重強文軒平瓦の変遷を検討すると、まず顎面文様2は均整の取れた文様構成を持っている点で、重弧文軒平瓦の中でも相対的に古式の様相を保持している

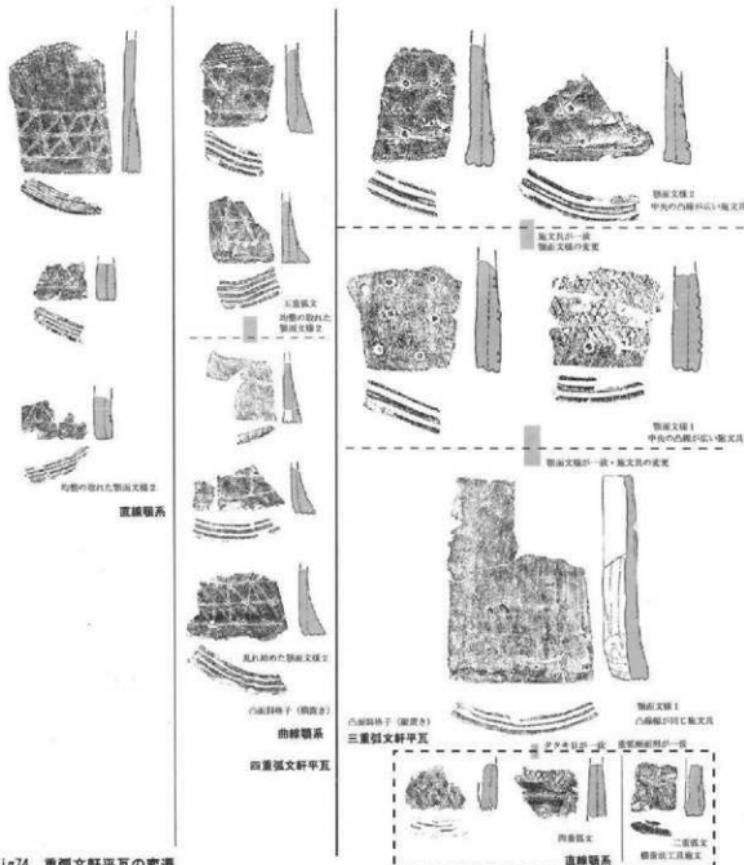


Fig74 重強文軒平瓦の変遷

ものと評価して良いであろう。この段階には三重弧文軒平瓦と四重弧文軒平瓦・五重弧文軒平瓦の3種類が認められるが、顎面文様2をもつ三重弧文軒平瓦は直線顎で、四重弧文軒平瓦には直線顎と曲線顎の2種類が存在している。四重弧文軒平瓦の直線顎と曲線顎は、共に共通する斜格子タタキ目を保有しており、これらの生産に際しては同一の瓦工集団が関与していた可能性が高い。従って、重弧文軒平瓦の古い時期に位置付けられる顎面文様2が施文される段階には、三重弧文軒平瓦を生産するグループと、四・五重弧文軒平瓦を生産するグループの二者が存在し、後者は四重弧文軒平瓦の直線顎と曲線顎の2つの製品を造り分けていたのであろう。先述したように三重弧文軒平瓦の顎面文様は2種類、重弧文は2種類が存在しているが、古相を示すと考えられる顎面文様2には重弧文の凸線幅が異なる挽型が用いられており、これに後出する顎面文様1には、重弧文凸線幅が異なる挽型と、近似する挽型を用いているものの2者が存在していることから、相対的には凸線幅が異なるものが古く、凸線幅が近似するものが新しいと理解される。つまり、顎面文様2+中央の弧線が広い→顎面文様1+中央の弧線が広い→顎面文様1+近似する弧線の順に変遷を辿ると想定される。

重弧文軒平瓦には、これらの系列にのらない一群が確実に存在している。すなわち、顎面文様3をもつ四重弧文軒平瓦、顎面文様4をもつ二重弧文軒平瓦の2種類である。顎面文様3を持つ直線顎の四重弧文軒平瓦は、凸線の上端が丸みを帯び凹線の断面形がV字形の挽型を用いて重弧文を彫り、加えて平瓦部の凸面に同様の斜格子タタキ目を持つ点で三重弧文軒平と近い関係にある。顎面文様自体はヘラ状工具による施文から櫛歛状工具による施文へと変化し、加えて顎面文様にも異なる文様意匠が採用されている。この顎面文様の変化が軒平瓦製作にかかる技術系譜の相違を示すのか、文様の型式的変化を示すのかを決定することは難しいが、後述する均整唐草文軒平瓦や木葉文軒平瓦では、重弧文軒平瓦に見られたヘラ描きによる顎面文様1が継承されていることから、櫛歛状工具を用いた顎面施文はヘラ描きによる顎面文様とは技術系譜が異なっている可能性があることを指摘しておきたい。顎面文様4は、顎面文様3と同様に櫛歛状工具を用いて顎面文様を描いている。顎面文様3よりも顎面文様の簡略化が進んでおり、顎面文様3→顎面文様4と変化するものと想定される。櫛歛状工具を用いた顎面施文をもつ重弧文軒平瓦は腰浜廃寺跡や小浜代遺跡などに見られることから、この類の顎面文様は他の瓦工集団もしくはその影響を受けて成立した可能性を想定する必要がある。

以上のように、重弧文軒平瓦には顎面文様1を描いた四重弧文軒平瓦を主体とする系列と、三重弧文軒平瓦を主体とする2系列の軒平瓦が存在していると想定された。このうち最も古い時期に位置付けられたものは、共に均整の取れた顎面文様を描くという文様意匠を共有している点で、同時期に存在していた可能性が高いと見て良いであろう。これらの製品は時期が降るにつれて顎面文様の乱れが生じ、重弧文の施文具を変更させるという変遷を辿っているものの、この段階にも、前段階に存在していた2単位の瓦工集団は解消されることなく認めることがでできることから、重弧文軒平瓦の生産には一貫して2単位の瓦工集団が関与していたものと考えられる。

2) 木葉文軒平瓦の変遷 木葉文軒平瓦の頸部は直線頸で、頸面にはヘラ状工具を用いて三角文を描いている。頸面には平行する3条の横線を挽き、これに左右に下がる斜線を組み合わせて三角文を描いている。斜線の交点は横線の位置と一致せず、竹管状工具を用いて円文を付している。これを木葉文軒平瓦頸面文様1とする。これと異なる頸面文様をもつ資料は、頸面に2条以上の横線を挽いて横位文様帯を造り、その内部に鋸歯文を描くものである。上段には横に並ぶ円文を置き、下段の横位文様帯には上下に並ぶ円文を付す。

木葉文軒平瓦の変遷 先述したように頸面には2種類の頸面文様が確認されている。ひとつは、重弧文軒平瓦に通じる文様で、他方はその文様が著しく簡略化されたものである。つまり頸面文様の変遷は木葉文軒平瓦I類からII類へと時間的な変遷を示していると理解して良い。

瓦当文様における変遷の検討は、本来範囲の進行に基づく検討が不可欠であるが、本資料は残存範囲が少なく範囲を認めることができないため、この点については将来の資料の増加を待つて決定したい。しかし、木葉文軒平瓦I類の瓦当文様は盛り上がりも明瞭で、文様自体の表出もシャープであるのに対して、木葉文軒平瓦II類は瓦当文様の端正さを失っている。従って、瓦当文様からも木葉文軒平瓦I類が先行し、II類が後出すると見ておきたい。

3) 偏行唐草文軒平瓦の変遷 偏行唐草文軒平瓦については、先に佐川正敏氏による一連の研究がある。佐川氏は、郡山五番遺跡から出土した細弁蓮華文軒丸瓦（本報告の単弁細弁蓮華文軒丸瓦）と組み合う釣針文軒平瓦（本報告における偏行唐草文軒平瓦）の検討を通じて、その変遷過程を明らかにしている。その内容は、以下のとおりである（註56）。

偏行唐草文軒平瓦は瓦当文様の相違により4種類に分類され、最も古い時期のA-1類（本報告のI類）は文様の配列が最も整い、A-2・6（泉廃寺跡II類）とA-3～5類（泉廃寺跡III類）の2者は文様の一部に乱れが生じ、最も文様が乱れたA-7・8類（泉廃寺跡IV類）に変遷するというものである。この指摘は、同じ瓦当文様をもつ泉廃寺跡出土資料を含めて検討されていることから、現段階ではこの佐川氏の見解に変わらぬ見解を示すことはできない。従って、ここでも氏の提示する変遷に従って泉廃寺跡出土資料の先後関係を整理しておくこととする。

瓦当文様の検討 偏行唐草文軒平瓦に採用された瓦当文様には以下の4種類がある。

- I 類：左巻きの唐草文を上下2段に配列するもので、下段右隅の唐草文のみが右巻きとなっているため、結果的にはハート形となり、唐草文の間には珠文を持つ。
- II 類：右巻きにした唐草文を上下2段に配置するもので、下段の左隅の唐草文と上段右隅か

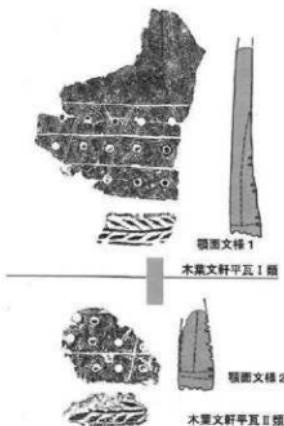


Fig.75 木葉文軒平瓦変遷図

ら2単位目にある唐草文の2つが左巻きとなり、唐草文の所々に珠文をもつもの。

III類: 右巻きの唐草文を上下2段に配列される点はII類と酷似するが、下段右隅の2単位が左巻きで、更に珠文を失っているもの。

IV類: 右巻きの唐草文を上下2段に配列し、唐草文の間にハ字形、凸レンズ形の文様を加えているものである。

この4種の文様のうち、I類は唐草文の配列と唐草文の形状が最も整っているのに対して、

II類では唐草文の配列が乱れ始めると共に、唐草文各単位の形状にも統一性が失われ始め、珠文も所々に配置されるようになる。III類では、唐草文の形状と配列の乱れが進行し、珠文の表現を失っている点で、II類に後出すると見られる。IV類は、唐草文配列の規則性が失われ、上段・下段ともに唐草文の傾き・配置の統一性が失われている。

顎面文様の変遷 偏行唐草文軒平瓦の顎面にはヘラ描きによる鋸齒文と竹管状工具による円文によって文様が描かれているものと素文のもの2種類がある。

偏行唐草文軒平瓦の変遷 これまで見てきたように、偏行唐草文軒平瓦は、瓦当文様を創出する瓦范の型式学的な検討から、偏行唐草文軒平瓦I類→II類→III類→IV類へと変遷すると考えられる。つまり、偏行唐草文軒平瓦I類は瓦当文様の構成が最も整い、II類・III類・IV類と変化するにしたがって、瓦当文様の乱れが進行していると理解される。

この中で、偏行唐草文軒平瓦I類には、直線顎で顎面施文をもつものと、段顎で顎面施文を持たない2種類が存在していることになるが、前者のもつ特徴は木葉文軒平瓦の構成

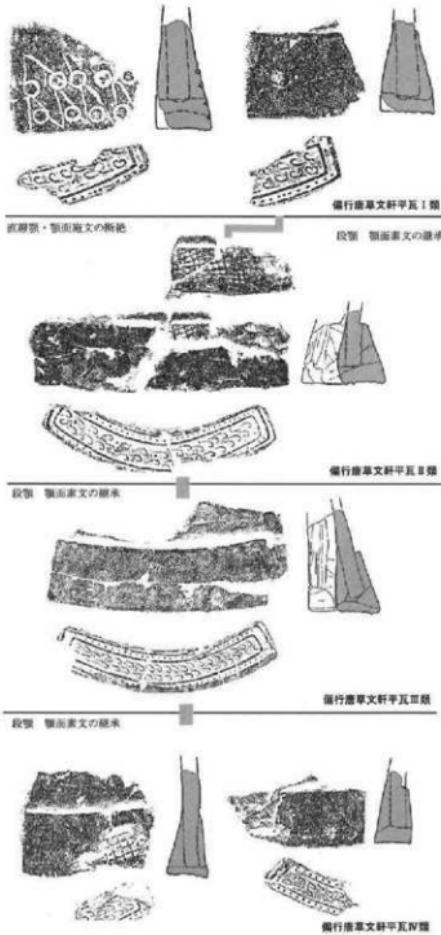


Fig.76 偏行唐草文軒平瓦の変遷

と類似していると指摘され、偏行唐草文軒平瓦I類の頸面施文をもつ直線頸の資料は、先行する本葉文軒平瓦の頸部形状ならびに頸面施文が受容されているものと理解することが可能である。後者は秦文で段頸であることから、從来までの泉磨寺跡の軒平瓦には見られなかった特徴である。

偏行唐草文軒平瓦I類に含まれる2者の間には、時間的な前後関係が存在する可能性は残されているものの、両者は同一瓦範を用いて製作されているが、瓦当面の観察では范傷等の進行を追うことはできないことから、この2種類の偏行唐草文軒平瓦の間には大きな時間差を求めるることは難しい。従って、偏行唐草文軒平瓦I類を構成する2種類の軒平瓦はほぼ同時期に生産されていたと考えられる。

4) 均整唐草文軒平瓦の変遷 均整唐草文軒平瓦I類とした資料の瓦当文様は、瓦当面周縁には内外区を分かつ界線を配し、少なくとも外区の上区と下区には珠文を置いている。瓦当中央には中心飾を置き、ここから蔓を表した細い凸線が下垂しながら左右に向かって展開し、その先端に表現された蕾状の文様で止まる。この蕾状の文様からは上に向かって反転した別の蔓が延び、その先端にも蕾を置いている。瓦当文様は基本的にはこの文様が繰り返されて脇区まで延びるものと思われる。

均整唐草文軒平瓦II類は、凸線により内外区に分け、少なくとも上区には珠文を置いている。瓦当文様は、均整唐草文軒平瓦I類に見られた中心飾や蔓と蕾を表現の区別が曖昧となっている様子から、瓦当文様の簡略化が進んでいると理解され、瓦当文様は均整唐草文軒平瓦I類→II類へと変遷しているものと想定される。

頸面文様の変遷 頸面文様には2種類がある。頸面文様1は、連続する三角文と平行沈線文・

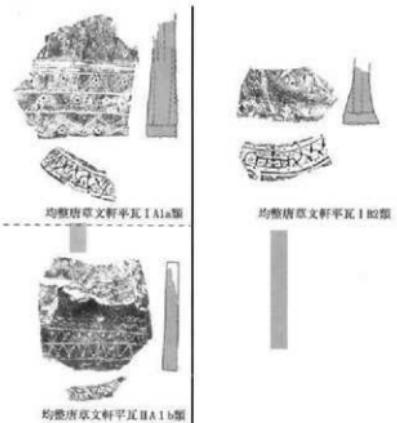


Fig77 均整唐草文軒平瓦の変遷

鋸歯文によって構成されている。瓦当縁付近には半截竹管状工具を用いて連続する山形文を描き、その下位にはヘラ状工具により3条の横線を挽いて上下2段の文様帯を作る。横位文様帶の各段には鋸歯文を充填し、その下には間隔を狭めた3条の横線を挽く。上段の連続山形文の谷部と三角文の内部に円形竹管文を付す。

頸面文様2は半截竹管状工具による連続山形文を削出し、ヘラ描きによる3条の平行沈線と、鋸歯文を組み合わせた文様を描いている。瓦当縁近くには間隔を空けて引かれた3条の平行沈線により上下2段の横位文様帶を作り、各段の内部に鋸歯文を充填する。上段文様帶では鋸歯文の頂点が最

上段の横線に到達せず、横線と鋸歯文の間には竹管状工具により円形を付す。下段文様帯にも鋸歯文を充填するが、その施文は粗い。竹管状工具による円文は、三角文の底辺中央に配置され、そして文様帯の下には2条の波状文が描かれる。この2種類の顎面文様はその特徴から型式学的な変化が見られ、顎面文様1は文様構成の主要要素を備えているのに対して顎面文様2ではその要素の簡略化が進行していることは明らかである。従って、均整唐草文軒平瓦の顎面文様は1→2へと変化したと見て間違いない。

均整唐草文軒平瓦の変遷 先述した瓦当文様ならびに顎面文様の組み合わせを見ると、瓦当文様1と顎面施文1が組み合い、瓦当文様2と顎面文様2が組み合うと見て間違いない。すなわち、前者は瓦当文様が端正な瓦当文様を保持し、更に整った顎面文様を持っていることから、これが先行し後者は瓦当文様ならびに顎面文様の簡略が進んでいることから後出する様相が強いと見られる。なお、顎面に文様が施文されない資料が1点ある。これには均整唐草文軒平瓦I類の瓦当文様が見られることから、I類には顎面に文様を描かないものが加わると考えられる。

5) 波状文軒平瓦の変遷 波状文軒平瓦は、いずれもヘラ状工具を用いて波状文もしくは鋸歯文に近い形状の文様を描いている。ヘラ書き文様は瓦当面と顎面の両面に施文されるものや、瓦当面のみに施文されるものがあり、その施文手法には多様性が認められる。

瓦当文様の検討 瓦当面に施文された文様には、瓦当面上辺・下辺に沿う沈線を挽き、それにヘラ状工具による鋸歯文を加えるものと、同様に瓦当面上辺と下辺に沿う沈線を挽き、その間に櫛状工具により波状文を描くもの、瓦当上辺・下辺に沿う沈線ではなく、幅の狭い平行沈線により鋸歯文を描くもの、幅の広い平行沈線により波状文を描くものがある。

顎面文様の検討 顎面には顎面文様を持つものと持たないものがある。顎面文様をもつものは、平行する3条の沈線を挽き、それを縦断するヘラ書き鋸歯文を描くもの、2条の沈線にヘラ書き鋸歯文を組み合わせるもの、瓦当面と同様の平行沈線により波状文を描くものの3種がある。

波状文軒平瓦の変遷

波状文軒平瓦は瓦当文様ならびに顎面文様に多様性が認められ、その先後関係を決定することは困難であるが、瓦当面上辺・下辺に平行沈線を引き、その内部に鋸歯文を描くという手法は瓦当面を内区・外区に分かつという瓦当文様の構成を意識されたもので、瓦当面に平行沈線を描かないものは瓦当文様の攻勢が認識されなかつた可能性が高い。

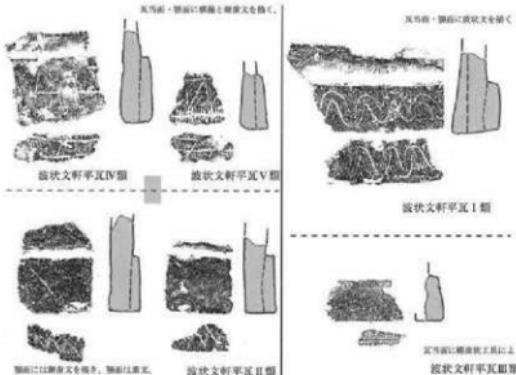


Fig. 78 波状文軒平瓦の変遷

第3項 軒先瓦の構造と変遷

この見解に従って、改めて顎面文様を見ると、瓦当面に内外区を分かつ沈線が見られるものは、均整唐草文軒平瓦・木葉文軒平瓦・偏行唐草文軒平瓦に通じることから、界線を意識した沈線が見られる一群が古式の様相を示し、瓦当面には鋸齒文を描き、顎面には文様を描かないものが後出するものと位置付けておきたい。

これらの2種の波状文軒平瓦とは異なる文一群が存在する。それは瓦当面と顎面に平行沈線により波状文を描くものと、素文の顎面をもち瓦当面には櫛齒状工具による波状文を描くものである。前者は瓦当厚に差がある2点が出土しており、後者は1点の出土がある。今のところ、この2種の波状文軒平瓦の位置付けは不明である。

6) 無文軒平瓦の変遷 無文軒平瓦に分類された資料は4点がある。いずれも明瞭な顎部を有する顎部形態・顎面素文の資料である。分類上では顎部をもつI類と、傾斜のある顎部を持つII類の2種類に区分した。I類は凸面に残るタタキ目の種類により3型式に細分がなされた。現段階では、これらの資料の先後関係を決定することはできないが、I類の凸面に残るタタキ目は偏行唐草文軒平瓦の凸面にみられるものと近く、またII類の顎部断面形ならびに胎土・焼成の状態が偏行唐草文軒平瓦に似る。ただし、タタキ目は縄タタキであり異なっている。

第3項 軒先瓦の構造と変遷

前項までにおいて泉庵寺跡の発掘調査で出土した瓦群に、表面採集で得られた資料を加えて、軒丸瓦・軒平瓦について検討してきた。その結果、軒丸瓦には5種、軒平瓦には6種の型式が存在しており、それぞれの瓦群が小さな変化を遂げながら泉庵寺跡に供給されていたことが判明した。ここでは、泉庵寺跡出土の軒先瓦の相対的な先後関係ならびにセット関係について検討を進めていくこととするが、まずは軒平瓦の変遷について検討を始める。なぜなら、軒平瓦は軒丸瓦に比べた場合、瓦当文様が大きく変化した場合でも、顎面文様や顎部形状などの細部が前段階の軒平瓦から継承される場合が多く、相対的な序列を把握しやすいからである。従って、まずは軒平瓦の構造変遷を検討したうえで、軒丸瓦の構造・変遷を検討するといった手順をとることとする。

・軒平瓦の変遷 泉庵寺跡から出土した軒平瓦を見ると、ロクロの回転を利用して瓦当文様を描いた重弧文軒平瓦と、瓦範を用いて瓦当文様を描く木葉文軒平瓦・均整唐草文軒平瓦・偏行唐草文軒平瓦、そして波状文軒平瓦・無文軒平瓦に区分された。対極的に見れば、ロクロ挽き重弧文が瓦範を用いた軒平瓦よりも古いと見て大過ないであろう。

ロクロ挽き重弧文軒平瓦は二重弧文・三重弧文・四重弧文・五重弧文の4種に区分され、さらに顎面文様の構成・顎部の形状・重弧文施文具の種類により細別されている。このうち、最も古い時期に位置付けられるものが三重弧文軒平瓦と四重弧文軒平瓦である。いずれも均整のとれた顎面文様を採用している点で共通しているが、顎部の形状を見ると三重弧文軒平瓦は直

線頸、四重弧文軒平瓦は直線頸と曲線頸を採用している。このうち四重弧文軒平瓦で直線頸のものは一貫して均整のとれた頸面文様を描いているが、曲線頸のものは徐々に頸面文様が乱れるという変化を辿り、更に直線頸の三重弧文は頸面文様の均整が乱れるとともに瓦当文様の施文具が変更されるという変遷を辿っている。

このような変遷を辿る重弧文軒平瓦に後出する可能性の高いものが木葉文軒平瓦である。木葉文軒平瓦は瓦范を用いて木葉文を瓦当文様とするもので、半包み込み技法とも呼べる技法を用いて製作されている。この点では先行する重弧文軒平瓦との間には明らかな相違が認められるものの、頸部の形状に直線頸を採用し、加えて頸面の文様が三重弧文軒平瓦と類似すること、そして凸面のタタキ目が大振りな斜格子タタキ目を持っているという点で共通点が多い。従つて、三重弧文軒平瓦→木葉文軒平瓦へと変遷したものと理解される。この視点で三重弧文軒平瓦と木葉文軒平瓦の頸部を見ると、とともに平瓦の広端部凸面に断面が三角形になる粘土帶を附加している様子が認められ、製作技法の点でもこの両者が近い関係にあると言える。

一方、四重弧文軒平瓦・五重弧文軒平瓦に後続すると考えているのが均整唐草文軒平瓦である。均整唐草文軒平瓦は瓦当粘土の裏面に平瓦の先端をあて、凸面・凹面の両面から接合粘土を加えて接合を図る「包み込み技法」により製作されている。更に頸面の文様には半截竹管状工具とヘラ状工具、そして竹管状工具を用いた文様を描いており、この点では先行する重弧文軒平瓦との間には大きな断絶が認められるが、均整唐草文軒平瓦は後述する偏行唐草文軒平瓦よりも古相を示すことから、重弧文軒平瓦に後出する可能性が高いと言える。瓦当文様を見ると、端正な瓦当文様を創出しているⅠ類と、その文様が退化したⅡ類に大別され、更にこの瓦当文様の変化と連動する形で頸面文様も簡略化が進んでいる。つまり、均整唐草文軒平瓦には明らかに古相と新相の2時期分の製品が存在しており、ここに時間差が想定されよう。古相のⅠ類には頸面文様ならびに頸部形状の相違により直線頸で頸面文様を伴うⅠA1a類と頸面文様が伴わないⅠB2類の2種類の製品が含まれていることも明らかである。ⅠA1a類は直線頸で均整の取れた頸面文様を持つ点で四重弧文軒平瓦ⅡA1類の影響がうかがえ、一方頸面文様が伴わないⅠB2類は曲線頸であると言う点が四重弧文軒平瓦・五重弧文軒平瓦のⅡB1b類に近い。これらの均整唐草文軒平瓦を構成する要素の萌芽は、いずれも重弧文軒平瓦の中に求めることが可能であり、重弧文軒平瓦から均整唐草文軒平瓦への変遷を想定しても良いであろう。

この均整唐草文軒平瓦と木葉文軒平瓦に後出すると考えられる軒平瓦が偏行唐草文軒平瓦である。偏行唐草文軒平瓦は均整唐草文軒平瓦の段階で導入された包み込み技法を強く継承している点で、この両者は密接な関係にあったことは確実である。

偏行唐草文軒平瓦は瓦范の相違から4種類が存在していることが明らかであるが、これらは瓦当文様の型式学的な変遷からその先後関係が確定している。最も古相を示すⅠ類には、頸部形状・頸面文様の有無からⅠA類とⅠB類の2種類が存在しているが、ⅠA類は均整唐草文軒平瓦Ⅱ類の頸面文様が更に簡略化されたものと見られ、頸面文様が伴わざ段頸となる偏行唐草文軒丸瓦ⅠB類は均整唐草文軒平瓦ⅠB類の影響のもとに製作された可能性が高い。つまり偏行唐草文軒平瓦のなかで古相を示すものは、いずれも均整唐草文軒平瓦との影響を受けているもの

第3項 軒先瓦の構造と変遷

と理解され、均整唐草文軒平瓦→偏行唐草文軒平瓦への序列を想定しておきたい。

偏行唐草文軒平瓦が生産される段階には、従来の軒平瓦には見られなかつたいくつかの要素を認めることができある。すなわち、平瓦部凸面のタタキ目が斜格子タタキから格子タタキに変更され、さらに顎部に段を有する段顎が採用されるという点である。この点で次に述べる波状文軒平瓦と無文軒平瓦の2者は偏行唐草文軒平瓦よりも古くなることはないと考えている。

無文軒平瓦は顎部に段を有する形態の軒平瓦である。顎部に1枚ないしは2枚程度の粘土帯を付加して顎部を形成させている。平瓦部の凸面には格子タタキ目が見られることから、偏行唐草文軒平瓦の製作手法と近い関係にあるが、凹面には布目の縦じ合わせや側板压痕等の桶型の存在を示す痕跡が認められず、また凸面の叩き目に、いわゆる叩きしめの円弧が見られないことから一枚作りで製作された可能性もある。従って無文軒平瓦は偏行唐草文軒平瓦に後出する要素が強いと指摘することができる。

波状文軒平瓦は平瓦凸面に繩タタキ目を残しており、この点で偏行唐草文軒平瓦や木葉文軒平瓦の製作手法とは大きな相違が認められる。しかし、泉廃寺跡から出土する平瓦の中で繩タタキ目を残す資料はいずれも粘土板桶巻き造りで製作されていることから、繩タタキ目を残す波状文軒平瓦の平瓦部も粘土板桶巻き作りで製作されていた可能性が高い。また瓦当文様ならびに顎面施文にはバリエーションが見られるが、このうち波状文軒平瓦IV類・V類の2者は瓦当文様として瓦当面周縁に界線状の沈線を挽き、その内部に波状文もしくは網目文を描いている。つまりこの種の軒平瓦は偏行唐草文軒平瓦や均整唐草文軒平瓦に見られた瓦当文様を構成する要素が痕跡的に残されていると理解することも可能であり、この見解に従えば、波状文軒平瓦は無文軒平瓦よりも古相に位置付けても良いと思われる。

以上のような検討によれば、泉廃寺跡から出土した軒平瓦のうち最も古相、つまり創建段階に位置付けられるものがロクロ挽き重弧文軒平瓦ということになる。これらの重弧文の生産に関与した瓦工集団は、次の木葉文軒平瓦ならびに均整唐草文軒平瓦の生産にあたって、従来の顎面文様や顎部形状を保持しながらも、均整唐草文や木葉文という瓦范を使用し、半包み込み技法や包み込み技法という技術を受容する形で瓦群の生産に当たったものと理解されよう。この2種類の軒平瓦に後出する偏行唐草文軒平瓦は包み込み技法を継承しながらも、古い時期には伝統的な顎面文様を受容するものと、新たに段顎となる軒平瓦を生産しているが、これらは徐々に素文で段顎という形態に統一が図られるようになり、以後の波状文軒平瓦や無文軒平瓦へと変遷するものと理解される。

・軒丸瓦の構造と変遷 泉廃寺跡から出土した軒丸瓦各群は、それぞれが異なる文様意匠をもち、前後する時期の軒丸瓦の影響を受けることなく展開しているため、瓦当文様の検討だけでは軒丸瓦各群の先後関係を明らかにすることは難しい状況にある。ここでは軒丸瓦の変遷を述べていくが、その先後関係の把握はセットになる軒平瓦の変遷に検討に拠るところが大きい。その内容は第4項で詳述したい。

出土した軒丸瓦で最も古い時期に位置付けられるのが植物文軒丸瓦である。植物文軒丸瓦は泉廃寺跡から出土する軒丸瓦の中でも最も出土量が多く、この瓦をもって建物の造営が開始さ

れたと考えて間違はないであろう。植物文軒丸瓦は花葉文軒丸瓦と花文軒丸瓦の2種類が含まれていることは先に述べたとおりであるが、その先後関係は花文軒丸瓦の文様が花葉文軒丸瓦の花文もしくは葉文のいずれかを抽出することで成立したものと考えられることから、花葉文軒丸瓦が古く花文軒丸瓦が新しいと理解して良い。

この花葉文軒丸瓦と花文軒丸瓦の2種の軒丸瓦で構成される植物文軒平瓦に後出すると考えられるのが、単弁細弁蓮華文軒丸瓦である。単弁細弁蓮華文軒丸瓦はI類とII類に細別されて捉えられているが、その変遷は瓦当文様を構成する蓮子・中房・弁形・間弁・内外区外縁の文様要素の検討によりI類→II類へと変遷することが判明している。

単弁細弁蓮華文軒丸瓦の2種に後続するものが、有蕊弁蓮華文軒丸瓦である。有蕊弁蓮華文軒丸瓦は3種類に細別されることが判明した。有蕊弁蓮華文軒丸瓦のなかで最も先行するものがI類である。有蕊弁蓮華文軒丸瓦I類は内外区を分かつ圓線をもち、弁端の切れ込み表現や間弁痕跡を残すなど、比較的古相の様相が強い。これに後続する有蕊弁蓮華文軒丸瓦II類・III類の2種類のうち、II類は圓線や間弁痕跡などのI類を特徴付ける文様要素を失っていることから後出することは明らかでありI類→II類への変遷は間違いない。III類は蓮弁内部の蕊表現が2本となっており、I類・II類とは異なる文様構成を持っている。しかし、内外区を分かつ圓線表現は保持されていることから、I類の瓦当文様に新たな要素が加わって成立した可能性を指摘した。その位置付けは有蕊弁蓮華文軒丸瓦II類に併行する時期か、やや古くなる可能性もある。

このほかに素弁蓮華文軒丸瓦2種、単弁蓮華文軒丸瓦1種の出土がある。前者は町池地区と町地区から出土し、後者は館前地区から出土している。現段階では素弁蓮華文軒丸瓦と単弁蓮華文軒丸瓦の2種を位置付けるのは困難である。しかし、素弁蓮華文軒平瓦は館前地区からは出土せず、館院・運河関連施設が造営された町池地区や町地区から出土していることから、均整唐草文軒平瓦にともなう可能性が高い、単弁蓮華文軒丸瓦は郡山廃寺跡出土例に類似していることなど、この軒丸瓦がもつ意義は高い。

さて、単弁蓮華文軒丸瓦は蓮弁の弁端が尖る形態を示し、その内部に肉厚で大振りの子葉が表現されている。周縁・中房などの軒丸瓦を構成する主要要素の大部分が失われているため、他の遺跡から出土する単弁蓮華文軒丸瓦との比較が困難であり、その位置付けも慎重にならざるを得ないが、蓮弁の形状が仙台郡山遺跡付属寺院である郡山廃寺跡や多賀城創建にかかる重弁蓮華文軒丸瓦との間に類似点が見出される。この点については後にまた触れよう。

第4項 軒先瓦の組み合わせの検討

第3項では軒丸瓦・軒平瓦それぞれの変遷について述べてきた。ここでは、軒丸瓦・軒平瓦のセット関係について触れておくこととする。本来、軒丸瓦と軒平瓦のセット関係を論じるためには、重複する遺構や整地層などのように層位的な検討に基づいて検討すべきであろうが、泉廃寺跡から出土した瓦群の大部分は確実な層位関係を保持して出土したものは少ない。従つ

第4項 軒先瓦の組み合わせの検討

てここでは型式学的な変遷を重視して、軒丸瓦と軒平瓦の組み合わせを検討したい。

まず、軒丸瓦と軒平瓦のセット関係が明らかなものとしては、単弁細弁軒丸瓦と偏行唐草文軒平瓦のセットがある。この一群は、標葉郡家とされる双葉町郡山五番遺跡からの出土により①郡山五番遺跡出土軒丸瓦のF類 + 軒平瓦A-1、②軒丸瓦H類 + 軒平瓦A-2・6、③軒丸瓦H類 + A-3~5、④軒丸瓦G類 + A-7・8の合計4通りの組み合わせがあることが判明している。この組み合わせに従えば、泉廃寺跡出土単弁細弁蓮華文軒丸瓦I類は偏行唐草文軒平瓦IA類・IB類と組み合うこととなり、単弁細弁軒丸瓦II類は偏行唐草文軒丸瓦II類・III類とセットになると考えて良い。ただし泉廃寺跡では郡山五番遺跡G類は出土していないため、偏行唐草文軒平瓦IV類に伴う軒丸瓦については保留しておきたい。

単弁細弁蓮華文軒丸瓦よりも古い段階に位置付けられた資料には、軒丸瓦では植物文軒丸瓦、軒平瓦では重弧文軒平瓦・木葉文軒平瓦・均整唐草文軒平瓦の3種がある。

植物文軒丸瓦は、I類の花葉文軒丸瓦とII~VI類の花文軒丸瓦があり、この植物文軒丸瓦は、花葉文軒丸瓦が古く花文軒丸瓦が新しいと捉えている。つまり、花葉文軒丸瓦（植物文軒丸瓦I類）→花文軒丸瓦（植物文軒丸瓦II~VI類）→単弁細弁蓮華文軒丸瓦という先後関係が想定される。これに対して重弧文軒平瓦・木葉文軒平瓦・均整唐草文軒平瓦の3種は重弧文軒平瓦が最も古く、木葉文軒平瓦と均整唐草文軒平瓦はともに重弧文軒平瓦の直後の段階に位置づけがなされた。つまり重弧文軒平瓦→木葉文軒平瓦・均整唐草文軒平瓦→偏行唐草文軒平瓦の変遷が想定されることになる。

このように見ると、軒丸瓦・軒平瓦の中で最も古い時期に位置付けられるものには、花葉文軒丸瓦（植物文軒丸瓦I類）と重弧文軒平瓦があり、これらは創建段階におけるセット関係を有していたと理解することが可能である。しかも、花葉文軒丸瓦と重弧文軒平瓦の出土量と他の型式の軒先瓦の出土量と比較した場合、前者の出土量が後者の出土量を超えており、その点でも花葉文軒丸瓦と重弧文軒平瓦がセット関係を有した創建瓦と想定することが可能である。

花葉文軒丸瓦に後出する花文軒丸瓦（植物文軒丸瓦II~VI類）には、均整唐草文軒平瓦と木葉文軒平瓦のいずれかがともなっていた可能性が高いと見ている。花文軒丸瓦と木葉文軒平瓦の2者はともに館前地区からの出土が認められており、しかも藤木氏が花文軒丸瓦と木葉文軒平瓦の瓦当文様は、花葉文軒丸瓦の花文と葉文を軒丸瓦と軒平瓦の瓦当文様に分離させることで成立したと想定するように（註57）、花文軒丸瓦と木葉文軒平瓦は不可分な関係にあった可能性が高く、花文軒丸瓦III・IV類と木葉文軒平瓦I類、花文軒丸瓦II・V類と木葉文軒平瓦II類がセット関係にあったものと理解しておきたい。

では、木葉文軒平瓦と同時期に位置付けられた均整唐草文軒平瓦は、どの軒丸瓦とセット関係を有していたのであろうか。均整唐草文軒平瓦は館前地区からは出土せず、花文軒丸瓦も町池地区からは出土していないことから花文軒丸瓦とのセット関係を想定することには躊躇せざるを得ない。出土地点の関係を重視するならば、町池地区から出土した素弁蓮華文軒丸瓦II類が均整唐草文軒平瓦に伴う軒丸瓦の有力候補となろう。

軒丸瓦の中で最も後出する時期に成立したと位置付けた有茎弁蓮華文軒丸瓦は、3種類が出

土しているが、この瓦群は軟質に焼成されていることを特徴とする。また、同一系譜上に位置付けられる植松廃寺跡や腰浜廃寺跡から出土する有蕊弁蓮華文軒平瓦は、軒丸瓦の瓦当文様や軒平瓦の瓦当に見られた文様と共に通する意匠をもつ押型により顎面施文が行われているが（註58）、泉廃寺跡からはこのような特徴をもつ軒平瓦は出土していない。従って、泉廃寺跡から出土する有蕊弁蓮華文軒丸瓦には、明確な文様をもつ軒平瓦は伴わなかつた可能性が高く、平瓦等でまかなわれていた可能性を想定しておく必要がある。

ここまで検討で、まだ軒丸瓦と軒平瓦のセット関係が判明していない資料には、単弁蓮華文軒丸瓦・素弁蓮華文軒丸瓦Ⅰ類、無文軒平瓦・波状文軒平瓦がある。

単弁蓮華文軒丸瓦は、先に仙台郡山遺跡出土の重弁蓮華文軒丸瓦と多賀城114の重弁蓮華文軒丸瓦との共通点が見られることを指摘した。仙台郡山遺跡出土の重弁蓮華文軒丸瓦は段頸をもつ二重弧文軒平瓦とセット関係にあり（註59）、多賀城跡114は手挽き重弧文軒平瓦である二重弧文軒平瓦511とのセット関係が確定している（註60）。多賀城511は段頸である。つまり、仙台郡山遺跡と多賀城跡114の重弁蓮華文軒丸瓦は段頸の二重弧文軒平瓦と組み合うものと理解されるが、泉廃寺跡出土の軒平瓦には段頸の三重弧文軒平瓦は出土していないため、単弁蓮華文軒丸瓦とともにう軒平瓦については現在のところ不明であると言わざるを得ない。しかし、仙台郡山遺跡や多賀城創建にかかる重弁蓮華文軒丸瓦は、7世紀末から8世紀初頭に位置づけがなされている（註61）。この年代観に基づけば、泉廃寺跡創建段階の重弧文軒平瓦のいづれかと組み合う可能性が高いであろう。

素弁蓮華文軒丸瓦Ⅰ類は、間弁に珠文を置くことを特徴とする軒丸瓦であるが、出土資料の中で、本軒丸瓦とセットになる軒平瓦を想定することは難しい。しかし、この型式の軒丸瓦は郡山五番遺跡からの出土が確認されている。郡山五番遺跡出土軒丸瓦のB類である。これまで述べてきたように標葉郡家と推定される郡山五番遺跡と行方郡家である泉廃寺跡ではともに共に有される軒丸瓦と軒平瓦がある。その代表的なものが単弁細弁蓮華文軒丸瓦と偏行唐草文軒平瓦のセットであるが、このほかに木葉文軒平瓦や重弧文軒平瓦・波状文軒平瓦も郡を越えた形で供給がなされている。郡山五番遺跡の報文では、これらの瓦群のセット関係までは論及がなされていないため不明な点も多くあるが、泉廃寺跡では偏行唐草文軒平瓦は単弁細弁蓮華文軒丸瓦とのセット関係にあり、重弧文軒平瓦は花葉文軒丸瓦とのセット関係にある。そして木葉文軒平瓦は花文軒丸瓦とのセット関係にあると想定されたため、軒丸瓦と軒平瓦のセット関係が未解決なものには素弁蓮華文軒丸瓦Ⅰ類と波状文軒平瓦が残される形となる。従ってここでは素弁蓮華文軒丸瓦と波状文軒平瓦がセット関係にあったということを一案として提示しておきたい。

最後に無文軒丸瓦などの軒丸瓦とセットになるのであろうか。現段階では無文軒丸瓦と確實にセット関係を有する軒丸瓦は見られない。しかし、無文軒平瓦の凸面に見られた格子タタキ目は、偏行唐草文軒平瓦のタタキ目と酷似していることから、無文軒平瓦は偏行唐草文軒平瓦に近い時期に用いられたと想定し、単弁細弁蓮華文軒丸瓦とのセットとなる偏行唐草文軒平瓦の補修瓦であったと考えておきたい。

第4項 軒先瓦の組み合わせの検討

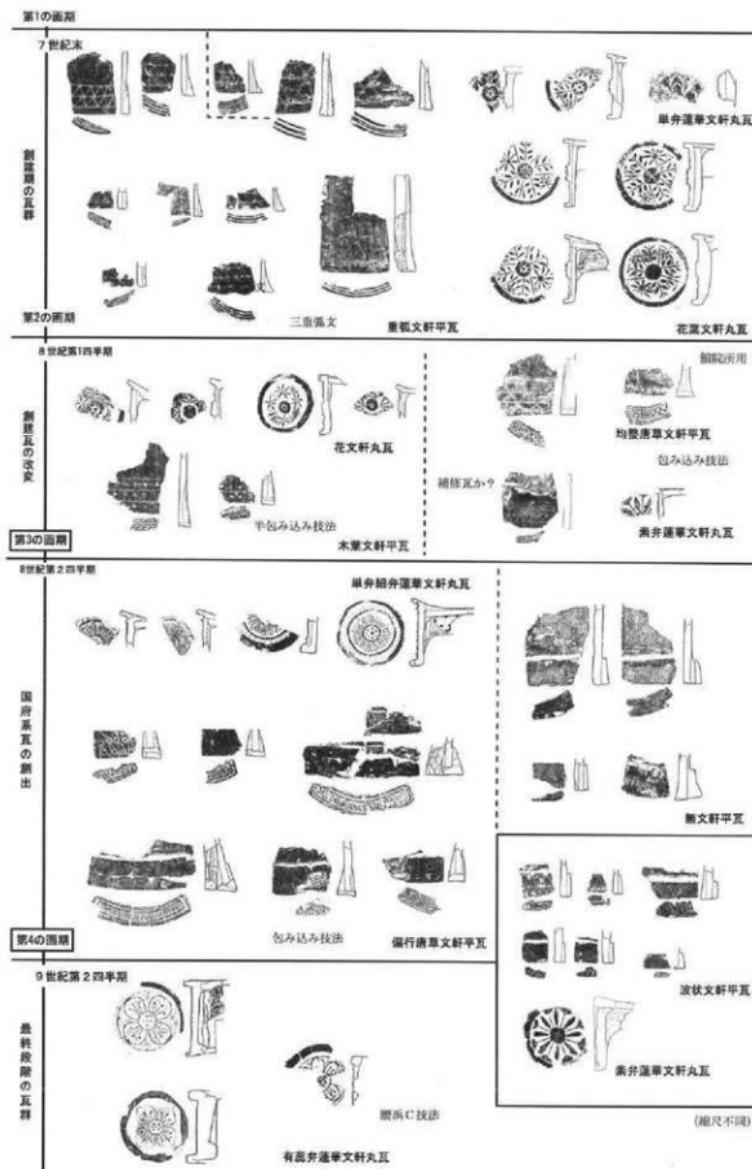


Fig79 軒先瓦の構成

第2節 泉廃寺跡出土瓦群の様相

第1項 画期の設定

以上までの検討で、軒丸瓦と軒先瓦の相対的な先後関係を提示した。その結果、軒先瓦が変遷する過程において、その様相が大きく変化する時期、すなわち画期を認めることができる。この項では軒丸瓦・軒平瓦が変遷する過程の中で見られた画期についてまとめておこう。

第1の画期 第1の画期とする時期は、泉廃寺跡への瓦の供給が始まる時期である。行方郡家の創建段階には、植物文軒丸瓦I類と重弧文軒丸瓦のセットをもって瓦の供給が開始されたと考えられる。

植物文軒丸瓦I類である花葉文軒丸瓦は、瓦当文様に花文と葉文を組み合わせた文様構成を保持しているが、このような瓦当文様をもつ軒丸瓦は、陸奥国内はもとより日本列島を見渡しても類例を求める事はできない極めて異質な軒丸瓦であり、行方郡家ないしはその周辺寺院の所用瓦として創出されたものと考えて良い。これにともなう重弧文軒丸瓦は顎面に三角文という顎面文様が描かれた直線顎と曲線顎の2型式が採用されている。しかも瓦当文様には三重弧文と四重弧文・五重弧文という瓦当文様が見られるように、その文様にはバリエーションが見られる。重弧文軒平瓦は仙台郡山遺跡や多賀城跡、関和久遺跡・根岸遺跡など、陸奥国内における主要官衙・城柵遺跡において出土が認められているが、その大部分は明瞭な顎部をもつものであり、泉廃寺跡出土例のような顎面文様を持つものや直線顎ないしは曲線顎という形状を保持している例は見られない。その点でも泉廃寺跡創建の軒先瓦は特異な存在と言える。

第1の画期には、先述した植物文軒丸瓦I類のほかに、単弁蓮華文軒丸瓦が含まれている可能性がある。この単弁蓮華文軒丸瓦は、仙台郡山遺跡もしくは多賀城跡114との類似点が認められる資料であるが、資料の実見においては仙台郡山遺跡出土例とは別範であることが確認されていることから^(註62)、これらを直接関連付けることは控えておきたい。しかし、蓮弁や子葉の形状が近い関係にあることは間違いない、泉廃寺跡出土の単弁蓮華文軒丸瓦と上記2遺跡との間に何らかの関係が存在していたと評価すること自体には問題がないであろう。

周知のとおり、多賀城跡は陸奥国府であり、仙台郡山遺跡II期官衙は国府多賀城の前身官衙としての位置づけが確定しつつある^(註63)。多賀城跡軒瓦114は多賀城跡I期末に用いられた軒丸瓦であり仙台郡山遺跡A類にその系譜が求められている。つまり、泉廃寺跡出土の単弁蓮華文軒丸瓦は、多賀城もしくは仙台郡山遺跡というような国家に関連した施設との関係性が示唆される資料として重要であり、行方郡家ならびに郡家周辺寺院の創建にかかる国家の影響を示している可能性がある。

この問題は、今後も慎重な検討を要するが、泉廃寺跡からはこの単弁蓮華文軒丸瓦のほかに、仙台郡山遺跡出土と同型式の圓足硯が出土していることは^(註64)、泉廃寺跡の創建と仙台郡山遺跡との間に密接な関連性が想定される。この点も第1の画期の大きな特徴のひとつでもある。

第1項 画期の設定

第2の画期 第2の画期は、先行した花葉文軒丸瓦と重弧文軒平瓦のセットが解消され、新たに花文軒丸瓦と木葉文軒平瓦のセットが確立する時期をもって設定する。このセットは花葉文軒丸瓦の花文と葉文が分割され、花文が軒丸瓦へ、木葉文が軒平瓦へと用いられることにより成立した可能性がある。花文軒丸瓦の製作技法は從来までの花葉文軒丸瓦のそれと大きく異なる点は認められないが、木葉文軒平瓦は瓦当文様に瓦范という新たな技法が採用され、瓦当の接合方法に半包み込み技法とも呼べる技法を用いている点は大きな相違点である。しかし顎面文様は三重弧文軒平瓦の顎面文様を継承し、更に瓦当の接合技法は三重弧文軒平瓦の製作技法との類似を指摘する点がある。つまり、木葉文軒平瓦の製作技法は瓦当粘土の裏面に平瓦先端を凹面側に立て、凸面側に粘土を付加して接合を図るものであるが、三重弧文軒平瓦も凸面側に粘土を付加して瓦当厚を確保しており、三重弧文軒平瓦の先端に瓦当粘土を加えた形が木葉文軒平瓦の製作技法となっていると理解することも可能であり、木葉文軒平瓦と三重弧文軒平瓦における技術は強く継承されている可能性もある。

この花文軒丸瓦と木葉文軒平瓦のセットのほかに、素弁蓮華文軒丸瓦II類と均整唐草文軒丸瓦のセットもこの時期に含まれる可能性がある。このセット関係をもつ瓦群は館前地区からの出土は認められず⁶⁵、全てが郡家館の造営された町池地区からの出土である。従って、花文軒丸瓦+木葉文軒平瓦のセットと素弁蓮華文軒丸瓦+均整唐草文軒平瓦のセットの供給先は異なっていた可能性があるため、これらを同様に扱うことは慎重にならざるを得ない。しかし、均整唐草文軒平瓦の製作には包み込み技法が用いられており、この技法が從来の陸奥国内には存在せず、下総国分二寺例が北限とされていた点は注目に値する。

第3の画期 第3の画期は単弁細弁軒丸瓦と偏行唐草文軒平瓦がセット関係をもつ時期である。この瓦群は、平城宮6282-6721に系譜が求められる多賀城230・231-660に、黒木田遺跡もしくは郡山五番遺跡E類のような在地的な瓦当文様を加えることで成立したと評価が与えられている（註65）。その点では広義の多賀城の系譜上に位置付けられる瓦群である。すなわち、この段階には從来までの軒先瓦に見られた在地色が払拭され、多賀城系の瓦群に統一される時期とも言え、ここに第3の画期を設定しておきたい。

第4の画期 第4の画期は、多賀城の関与が見られた単弁細弁蓮華文軒丸瓦と偏行唐草文軒平瓦という瓦群をから、在地色の強い有蕊弁軒丸瓦へと変更がなされる時期である。有蕊弁軒丸瓦に共通する様式をもつ瓦群は、福島市にある腰浜廐寺跡（信夫郡）、南相馬市にある植松廐寺跡（行方郡）との関係が指摘されるなど（註66）、行方郡家以外にもその影響が認められている。泉廐寺跡ではこの軒丸瓦にともなう軒平瓦の存在は認めらない点は、前段階までの様相とは明らかに異なっており、また從来までには柾目材を用いた接合式による軒丸瓦製作から、木口材を瓦范に利用した嵌め込み式の軒丸瓦製作へと変化しており、この製作技術が変化する点でも有蕊弁蓮華文軒丸瓦が製作される時期には大きな変化があったことは明らかである（註67）。

第2項 瓦群の年代

泉廃寺跡出土瓦には第1の画期から第4の画期が設定された。次に、これらの画期が示す年代について検討を進めていこう。

佐川氏は泉廃寺跡出土の軒先瓦の年代を考える上で重要な指摘をしている。それは泉廃寺跡ならびに郡山五番遺跡から出土する単弁細弁蓮華文軒丸瓦と偏行唐草文軒平瓦は、多賀城230・231-660にその系譜が求められるというものである（註68）。多賀城230・231-660は日の出山瓦窯で生産されており、色麻柵推定地である城生遺跡とその付属寺院と考えられる菜切谷廃寺を主たる供給先としている。多賀城へはI期最終末の補修瓦として軒平瓦660が供給され、多賀城廃寺跡には軒丸瓦230・231が組み合わせを崩した形で供給されているが、多賀城230・231-660がセット関係を保持する形で出土している遺跡は城生遺跡と菜切谷遺跡の2遺跡に限られている。色麻柵に比定される城生遺跡は『続日本紀』天平九年正月丙申条と天平九年四月戊午条に見られる陸奥一出羽柵間を直接結ぶ道路の開削計画にかかり、その拠点施設が置かれたと評価され（註69）、加えて多賀城230・231-660の祖形となる平城宮式軒瓦6282-6721が光明子立後に伴って旧長屋王邸に造営された皇后宮の所用瓦として創案された可能性があること（註70）。このセットが紀年銘木簡とともに天平九年に改削され、天平十二年の恭仁宮遷都までは大部分が埋め戻されていた構から出土していることから、その年代は天平九年に近い時期（737）と想定されている（註71）。従って、多賀城230・231-660を模倣した単弁細弁蓮華文軒丸瓦と偏行唐草文軒平瓦の年代は天平九年を遡ることはありえず、天平十年代の8世紀中頃と想定されることとなる（註72）。

この年代観は、以下に述べる他型式の軒瓦の年代を想定する上で、ポイントとなるものであり重要である。

さて、次に単弁細弁蓮華文軒丸瓦と偏行唐草文軒平瓦の年代観に従って、これ以外の瓦群について検討してみよう。植物文軒丸瓦に採用された瓦当文様は、陸奥国内はもとより列島全体を見渡してもその類例を見ることができない特異な瓦当文様が採用されているため、植物文軒丸瓦における型式的検討ではその年代的な位置づけは難しい。しかし、先述した単弁細弁蓮華文軒丸瓦は8世紀中頃の年代が与えられることから、これに先行する植物文軒丸瓦II類（花文軒丸瓦）の下限は8世紀中頃に位置づけられ、花文軒丸瓦の上限ならびに花葉文軒丸瓦の下限は8世紀初頭頃とすることが可能となる。更に花葉文軒丸瓦は第1時期の瓦範が用いられる段階から、第3時期目の瓦範が使用される段階の3時期が存在するという時間幅を見ると、その上限は7世紀末まで遡る可能性が高いと言えよう（註73）。

この植物文軒丸瓦に伴う軒平瓦にはロクロ挽き重弧文軒平瓦がある。陸奥国内においては、仙台郡山遺跡から出土する重弧文軒平瓦はロクロ挽きであるのに対して（註74）、多賀城創建期であるI期の重弧文軒平瓦には手挽き重弧文が採用されている（註75）。つまり多賀城が創建された720年代を境として、ロクロ挽き重弧文から手挽き重弧文軒平瓦へ変化したものと考えられる。この見解に従えば、泉廃寺跡出土のロクロ挽き重弧文軒平瓦の下限は8世紀第1四半期

第3項 瓦の画期と都家の変遷

の終わりか第2四半期の直前の年代が与えられることになり、先述したように植物文軒丸瓦の年代観とも矛盾はない。

更に1点のみの出土であった単弁蓮華文軒丸瓦の存在も重要である。仙台郡山廃寺跡や多賀城創建に関わる重弁蓮華文軒丸瓦に似る単弁蓮華文軒丸瓦の上限は、仙台郡山遺跡Ⅱ期官衙における郡山廃寺創建まで遡らせることができる。仙台郡山遺跡Ⅰ期官衙の建物は680年代の前半まで機能していたと考えられており、Ⅱ期官衙は7世紀末には成立していた可能性が指摘されている。つまり、泉廃寺跡出土の単弁蓮華文軒丸瓦も7世紀末頃の年代とすることが可能となるであろう。この点については將來の資料の増加をもって再検討を加える必要がある。

このように、泉廃寺跡創建時にかかる植物文軒丸瓦1類（花葉文）と単弁蓮華文軒丸瓦は7世紀末から8世紀初頭の年代が与えられることになり、この2者が同時期に存在していた可能性が高い。

素弁蓮華文軒丸瓦II類と均整唐草文軒平瓦は、郡家館周辺から出土した瓦群であるが、軒平瓦の製作には包み込み技法が採用され、加えて同様の製作技法を保持する偏行唐草文軒平瓦よりも先行する可能性があると考えられることから、本瓦群の下限は天平十年代以前に求めておく必要がある。従って、素弁蓮華文軒丸瓦II類と均整唐草文軒平瓦のセットは、植物文軒丸瓦II類と木葉文軒平瓦と同時期に存在していた可能性が高く、この両者は多賀城創建の養老・神亀年間から単弁細弁蓮華文軒丸瓦と偏行唐草文軒平瓦が成立する天平年間までの間に成立したものと考えられる。

単弁細弁蓮華文軒丸瓦と偏行唐草文軒平瓦のセットに後出する有蕊弁蓮華文軒丸瓦について検討している藤木氏は、泉廃寺跡出土の有蕊弁蓮華文軒丸瓦の祖形を植松廃寺跡に求めている（註76）。植松廃寺跡から出土する瓦群は、その生産窯である瓦陶兼業の入道迫瓦窯跡から出土する須恵器が8世末から9世紀初頭であることや（註77）、腰浜廃寺跡出土の花文グループの瓦群にともなう平瓦に「嘉祥」のヘラ描きがみられることなどを根拠として（註78）、9世紀第2四半期から第3四半期の年代を与えており、泉廃寺跡出土例を9世紀第2四半期としている。この見解に従えば、単弁細弁蓮華文軒丸瓦と偏行唐草文軒平瓦の下限も9世紀第2四半期とする時期に位置付けられることとなる。

無文軒平瓦と波状文軒平瓦は、単弁細弁蓮華文軒丸瓦と偏行唐草文軒平瓦の時期に並行する時期かやや新しい時期に位置づけが可能となるが、詳細は不明である。

第3項 瓦の画期と都家の変遷

これまで見てきた瓦群は、7世紀末の第1の画期を初現期として、8世紀第1四半期・第2四半期・9世紀第2四半期に画期が認められることを指摘した。では、瓦群に見られた各画期は泉廃寺跡全体の中ではどのような関係になるのであろうか。次にこの点についてまとめよう。

都家の構造の概要 泉廃寺跡、すなわち行方都家の調査では、都家を構成する施設は7世紀末から10世紀前半までに廃絶する間の中で、いくつかの構造的改変を経験しながらも、継続的な

建物造営を行っていることが明らかとなっている。郡家創建にかかる7世紀末には、確実に郡庁と正倉の造営が開始され、この時期の施設は真北方位から約16°程度東に傾いた造営基準線を持っている点で、他の時期との区別が図られる。郡家西側にも7世紀後半の遺物を出土する西方官衙の存在も認められている。

これらの施設は、8世紀前半までの間で大きな変化を迎える。行方郡家Ⅱ期の成立である。この時期の郡家は、郡庁・正倉に見られた東方位の建物基準を真北方位に求めるように諸施設が整備される。郡庁は7世紀のⅠ期郡庁と同様の構造を保持しているが、郡庁正殿には四面庵建物が採用され、また正殿正面の前庭は玉石敷きとなっている。正倉ではこれまでの掘立柱式の倉庫建物に加え礎石建物の導入も開始され、大規模な区画溝で正倉を囲繞する形に改変がなされている。更に、この時期には郡家西端には道路の開削が行われ、道路に併設するよう館が成立している（註79）。この時期は行方郡家全体の格式が格段に向上している。

行方郡家Ⅱ期の施設は9世紀前半頃の再整備を経て、行方郡家Ⅲ期の施設が登場する。郡庁院は敷地ならびに建物の規模が大きくなるとともに、前殿・後殿・脇殿が独立して建設される形態に変化している。正倉に建設される倉庫建物は全て総地業をもつ礎石建物に統一がなされるように正倉建物の硬質化がうかがえる。行方郡家Ⅱ期に成立した館は機能を停止し、それと入れ替わるように正倉・郡庁の南側に運河を掘削し、その周囲に多数の建物を建設した南方官衙が成立し、運河施設の管理と運河を介在した人員・物資移動の拠点となって機能している。

郡家の変遷と瓦の変遷 このように郡家の構造は大きくは2回の改変を挟みながら3時期の変遷を辿ることが判明し、一方、出土瓦には3箇所に画期が認められ合計4時期の変遷を辿る結果となった。

7世紀末は郡家郡庁と正倉の造営が行われ、本格的に郡家の造営が開始される時期である。この時期とほぼ同じ時期には、植物文軒丸瓦Ⅰ類に重弧文軒平瓦が加わる形で創建瓦が成立した第1の画期が認められることは、郡家の造営と寺院の造営が連動する形で開始されたと理解して良い。つまり、行方郡家に関連する寺院は、郡家と一体の施設として位置付けられたうえで造営が行われた可能性が高い。

瓦群自体は8世紀前半までの間に新たな変化を迎えており、植物文軒丸瓦Ⅱ類と木葉文軒平瓦の成立である。これらの瓦群は先行した植物文軒丸瓦Ⅰ類と重弧文軒平瓦に見られた在地的な要素を継承しながらも、新たな技術を加えた瓦群を成立させている。この時期の郡家は行方郡家Ⅰ期からⅡ期への改変が進む時期でもある。行方郡家Ⅱ期は正倉区画溝から出土した木簡に、「嶋口郷□□里□□白人」と記載された郷里制段階の木簡が廃棄されていることから、その下限は8世紀第2四半期に求められている（註80）。このように見ると、花文軒丸瓦と木葉文軒平瓦の時期は、行方郡家Ⅰ期からⅡ期への変化する時期と一致することになり、郡家の改変と連動する形で寺院の改変ないしは新たな堂宇の建設が進められたと考えられる。

行方郡家Ⅱ期は郡家西端に郡家館の成立を見る時期でもある。郡家館は8世紀前半には造営が開始され9世紀中頃の行方郡家Ⅲ期が成立する以前にはその機能を停止していた可能性が高い施設である。この状況は郡家館周辺からはロクロ成形により製作された土器類が出土しない

第3項 瓦の画期と郡家の変遷

状況からも首肯される。素弁蓮華文軒丸瓦II類と均整唐草文軒平瓦に、8世紀前半頃の年代が想定されていることは、郡家館の造営と一致する年代観を与えることが可能であり、この瓦群は郡家館に関連する形で導入が図られた可能性がある。

瓦群 자체は行方郡家II期の間で大きな画期が認められている。単弁細弁蓮華文軒丸瓦と偏行唐草文軒平瓦が登場する第3の画期である。この瓦群は平城京式軒瓦6282-6721をモデルとした多賀城軒瓦230・231-660を祖形、あるいは変形したものである。先述したように多賀城軒瓦230・231-660のセットは天平九年頃の年代が与えられており、この多賀城軒瓦230・231-660を模倣した単弁細弁蓮華文軒丸瓦と偏行唐草文軒平瓦のセットは天平年代、つまり8世紀第2四半期が上限とされることになる。従って、出土瓦に見られた第3の画期は行方郡家II期の造営期間の中で起こった大きな変化として位置付けられることとなり、郡家の改変とは異なる背景があったものと想定される。

第3の画期で成立した単弁細弁蓮華文軒丸瓦と偏行唐草文軒平瓦のセットは、9世紀第2四半期の有蕊弁蓮華文軒丸瓦の登場をもって設定された第4の画期を境に姿を消してしまう。この時期の郡家は行方郡家III期に造営された施設が相当し、郡庁ならびに正倉院がその規模を拡大する形の造営が進み、郡家の西端にあった館院が機能を停止するかわりに、正倉南面に運河状の大溝を掘削しその周間に多数の建物が建設される時期である。行方郡家III期の上限については不確定な部分を残しているが、現段階では続日本紀に記載された宝亀五年（774）の行方郡家正倉火災の記事と、周囲から出土する炭化米の状況から8世紀第4四半期から9世紀第1四半期頃と考えられている。

有蕊弁蓮華文軒丸瓦の登場は、花葉文軒丸瓦・重弧文軒平瓦や単弁細弁蓮華文軒丸瓦・偏行唐草文軒平瓦のセットのように、在地的特徴を保持しながらも外来技法や多賀城の影響を受容する形で変化を加えてきたものとは異なり、従来の瓦当文様や製作技法を一新して新たな瓦群を創出した大きな画期であった。これらの有蕊弁蓮華文軒丸瓦は信夫・宇多・行方という限定された地域のなかで展開する瓦群であることから、内藤氏は各寺院の壇越間に存在した同族関係に基づく協力関係が存在していると述べ^(註81)、藤木氏が平安初期において泉廐寺跡の造営に関わった造瓦組織の機能低下と、郡衙周辺寺院の補修には有力氏族ならびに造瓦組織の参画するような在地的な事情、つまり中央政府が各地の定額寺の堂宇・仏像・經論が損壊しているにもかかわらず補修されずにいる現状に対して、その修理計画を報告することを命じている時期が、泉廐寺跡における有蕊弁蓮華文軒丸瓦が成立する時期と一致することを指摘し、行方郡の領域を超えて展開する有蕊弁蓮華文軒丸瓦が成立する背景には、こうした国家的政策を受けた在地勢力が関与したと想定している^(註82)。この見解は、有蕊弁蓮華文軒丸瓦が成立する背景には、平安初期における郡家ないしは郡家周辺寺院の維持・經營にかかる実情を反映していることを指摘している点で重要であり、行方郡家とその周辺寺院の衰退のあり方を示している可能性がある。

このように見ると、行方郡家と出土瓦に見られる第4の画期の年代にはやや開きが認められることとなり、その関係には明確な整合性が取りづらい。従って、この瓦群の成立には郡家の改変とは異なる事情があったものと考えられる。

- 註1 桜島県原町市2005『自然』原町市史8（特別編I）・玉川一郎1985『国指定史跡桜井古墳範囲確認調査報告書』原町市教育委員会・福島県原町農地事務所・福島県原町地盤沈下対策事務所1987「原町市の地形・地質」『原町地盤沈下対策事業誌』
- 註2 渡辺忠雄他2000『根岸遺跡』いわき市埋蔵文化財調査報告第72回 いわき市教育委員会
- 註3 岩崎敏夫ほか1969『相馬市史』4（資料編1奥相志）福島県相馬市、奥相志は奥州中村藩主の命により、藩士齊藤庄八郎完隆が安政四年～明治四年にかけて、藩領三都七郷の地勢・歴史等をまとめたものである。
- 註4 西 徹雄編2000『相馬・双葉の歴史』郷土出版社・相馬市教育委員会1990「中野発寺跡」『相馬西部地区遺跡分布調査報告』
- 註5 渡辺一雄・大竹憲治1978～1980『郡山五番遺跡』I～III 双葉町教育委員会・大竹憲治 山田 廣1982『郡山五番遺跡』双葉町教育委員会
- 註6 原町市教育委員会1997『植松遺跡』『原町市内遺跡試 調査報告書』I
- 註7 戸田有二1984『人道危瓦堂跡』『考古学研究室発掘調査報告書』国士館大学文学部考古学研究室
- 註8 戸田有二2000『横手磨寺跡』『鹿島町史第3巻 原始・古代・中世資料』鹿島町
- 註9 原田良雄編1974『東北古瓦図録』雄山閣
- 註10 前掲5
- 註11 竹島國基編1992『福島県浜通りの古瓦』
- 註12 前掲7
- 註13 福島県教育委員会・福島県文化センター1992「鳥打沢A遺跡」『原町火力発電所関連遺跡調査報告書』III
- 註14 前掲7
- 註15 資料の実見による。
- 註16 前掲13
- 註17 南相馬市教育委員会2007『泉廬寺跡』・原町市教育委員会1995～2006『原町市内遺跡発掘調査報告書』1～10
- 註18 福島県教育委員会1986『福島県の文化財一県指定文化財要録一』
- 註19 前掲18
- 註20 奈良国立博物館1978特別陳列『東国の大瓦』＝原田良雄氏コレクション・奈良国立博物館1979特別陳列『奥州の大瓦』
- 註21 前掲9
- 註22 奈良国立博物館のご好意により実見させていただいた際に確認した、瓦当裏面等に記載された墨書き・朱書きの注記による。資料の実見に際しては岩戸晶子氏にご指導賜った。
- 註23 内藤政恒1939『東北地方出土の特異文様古瓦に就いて』『夢殿論誌』第19巻・内藤政恒1966『東北字瓦の製面施文の研究』『日本歴史考古学論叢』・内藤政恒1953『古瓦より見た奈良朝地方文化相の一傾向』関東・東北の特異な地方文化相の分析』『古代』11号・内藤政恒1965『腰浜廢寺の古瓦の性格と位置』『腰浜廢寺跡』福島市史編纂準備委員会・内藤政恒 住田正一1968『古瓦』学生社
- 註24 佐川正敏2000『陸奥国の平城宮跡6282-6721の系譜と年代』一宮城県中新田城生遺跡と福島県双葉町郡山五番遺跡・泉廬寺一 東北文化研究所紀要第32号 東北学院大学東北文化研究所
- 註25 藤木 海2005『泉廬寺跡出土の植物文の植物文軒瓦アリの変遷』『古代東国の大考古学』大金宣亮氏追悼論文集・藤木 海 2006『有茎弁葉草文難瓦の展開とその背景』『福島考古』第47号 福島県考古学会
- 註26 梅宮 茂1954『福島県史 第6巻』考古資料 福島県
- 註27 竹島國基1954『福島県史 第6巻』考古資料 福島県（個別解説・図版掲出）・竹島國基1969『福島県史第1巻』通史編（個別解説・図版掲出）・竹島國基1968「第1章先史時代・第2章古墳時代」『原町市史』原町市・竹島國基1971『相馬市史』資料編2 考古資料 相馬市・竹島國基1983『相馬市史 第1巻』原始 相馬市・竹島國基1976「第1編 第1章 郡土文化のよみかげ」第4編 第1章 考古資料『小高町史』小高町・竹島國基1977『飯館村史第2巻』考古資料 飯館村・竹島國基1979『飯館村史第1巻』原始 飯館村
- 註28 竹島國基編1992『福島県浜通りの古瓦』竹島コレクション考古図録第2集
- 註29 福島県立博物館1988『企画展 腰奥の古瓦』・辻 秀人『腰奥の古瓦の系譜』『福島県立博物館紀要』第6号 福島県立博物館
- 註30 渡辺一雄他1980『郡山五番遺跡』III 双葉町教育委員会
- 註31 佐藤祐子『古代の瓦と今の瓦』野馬追の里原町市立博物館企画展図録第13集 野馬追の里原町市立博物館
- 註32 前掲24・佐川正敏2004『福島県原町市泉廬寺跡出土軒瓦が語る古代行方郡都寺の様相』『東北学院大学東北文化研究所紀要』第36号
- 註33 前掲25
- 註34 前掲28
- 註35 植物文軒丸瓦 I D1類は、痕跡程度に残る中心蓮子が特徴となる資料であるが、このような中心蓮子は I D2類のように中房上面のケズリ調整の際に偶発的に残された可能性もある。しかし、このような蓮子をもつものは、Fig20-1のほかにも、Fig20-7や福島県立博物館所蔵資料のなかにも1点が確認されることから、偶発的なものではなく1型式として認めてよいと評価した。
- 註36 内藤政恒1965「3原町市周辺の古瓦の特色と性格」『腰浜廢寺』福島市史編纂準備委員会
- 註37 渡辺一雄1980『郡山五番遺跡III』 双葉町教育委員会
- 註38 梅宮茂1969『福島県史』1 福島県・辻 秀人1992『第3章 浜通り地方の古瓦の系譜』『福島県浜通りの古瓦』竹島コ

- レクション考古図録第2集 竹島國基編
- 註39 荒 淑人1999「泉麻寺跡第10次調査」『原町市内遺跡発掘調査報告書』4 原町市教育委員会
- 註40 藤垣晋也1970「飛鳥白鳳の古瓦」奈良国立博物館
- 註41 前掲24
- 註42 前掲85
- 註43 前掲38 なお、内藤政恒氏は、腰浜魔寺報文中で本軒丸瓦を闇弁四葉文鏡瓦と呼んでいる。
- 註44 藤木 海2006「有蓋弁蓮華文鏡瓦の展開とその背景」『福島考古』第47号 福島県考古学会
- 註45 藤木氏が復元した有蓋弁蓮華文軒丸瓦の製作工程は、比較的出土量の多い有蓋弁蓮華文軒丸瓦I類の観察に基づくものであり、有蓋弁蓮華文軒丸瓦II類・III類の製作工程については、将来の資料の増加により、再度検討を加える必要がある。
- 註46 前掲39
- 註47 前掲24
- 註48 前掲25 2005論文
- 註49 前掲25 2005論文
- 註50 藤木氏は前掲25において、花文鏡瓦2類（本報告の植物文軒丸瓦III類）の真当文様構成を、花文の割付けの検討から5単位に復元している。
- 註51 前掲24
- 註52 藤木 海2006「有蓋弁蓮華文鏡瓦の展開とその背景」『福島考古』第47号 福島県考古学会
- 註53 多賀城跡調査研究所1982『多賀城跡』政府跡本文編 宮城県文化財保護協会 仙台市教育委員会2005『郡山遺跡発掘調査報告書』一総括編（1）-
- 註54 内藤政恒1937「東北地方発見の重弁蓮華文鏡瓦についての一考察」上『宝雲』・内藤政恒1938「東北地方発見の重弁蓮華文鏡瓦についての一考察」下『宝雲』・内藤政恒1954「多賀城古瓦草創年代考」『文化』
- 註55 前掲25
- 註56 前掲24
- 註57 前掲25
- 註58 前掲 7・26・35
- 註59 仙台市教育委員会2005『郡山遺跡発掘調査報告書』一総括編（1）-
- 註60 多賀城跡調査研究所1982『多賀城跡』政府跡本文編 宮城県教育委員会 宮城県文化財保護協会
- 註61 前掲59
- 註62 仙台市教育委員会のご高配により実見をさせていただいた。また、佐川正敏氏に多くのご教示をいただいた。
- 註63 今泉隆雄2000「第1節陸奥国の始まりと郡山遺跡」『仙台市史 通史編2 古代中世』仙台市
- 註64 前掲59
- 註65 前掲24
- 註66 内藤政恒1939「東北地方出土の特異文様古瓦に就いて」『夢殿論誌』第19巻・内藤政恒1965「腰浜魔寺の古瓦の性格と位置」『腰浜魔寺跡』福島市史編纂準備委員会・内藤政恒1966「東北字瓦の顎面施文の研究」『日本歴史考古学論叢』藤木 海2006「有蓋弁蓮華文鏡瓦の展開とその背景」『福島考古』第47号 福島県考古学会
- 註67 藤木 海2006「有蓋弁蓮華文鏡瓦の展開とその背景」『福島考古』第47号 福島県考古学会
- 註68 前掲24
- 註69 進藤秋輝・高野芳宏1982「第V章 考察・2-（I）瓦」『多賀城跡』政府跡本文編 多賀城跡調査研究所・宮城県文化財保護協会・若原洋夫1994「陸奥国府系瓦における造瓦組織の再編過程（I）-黄金山産金蓮跡の所用瓦に対する再評価を中心として」『論集しのぶ考古』
- 註70 渡辺晃宏1995「第V章 考察・1木簡」『平城京左京二条二坊』三条二坊発掘調査報告-長屋王邸・藤原麻呂邸の調査-奈良国立文化財研究所第54冊 奈良国立文化財研究所
- 註71 岸直文1995「第V章 考察・2瓦塊類」『平城京左京二条二坊』三条二坊発掘調査報告-長屋王邸・藤原麻呂邸の調査-奈良国立文化財研究所第54冊 奈良国立文化財研究所
- 註72 前掲24
- 註73 前掲25 2005論文
- 註74 前掲69
- 註75 前掲69
- 註76 前掲25 2006論文
- 註77 前掲 7
- 註78 辻 秀人1992「第3章 淀通り地方の古瓦の系譜」『福島県淀通りの古瓦』竹島コレクション考古図録第2集 竹島國基編
- 註79 南相馬市教育委員会2007「泉麻寺跡」-古代陸奥国行方家の調査報告-
- 註80 藤木 海「福島 泉麻寺跡（陸奥国行方郡）」『木簡研究』第27号 木簡学会・原町市教育委員会「第2章 泉麻寺跡保存整備」『原町市内遺跡発掘調査報告書』9
- 註81 内藤政恒1965「東北字瓦の顎面施文の研究」『日本歴史考古学論叢』
- 註82 前掲25 藤木2006論文

泉廢寺跡全景

Color Ph. 1



Color Ph. 2



瓦出土状況（SX1001 上層）

出土瓦調査状況



SX1001（調査状況）



植物文軒丸瓦 I類出土状況



SX1001（瓦出土状況 下層）

植物文軒丸瓦 (1)

Color Ph. 3





单弁细弁莲华文·素弁莲华文·单弁莲华文·有蕊弁莲华文軒丸瓦

Color Ph. 5





偏行唐草文軒平瓦

Color Ph. 7





植物文軒丸瓦 (1)

Ph. 1



1: 植物文軒丸瓦 I B 2類 (花葉文軒丸瓦の瓦当文様の大部分を観察できる資料。厚手の造りとなるもの。)

2: 植物文軒丸瓦 I B 1類 (花葉文軒丸瓦の瓦当文様の大部分を観察できる資料。1よりも文様がシャープで、薄手の造りとなるもの。)

3: 最古段階の瓦范を用いた製品。(京塚沢瓦窯跡採取品 南相馬市博物館蔵)

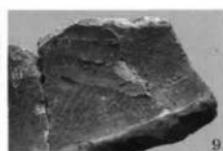
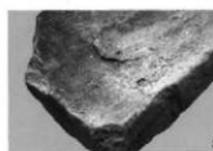
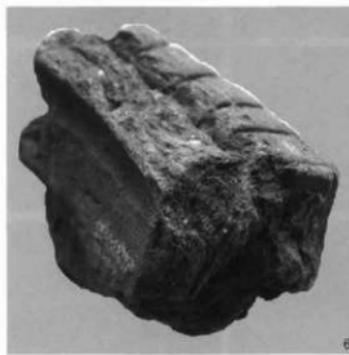
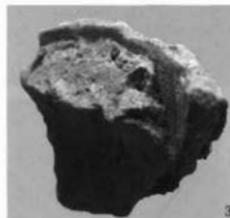
4・5: 3の部分写真 (花文の花托の表現がない。)

6: 3の部分写真 (1+4の蓮子がみられる中房)

7: 2の瓦当裏面 (ケズリ調整)

8: 1の瓦当裏面 (ナデ調整・瓦当周辺に指頭押圧。)

9~11: 蓮子の構成 (9 竹管状工具による刺突・10突出する
1+5・11竹管施文と突出する蓮子表現)



1:蓮子の構成（中心蓮子のみが痕跡として残る）
2:すべての蓮子が削り取られて素文の中房となっている。

3:瓦当裏面の接合粘土の状態。（接合粘土と丸瓦の関係がよく分かる。）

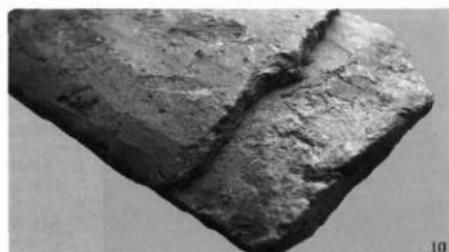
4:瓦当裏面の挿入構の状態。

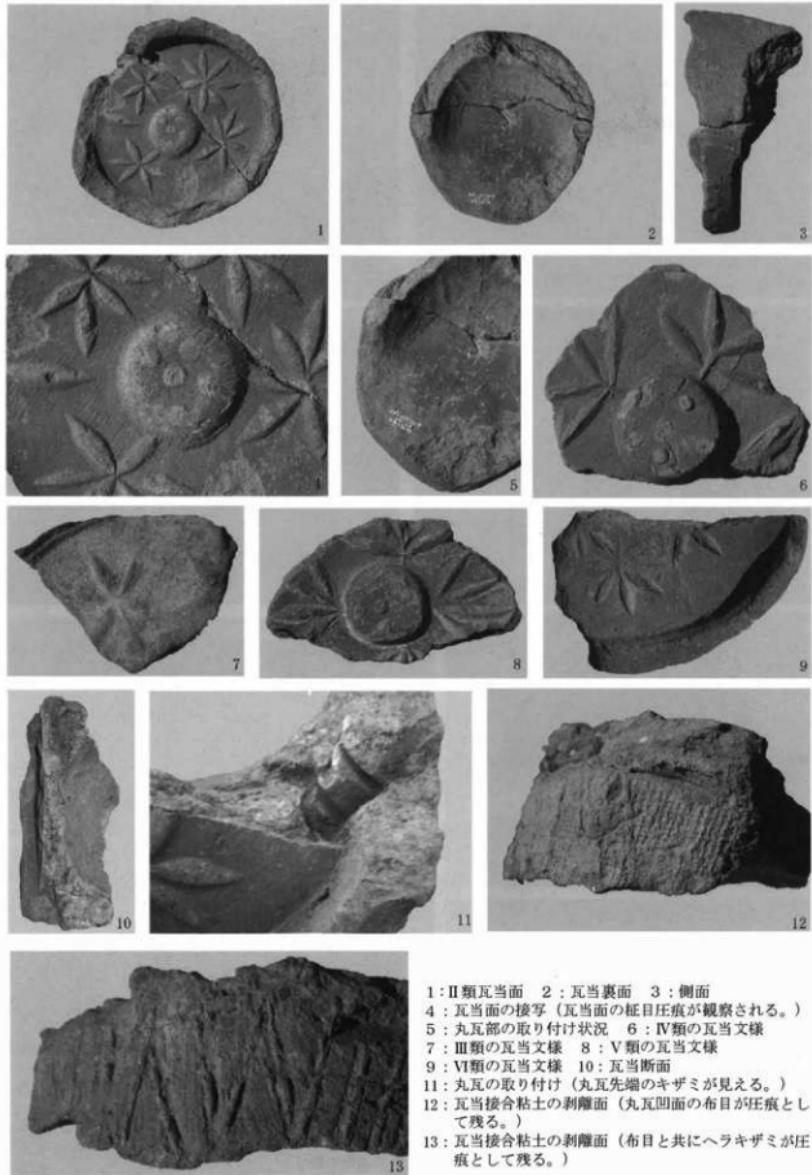
5:丸瓦剥離面に残る布目压痕。

6:丸瓦先端にキザミを施している資料。

7:丸瓦先端のキザミ

8~10:瓦当粘土が剥離した丸瓦。（8・9凹面の状況 瓦当粘土の剥離面には布目が残り、その上部には接合粘土の痕跡とユビナデが見られる。10凸面の状況 本来の丸瓦凹面と、付加された接合粘土により段を形成している様子。）





- 1 : II類瓦当面 2 : 瓦当裏面 3 : 側面
 4 : 瓦当面の接写 (瓦当面の紺目压痕が観察される。)
 5 : 丸瓦部の取り付け状況 6 : IV類の瓦当文様
 7 : III類の瓦当文様 8 : V類の瓦当文様
 9 : VI類の瓦当文様 10 : 瓦当断面
 11 : 丸瓦の取り付け (丸瓦先端のキザミが見える。)
 12 : 瓦当接合粘土の剥離面 (丸瓦裏面の布目が压痕として残る。)
 13 : 瓦当接合粘土の剥離面 (布目と共にヘラキザミが压痕として残る。)



1



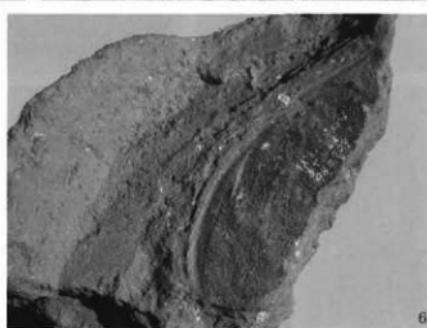
2



3



5



6



7

- 1 : 単弁細弁蓮華文軒丸瓦 I 類
- 2 : 単弁細弁蓮華文軒丸瓦 II 類
- 3 : I 類瓦当面接写 (太い界線に蓮弁の先端が接し、その両隣に珠文が配置される。)
- 4 : II 類瓦当面接写 (蓮弁の先端が界線に達していない。外区には小さな珠文が配置されている。)
- 5 : 瓦当裏面丸瓦の剥離面 (明確な挿入溝は見られない。)
- 6 : 5と同じ部分
- 7 : 瓦当裏面の調整

有蕊弁蓮華文軒丸瓦

Ph. 5



1



2



3



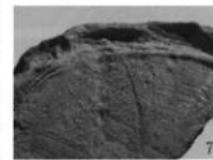
4



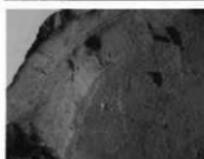
5



6



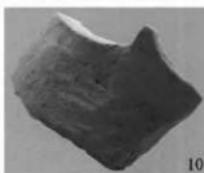
7



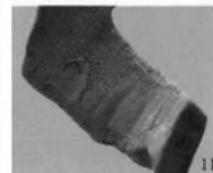
8



9



10



11

- 1 : 有蕊弁蓮華文軒丸瓦 I 類 2 : 瓦当断面
3 : 有蕊弁蓮華文軒丸瓦 I 類 4 : II 類 5 : III 類
6 : 瓦面の木口圧痕 7 : 瓦当裏面の木口圧痕
8 : 瓦当裏面に残る堤状の丸瓦 9 : 丸瓦部の剥離痕跡
10・11 : 丸瓦部が剥離した資料
(切り残された堤状の高まりがみられる)



1



2



3



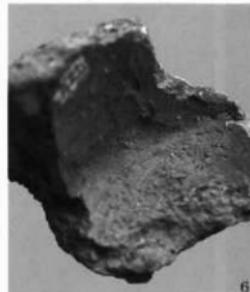
4



5



7



6



8

1 : 素弁蓮華文軒丸瓦 I 類
2 : 素弁蓮華文軒丸瓦 I 類裏面
3 : 蓮弁の形状（楔形の間弁の先端に珠文が見られる・中房は素文。）

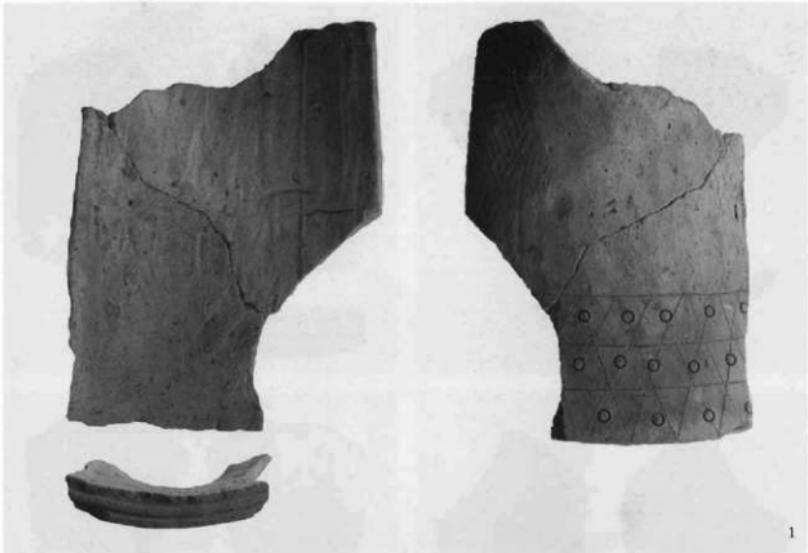
4 : 瓦当面と丸瓦の接合關係
瓦当裏面に丸瓦を立て、接合粘土を充填している。丸瓦剥離面には丸瓦凹面の布目が压痕となって残っている。)

5 : 素弁蓮華文軒丸瓦 II 類
6 : 素弁蓮華文軒丸瓦の瓦当裏面。(明確な挿入溝は見られないことから、接着式により接合が図られているのであろう。)

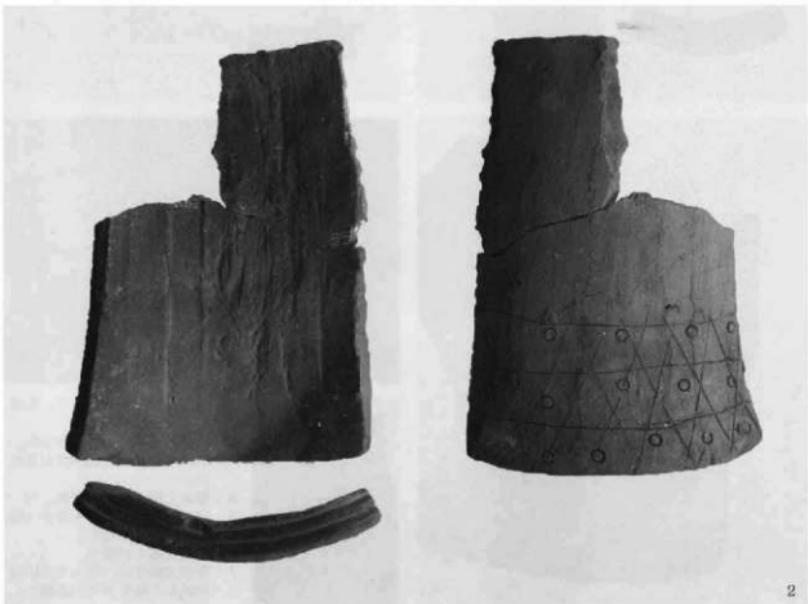
7 : 単弁蓮華文軒丸瓦（大きく盛り上がった大振りの子葉が目を引く。）
8 : 単弁蓮華文軒丸瓦裏面

重弧文軒平瓦 (1)

Ph. 7



1



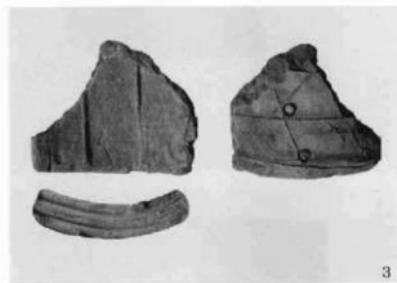
2



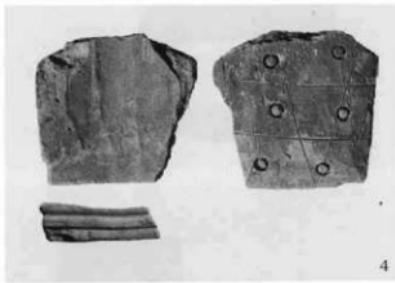
1



2



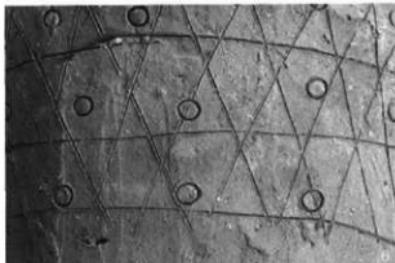
3



4



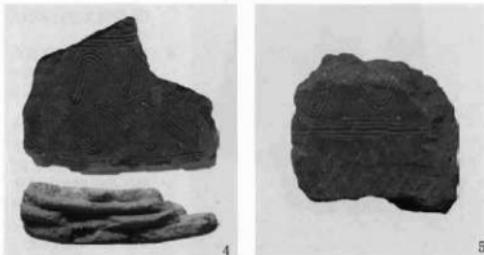
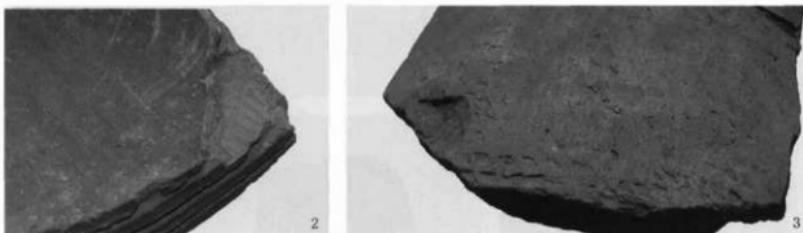
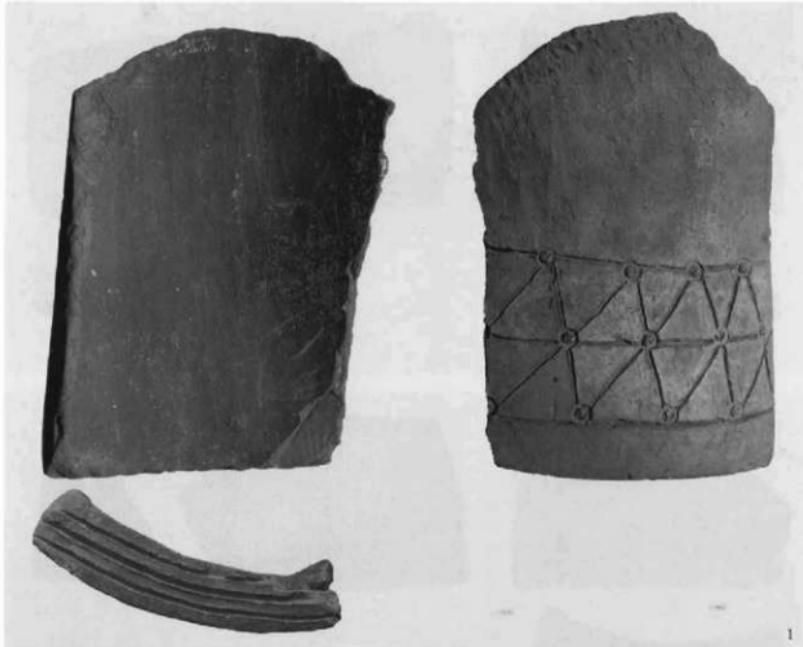
5



6



- 1 : 頸面文様 1 をもつ資料。斜格子タタキ目が残る。
- 2・3 : 頸面文様 2 をもつ資料。明瞭な布目と側板圧痕が見られる。
- 4 : 頸面文様 1 をもつ資料。
- 5 : 回面の状況。ナデ・布目・側板圧痕が見られる。
- 6 : 頸面文様 1 のヘラ入りが広端部隅から始まっている様子。



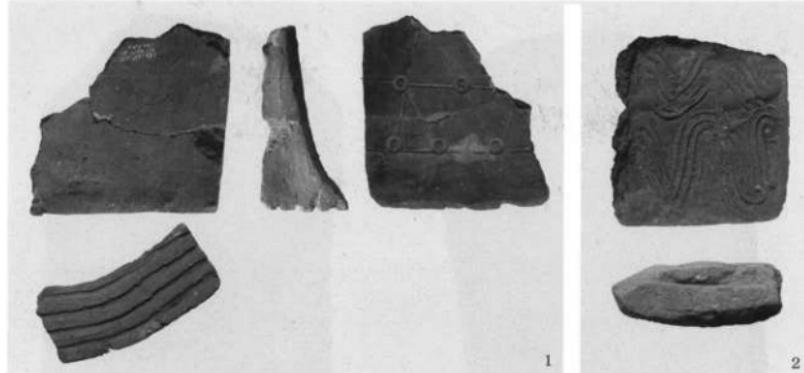
1 : 四重弧文軒平瓦（ロクロ挽きにより3
条の沈線を彫る。凸線の上端が平
坦になる挽型を用いている。）

2 : 広端部側の付加粘土が剥離した面。
糸切り痕跡が見える。

3 : 平瓦部凸面に残るタタキ目（斜格子）

4 : 四重弧文軒平瓦（凸線の上面が丸みを
帯びる挽型をにより重弧文を彫る。頭
面施文に櫛齒状工具を用いている。）

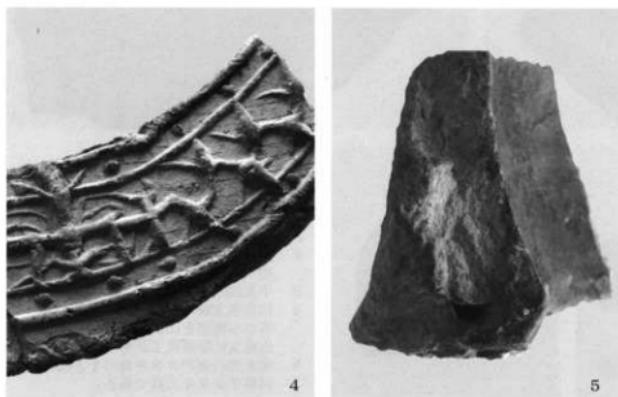
5 : 平瓦部凸面のタタキ目が1とは異なる
斜格子タタキ工具である。



1

2

3



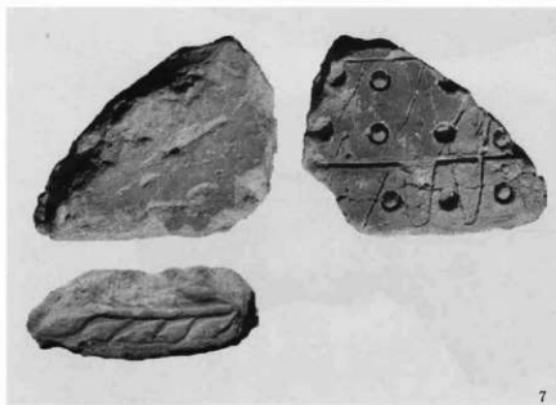
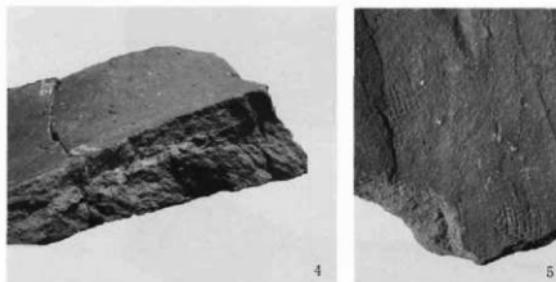
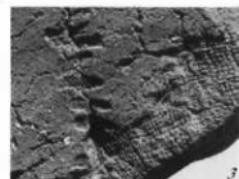
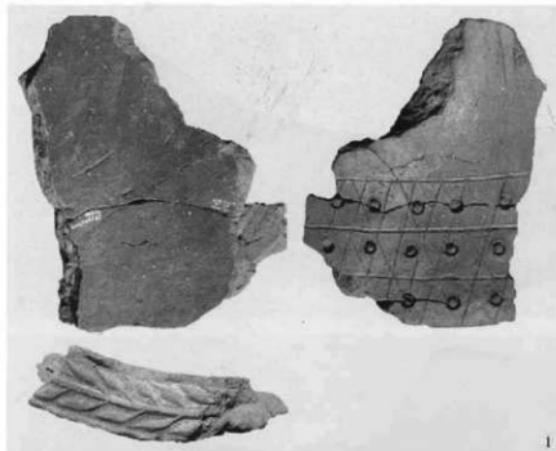
4

5

- 1 : 五重弧文軒平瓦(明瞭な曲線型をもつ。)
- 2 : 二重弧文軒平瓦(顎面には波状文。)
- 3 : 均整唐草文軒平瓦(顎面施文が行われないもの。)
- 4 : 均整唐草文軒平瓦の瓦当文様(特徴的な中心飾と唐草文、梃目圧痕が観察される。)
- 5 : 瓦当面の断面(瓦当粘土の裏面に瓦部の先端があたり、凹面・凸面側から接合粘土を加えた『包み込み接法』であることが分かる資料。)

木葉文軒平瓦

Ph. 11



- 1:木葉文軒平瓦Ⅰ類
2:平瓦部凸面の貼り付け粘土の下にある斜格子タクキ目
3:凹面の布の継ぎ合わせ
4:瓦当の断面(瓦当粘土の内側に平瓦先端をあてている様子)
5:凹面の布目とナデ調整
6:平瓦部と貼り付け粘土の関係
7:木葉文軒平瓦Ⅱ類
8:木葉文軒平瓦の瓦當部
9:8の裏面



1



2



1



2



3



4



5



6



7

偏行唐草文軒平瓦各類とも外区と内区を分かつ界線を持ち、外区の上区と下区には珠文を置くが、両脇には珠文は配置されていない。内区の唐草文はその配列ならびに文様の相違により細分される。

1 : 偏行唐草文軒平瓦 I 類（下段左隅がハート型になつてゐる。）

2 : 同じ文様の資料。3 : I 類の中央付近。

4・5 : 偏行唐草文軒平瓦 II 類（唐草文の巻き方向が変化し、珠文がある。下段右隅と上段左隅から 2 単位目の向きが違う。）

6 : 偏行唐草文軒平瓦 III 類（下段右隅の 2 単位の唐草文の巻き方向が違う。珠文が抜けている。）

7 : 偏行唐草文軒平瓦 IV 類（唐草文の間にハ字形・凸レンズ形の文様が入る。）



1



2



3



4



5



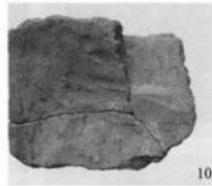
6



7



8



10

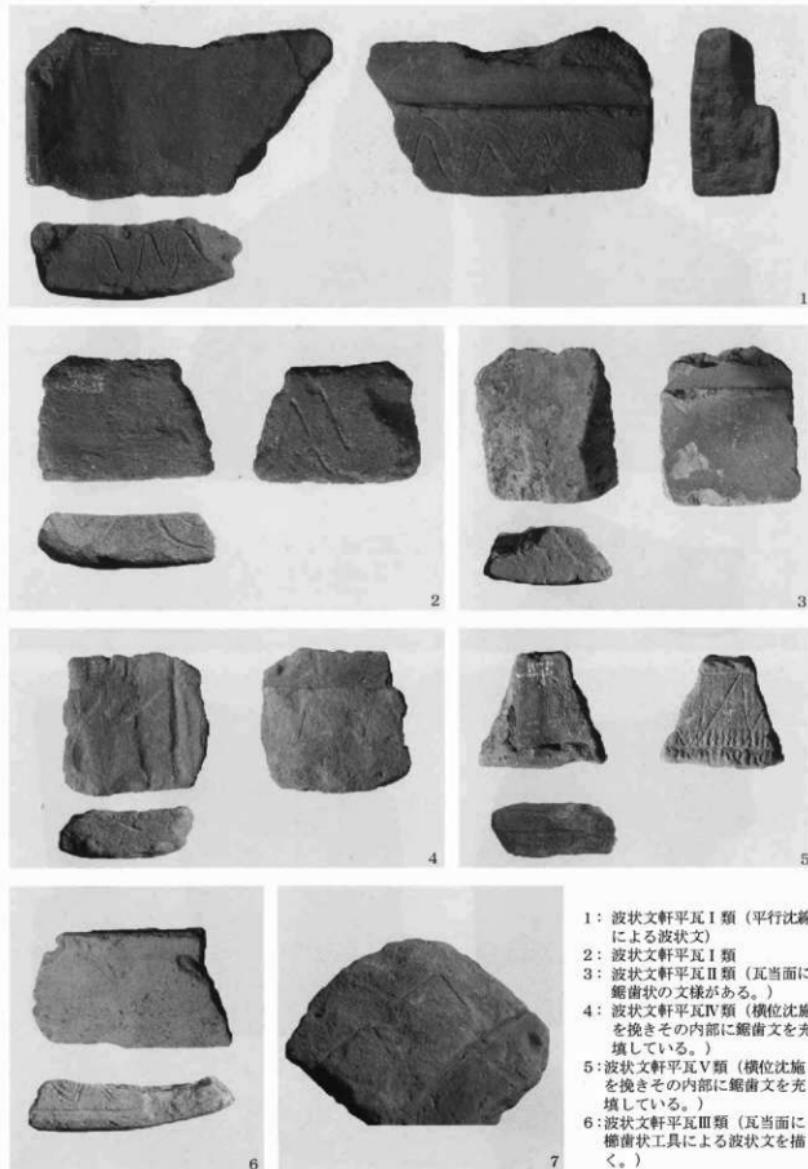


9

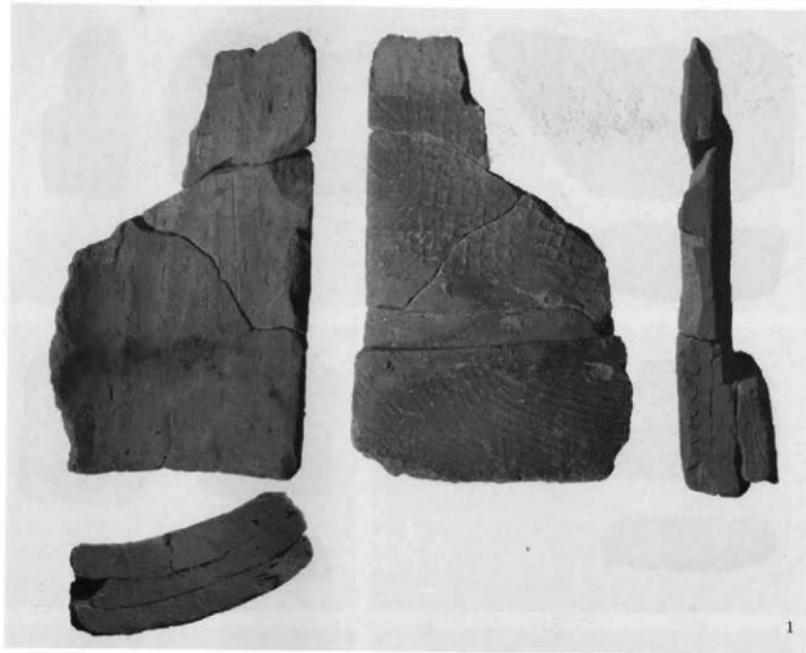


11

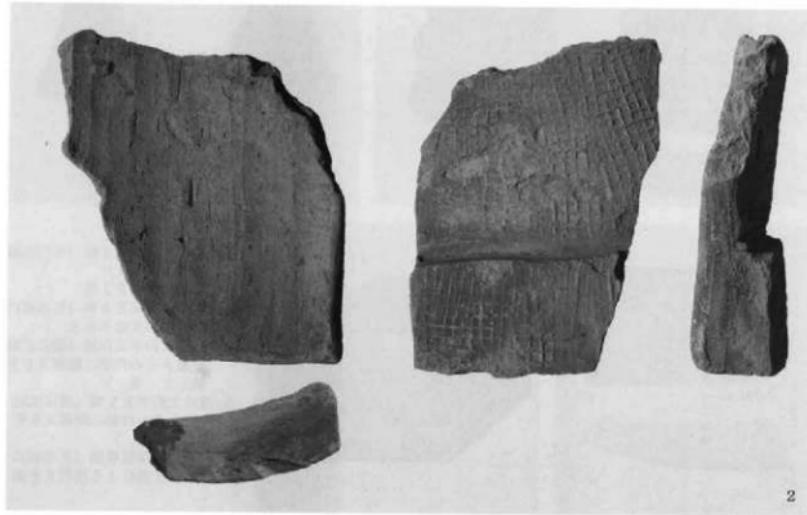
- 1 : 瓦当裏面の全体の様子
 2・3 : 掛入溝の状態
 4 : 瓦当付近の断面形（段顎のもの。）
 5 : ヘラ描き文と竹管状工具による顎面文様
 6 : 素文の段顎をもつ資料。
 7 : 素文の段顎の資料。
 8 : 瓦当面と平瓦部の接合状況。（平瓦先端を瓦当粘土の裏面にあて、その上下に粘土を加えている。）
 9 : 平瓦部の先端にヘラキザミを加えている。
 10 : 粘土が剥離した面の凹面に布目が残る。
 11 : 瓦当粘土の剥離面に格子タキ目が残る様子。



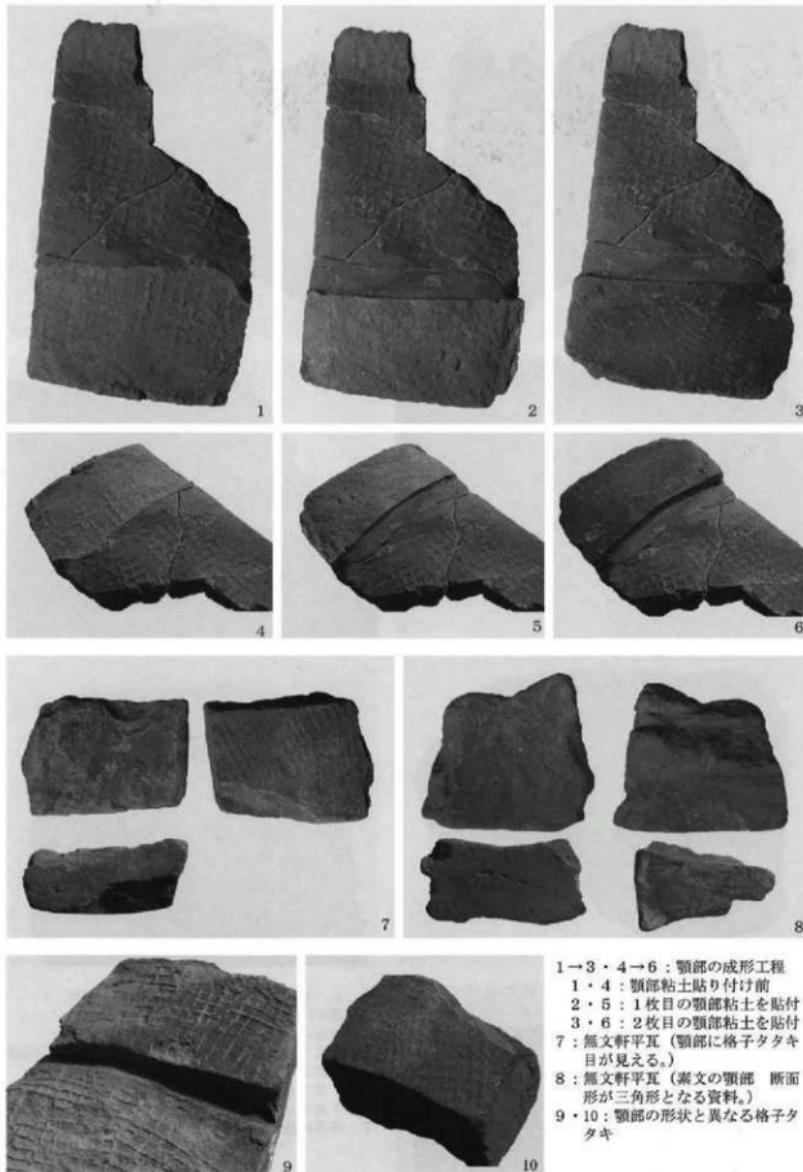
- 1: 波状文軒平瓦 I 類（平行沈線による波状文）
- 2: 波状文軒平瓦 II 類
- 3: 波状文軒平瓦 III 類（瓦当面に鋸齒状の文様がある。）
- 4: 波状文軒平瓦 IV 類（横位沈施を挽きその内部に鋸齒文を充填している。）
- 5: 波状文軒平瓦 V 類（横位沈施を挽きその内部に鋸齒文を充填している。）
- 6: 波状文軒平瓦 VI 類（瓦当面に櫛齒状工具による波状文を描く。）

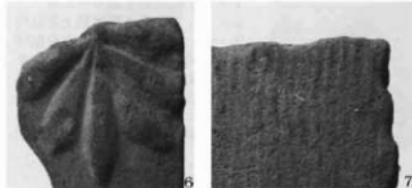
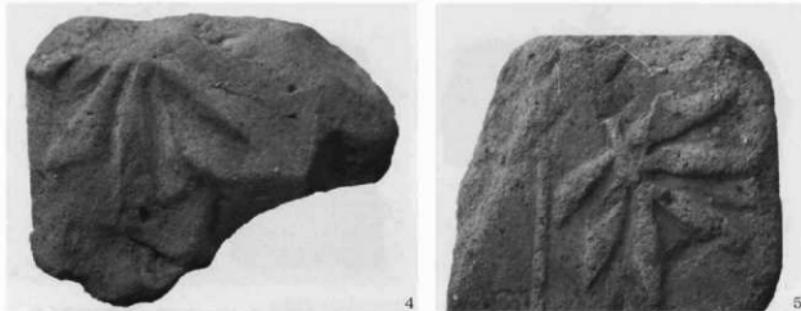
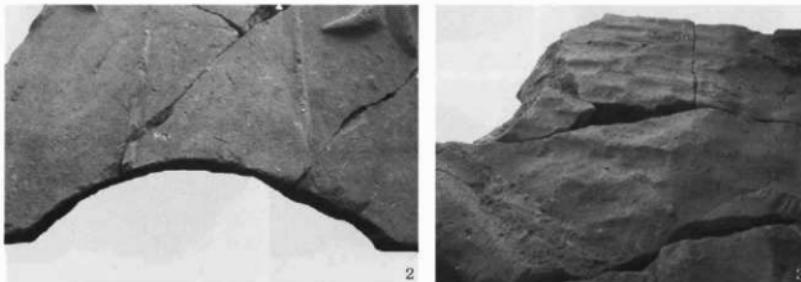


1



2





- 1 : 鬼板 (葉文と刺り込み部分を残す資料。)
 2 : 織り込み部分の接写
 3 : 裏面のユビナデ調整
 4 : 葉文と織り込み部分を残す資料 (織り込みの位置と葉文の配置が 1 とは異なっている。)
 5 : 下垂する葉文
 6 : 下垂する葉文
 7 : 裏面に残るハケメ状の調整痕

報告書抄録

| ふりがな | いづみはいじあと | | | | | |
|--------|--|--------------------|---|--------------------------------------|---|------------------------------------|
| 書名 | 泉廃寺跡 | | | | | |
| 副書名 | 陸奥国行方郡家出土瓦の報告 | | | | | |
| シリーズ名 | 南相馬市埋蔵文化財調査報告書 | | | | | |
| シリーズ番号 | 第12集 | | | | | |
| 編著者名 | 荒 淑人 | | | | | |
| 編集機関 | 福島県南相馬市教育委員会文化財課 | | | | | |
| 所在地 | 〒975-0012 福島県南相馬市原町区三島町二丁目45番地 TEL 0244-24-5284 | | | | | |
| 発行年月日 | 西暦2008(平成20年)3月31日 | | | | | |
| 所収遺跡名 | 所在地 | コード 市町村 遺跡番号 | 北緯 東経 | 調査期間 上段：着 下段：完 | 面積 (m ²) | 調査原因 |
| 泉廃寺跡 | 福島県南相馬市原町区泉字寺家前・宮前・町池・町・館前 | 07206 00097 | 37° 39' 50" 141° 00' 50" | 1994.12.01 2005.03.03 | 66,447 | 各種開発事業 ならびに保存 目的のための 確認調査 |
| 所収遺跡名 | 種別 | 主な時代 | 主な遺構 | 主な遺物 | 特記事項 | |
| 泉廃寺跡 | 官衙 | 奈良・平安 | 正倉院・郡庁院・館院・寺院・運河・曹司側柱式掘立建物・總柱建物・溝・竪穴住居・竪穴遺構 | 土師器・須恵器・軒丸瓦・軒平瓦・丸瓦・平瓦・隅切瓦・鬼板・埴・木簡柱材等 | 陸奥国行方郡家跡 郡庁・正倉・館・運河・寺院が確認 され7世紀末から 9世紀末まで機能 する。 | |

印 刷 2008年3月25日
発 行 2008年3月31日

南相馬市埋蔵文化財調査報告書 第12集

泉廃寺跡

—陸奥国行方郡家出土瓦の報告—

編 集 南相馬市教育委員会事務局 文化財課
発 行 南相馬市教育委員会
〒975-0012 福島県南相馬市原町区三島町二丁目45番地
TEL 0244-24-5284

印 刷 株式会社 こはた印刷所
〒975-0002 福島県南相馬市原町区東町二丁目99番地
